

港区学校教育推進計画

令和3(2021)年度～令和8(2026)年度

(素案)

Minato City School Educational
Promotion Plan
(Draft)

令和2(2020)年11月

港区教育委員会

策定に当たって

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の暮らしを根底から揺るがし、私たちはこれまでにない危機に直面しています。

かつてない先行きが不透明な状況だからこそ、区は、困難を克服した先の明るい未来の展望を示し、区民一人ひとりがこれまで以上に大切にされ、多様性を認め合う社会をめざします。

本計画をとおして、「夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する子ども」をめざすべき子どもの姿として掲げ、生涯にわたり自ら学び続ける意欲を養い、新たな価値を創造し、将来を担う人づくりに取り組みます。

※上記の趣旨を始めた教育長の挨拶文を掲載予定

※学校教育分野の写真を掲載予定

本計画の施策を展開するに当たって

区は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人口動向への影響を注意深く観察し、本計画に計上した取組や事業等の実施について柔軟に対応するとともに、景気後退による財政状況の変化にも注視し、優先的・重点的に取り組む課題に財源を積極的に配分することにより、港区らしいきめ細かなサービスを開いてまいります。

新型コロナウイルス感染症の危機を 乗り越えるために

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の命と健康を脅かすとともに、学校教育、生涯学習、スポーツ、図書館などの分野に深刻な影響を及ぼしました。港区教育委員会は、教育ビジョンに掲げる「すべての人の学びを支えつなぎ生かす」という基本理念を実現するという使命のもと、新型コロナウイルス感染症がもたらした危機に対し、国や東京都の施策に加えて、区民に最も身近な行政機関として、区の地域特性を踏まえた対策を実施してきました。

教育委員会がこれまで取り組んできた主な対策

感染症対策

- ・施設利用時の検温、アルコールによる手指消毒
- ・学校出入口にサーモグラフィを設置
- ・感染症専門アドバイザーの施設訪問



教育活動の支援

- ・タブレットを活用したオンライン授業
- ・スクール・サポート・スタッフ等の追加配置
- ・「Minato×Teachers Channels」による動画配信



生涯学習・スポーツ活動の支援

- ・生涯学習講座、スポーツ教室のオンライン実施
- ・施設利用者のキャンセル料免除
- ・ボランティアや施設利用者用の消毒剤や検温器の配備



読書活動の支援

- ・区立図書館における予約図書の無料郵送サービス
- ・利用登録（図書館カード作成）の郵送受付
- ・閲覧席・受付カウンターの飛沫防止対策



目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画の概要	3
(1) 港区学校教育推進計画とは	3
(2) 計画の目的	3
(3) 計画の位置付け	3
(4) 計画の期間	4
2 策定の背景	5
(1) 社会情勢の変化	5
(2) 国及び東京都の状況	6
(3) 港区の状況	8
3 策定の方向性	9
第2章 港区の学校教育に関する現状と課題	13
1 港区の人口動向	15
2 港区の学校教育に関する現状と課題	16
(1) 「徳」「知」「体」を育む学びの推進	16
(2) 未来を切り拓いて生き抜く力の育成	36
(3) 地域社会と連携した教育の推進	45
(4) 学びを支える教育環境の整備	49
第3章 学校教育の推進	53
1 めざすべき姿	55
2 基本目標	56
3 施策の体系	60
4 施策の展開	61
基本目標1 「徳」「知」「体」を育む学びの推進	62
基本目標2 未来を切り拓いて生き抜く力の育成	73
基本目標3 地域社会と連携した教育の推進	85
基本目標4 学びを支える教育環境の整備	91
第4章 計画の推進	97
1 計画の推進体制	99
(1) 推進体制	99
(2) 各主体の役割	100
2 計画の進行管理	101
(1) 管理方法	101
(2) 評価方法	101

第1章

計画の策定に当たって

1 計画の概要

(1) 港区学校教育推進計画とは

「港区学校教育推進計画」は、「港区教育ビジョン（港区教育大綱）」が掲げる基本理念、目指す人間像、取組の基本的方向性に基づき、子どもたちや学校を取り巻く環境の変化、これまでの取組と成果、区民ニーズ等を踏まえた上で、区立幼稚園、小・中学校における教育のさらなる充実・発展、魅力ある学校づくりを着実に推進するための基本的な考え方や施策、具体的な取組を示した計画です。

(2) 計画の目的

港区では、「港区学校教育推進計画」（平成 27（2015）年 2月策定）で掲げられためざすべき子どもの姿「夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する子ども」の実現に向け、平成 30（2018）年 3月の改定を経て、学校教育に関わる施策を推進してきました。

現在の社会情勢の変化としては、「SDGs^{※1}（持続可能な開発目標）」の採択、「Society 5.0^{※2}」の実現に向けた取組の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響、増加傾向が続く区の人口動向など、非常に大きな変化が生じており、港区の特性を生かしつつ、こうした状況に的確に対応する施策が求められます。

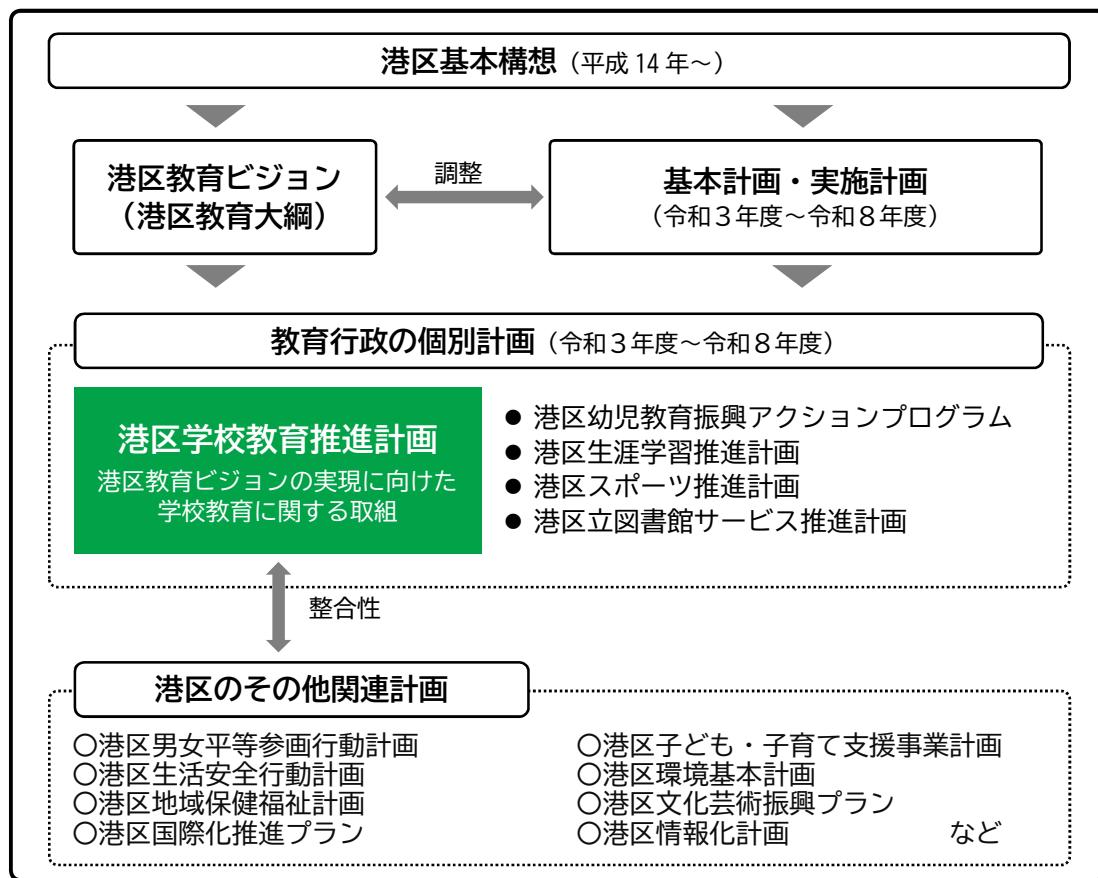
このような背景から、港区では「港区教育ビジョン（港区教育大綱）」の基本理念・方向性を踏まえつつ、学校教育を取り巻く社会情勢の変化や現状と課題に対応した施策を計画的に推進するため、新たに「港区学校教育推進計画」を策定することとしました。

(3) 計画の位置付け

「港区学校教育推進計画」は、学校教育分野における具体的な取組を推進するための基本的な考え方や施策を示すものです。また、「港区基本計画・港区実施計画」をはじめ、幼児教育や生涯学習、スポーツや図書館サービスなどの教育分野の各計画のほか、国際化、環境等の関連計画と整合性を図ります。

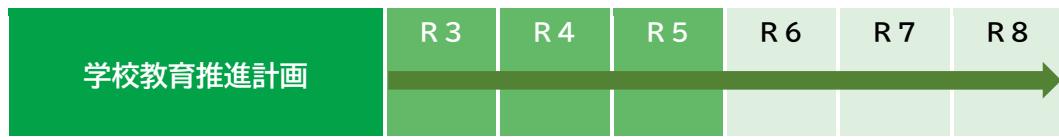
※1 SDGs：「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のこと。

※2 Society 5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会。



(4) 計画の期間

「港区基本計画」の計画期間と同様に、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間の計画とし、中間年となる令和5(2023)年度に見直しを行う予定です。



2 策定の背景

(1) 社会情勢の変化

①持続可能な社会への移行

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）から構成された令和 12（2030）年度までの国際目標「S D G s（持続可能な開発目標）」が採択されました。目標 4 「質の高い教育をみんなに」では、すべての子どもへの学習環境の提供や、持続可能な開発を促進するための必要な知識及び技能の習得などが掲げられています。

②S o c i e t y 5. 0 の実現に向けた取組の進展

I o T^{※3}やロボット、A I^{※4}、ビッグデータ^{※5}、5 G^{※6}といった技術革新により、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会「S o c i e t y 5. 0」の実現に向けた取組の進展が予測されます。

③新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響

感染拡大により、区民生活に影響が出ており、引き続き感染症対策が求められるところですが、感染拡大に伴う学校の長期の臨時休業を契機として、オンライン教育^{※7}の必要性に焦点が当てられ、全国の自治体で導入に向けた取組が加速しました。さらに、「新しい生活様式^{※8}」の浸透が学校教育の現場にも変化をもたらしました。

④増加傾向が続く区の人口動向

区の総人口は今後、30 万人を超える見込みであり、子どもの人口増加も続いている。教育の質を確保するため、的確な施策を展開していくことが求められます。

※3 I o T : Internet of Things : 「モノのインターネット」の略で、機械や家電等、様々な機器を、インターネットを通じてつなぐことで、ビッグデータの収集や機器の制御等を実現する技術。

※4 A I : Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。

※5 ビッグデータ : 情報通信技術の進展により生成・収集・集積等が可能・容易となる多種多量のデータ。

※6 5 G : 第5世代移動通信システム。「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」が特徴。

※7 オンライン教育 : インターネット回線をとおして遠隔で行う、時間や場所にとらわれない教育手段のこと。

※8 新しい生活様式 : 新型コロナウィルスの出現に伴い、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践していく必要があり、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防のために行うものとされている。

⑤人生100年時代の到来

日本人の健康寿命は世界最高水準であり、更なる延伸が予想されています。こうした人生100年時代^{※9}を迎えるにあたっては、一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、だれもが生涯にわたってあらゆる機会に学び続けることができる環境づくりが大切です。生涯にわたって学習に取り組む意欲や資質を育むために、幼児教育、小・中学校教育の段階から質の高い教育を行い、充実したマルチステージの人生を送れるよう教育環境を整備する必要があります。

(2) 国及び東京都の状況

ICTの活用により様々なサービスが生み出され、生活の利便性が高まる中で、社会の仕組みやコミュニケーションの在り方は大きく変化しつつあります。また、国際化の進展により、地域社会において外国人と接する機会はさらに増加していくことが予想されます。

このような社会状況を踏まえ、平成29(2017)年3月、国は、幼稚園教育要領及び小・中学校学習指導要領を改訂(幼稚園は平成30(2018)年度、小学校は令和2(2020)年度、中学校は令和3(2021)年度から全面実施)し、新しい時代に求められる資質・能力を育むため、「主体的・対話的で深い学び^{※10}」の実現が重要であるとした上で、小・中学校では道徳を特別の教科としたほか、外国語教育の教科化等の教育内容の改善、小学校段階からのプログラミング教育^{※11}やキャリア教育^{※12}の充実、子どもたちの発達や障害の状態に応じた指導の工夫などを明記しています。

平成29(2017)年12月、文部科学省は「学校における働き方改革に関する緊急対策」をまとめ、教職員が児童・生徒に対して効果的な教育活動を行うための具体的な取組内容が示されました。

※9 人生100年時代：ロンドン・ビジネス・スクール教授のリンダ・グラットン、アンドリュー・スコットによる『LIFE SHIFT（ライフ・シフト）100年時代の人生戦略』の中で提唱された言葉。寿命の長期化によって先進国での2007年生まれの2人に1人が103歳まで生きる「人生100年時代」が到来するとし、100歳まで生きることが一般化する社会では、年齢による区切りがなくなり、学び直しや転職、長期休暇の取得など人生の選択肢が多様化すると予想している。

※10 主体的・対話的で深い学び：学ぶことに興味・関心を持ち自己の学習を振り返って次へつなげる「主体的な学び」、多様な人との対話を通じて自己の考えを広げていく「対話的な学び」、習得した知識等を活用した見方・考え方を課題の解決に生かしていく「深い学び」により、「どのように学ぶか」という学びの質を高めることが重要とされた。

※11 プログラミング教育：令和2(2020)年度から必修化された、プログラミングを行う際に必要となる論理的思考力を育てる教育のこと。

※12 キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、キャリア発達を促す教育。

平成 30（2018）年 6 月、国は第 3 期教育振興基本計画を策定し、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力」、「社会の持続的な発展をけん引するための多様な力」の育成などが基本的な方針として示されました。

また、同月、未来の学びについての報告書・提言書が公開され、「S T E A M 教育^{※13}」の必要性が示されました。

令和元（2019）年 12 月、国は S o c i e t y 5. 0 の実現に向け、子どもの個性に合わせた教育の実現などを目的として、児童・生徒に 1 人 1 台の学習者用端末の配備や高速ネットワーク環境等を整備する「G I G A スクール構想^{※14}」が示されました。

東京都教育委員会は、平成 31（2019）年 3 月に「東京都教育ビジョン（第 4 次）」を策定し、情報技術の急速な発展や超高齢社会の到来、国際化の進展、就業・就労状況の変化、経済と産業の変化を背景に、知・徳・体の柱のうち「徳」の内容を充実させることを示しました。

学習指導要領



G I G A スクール構想



※13 S T E A M 教育：Science/科学、Technology/技術、Engineering/工学、Art/芸術、Mathematics/数学等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教育。

※14 G I G A スクール構想：令和元年（2019）12 月に文部科学省から発表されたプロジェクト。GIGA とは Global and Innovation Gateway for All の略。小学校の児童、中学校の生徒 1 人に 1 台の PC と、全国の学校に高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子どもたちに最適化された創造性を育む教育を実現する構想。

(3) 港区の状況

前計画以降、区では以下のような取組を進めてきました。

● 教職員の働き方改革の推進

区は、平成 31（2019）年3月に、「港区教職員の働き方改革実施計画」を策定し、教職員が子どもたちに向き合う時間を確保するための取組を推進しています。

● コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進

令和元（2019）年度には、コムニティ・スクール（学校運営協議会^{※15}）を赤坂アカデミー^{※16}、お台場アカデミーで開始し、地域と連携した質の高い学校教育を推進しています。

● 港区立みなと科学館の開設

令和 2（2020）年度には、「港区立みなと科学館」を開設し、普段の学校の授業では実施が難しい理科実験や、楽しく学べる実験・工作のワークショップを展開する実験室等を活用した理数教育を推進しています。

● 1人1台のタブレット端末配備

G I G Aスクール構想への対応として、令和 2（2020）年度、小・中学校の児童・生徒に1人1台のタブレット端末を配備しました。これを活用し、情報リテラシーを育み、多様な学びを支える教育を推進します。

● 特別支援教育の充実

特別支援教育の充実として、発達障害、特別な教育的支援が必要な児童・生徒等に、自らの特性に気付き、その対処法を学ぶことや得意な力を伸ばし苦手な部分を補う学び方を習得させるなど、通常の学級での学習や生活に適応できるよう特性に応じた指導を行っています。

● その他の取組

すべての小・中学校でキャリア・パスポート^{※17}を活用したキャリア教育を実践しています。安全教育については、地域と連携した学校主体の防災訓練、不審者侵入対応訓練、自転車に関する交通安全指導を実施しています。情報モラル教育^{※18}については、すべての小・中学校でS N S学校ルールの見直しを図っています。S O Sの出し方に関する教育^{※19}について、すべての小・中学校で年間指導計画に位置付けています。

※15 学校運営協議会：保護者や地域住民の学校運営や教育活動への意見を反映させるなど、学校と保護者や地域との協働により、子どもの豊かな成長をともに支える仕組み。平成 29（2017）年4月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、学校運営協議会の設置が努力義務化された。

※16 アカデミー：区立中学校の通学区域を単位とする各幼稚園、小・中学校による研究グループの名称。各アカデミーで区立幼稚園、小学校、中学校が連携した教育活動や指導方法について、研究を行っている。

※17 キャリア・パスポート：キャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材のこと。

※18 情報モラル教育：一人ひとりが情報化の進展が生活に及ぼす影響を理解し、情報に関する問題に適切に対処し、積極的に情報社会に参加しようとする創造的な考え方を育む教育。

※19 S O Sの出し方に関する教育：「子どもが現在起いている危機的状況、または今後起こりえる危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育。

3 策定の方向性

港区学校教育推進計画は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間の計画として策定します。

新しい計画では、区が目指す教育の基本理念、目指す人間像を掲げた教育ビジョンに照らし、「夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する子ども」を将来像として踏襲します。その上で、区がこれまで取り組んできた施策や事業の成果、社会動向やアンケートから得られた新たな課題を踏まえ、令和3（2021）年度以降の学校教育推進計画を策定します。

なお、これまで個別計画として策定し、令和2（2020）年度で計画期間を終了する「港区教職員の働き方改革実施計画」、「港区学校情報化アクションプラン」の2計画については、今後さらに継続して取り組むべき施策を精査した上で、港区学校教育推進計画に統合し計上します。

（1）自らが国づくり、社会づくりの主体となれるようその基盤となる、「徳」「知」「体」を育み、一人ひとりの個性を伸ばす教育を推進します。

- ① 自分を大切にするとともに、他者を思いやる豊かな心の育成に取り組みます。いじめや差別をしない規範意識を身に付け、協調性や助け合う心を育むため、人権教育や道徳教育を推進します。
- ② 学校司書^{※20}及び学校図書館支援員を活用し、「読書センター」「学習センター」「情報センター」として学校図書館の機能の充実を図り、読書をとおして人生を豊かにしようとする姿勢を育成します。
- ③ 基礎的な学力と論理的思考力、判断力、表現力の育成に取り組みます。学習指導要領の改訂を踏まえ、港区の特性を生かした授業を開発し、子どもたちの知的好奇心を高め、意欲的に学ぶ姿勢を育みます。
- ④ プログラミング教育を推進し、物事を順序立て、試行錯誤し解決する力を育成します。
- ⑤ 子どもたちの体力を向上させるため、一人ひとりの基本的な生活習慣の確立と健康な体づくりを支援します。食育や学校保健のさらなる充実、学齢や成長に応じた体力・運動能力を身に付けるための教育に取り組みます。

※20 学校司書：学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員の学校図書館の利用を一層促進するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。「学校図書館法」第6条第1項で設置に努めるよう規定されている。港区では、平成29（2017）年度より週1日、各小・中学校に配置している。

⑥ 子どもたちの多様な学びの場を確保する取組を進めます。個に応じた教育を充実させるとともに、障害の有無に関係なく、自身が生活する地域の学校で、自分に合った配慮を受け、ともに学ぶことをめざすインクルーシブ教育^{※21}の理念に沿った環境整備を進めます。

(2) 未来への先行投資を実行し、「知」の世紀をリードする創造性や未来を切り拓き、生き抜く力を育成します。

- ① 日常的に I C T を活用できる環境を整え、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図ることで、子どもたちの発達の段階に応じた、情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成します。
- ② 「G I G Aスクール構想」に対応し、1人に1台のタブレット端末を配備することで、子どもたち一人ひとりの理解度に合わせて個別最適化した授業やオンライン授業の充実により、子どもたちの確かな学びを保障します。
- ③ 郷土の歴史や文化、理科・科学、防災、環境などに関する体験学習の充実により、特色ある教育を推進します。港区立みなと科学館を活用し、理数教育^{※22}やS T E A M教育に取り組み、未来を創造する力を育成します。
- ④ 教育センターを核とした相談機能を一層充実させ、不登校の児童・生徒や保護者の悩みに寄り添うとともに、医療、大学、児童発達支援センター等の関係諸機関と連携して課題の解決を図ります。
- ⑤ 港区ならではの幼児期からの教育カリキュラムや、アカデミーごとに連携した幼・小中一貫教育をさらに発展させ、子どもたちの発達や学びの連続性に配慮した教育を推進します。選ばれる区立小・中学校となるよう各学校の魅力を高める取組を進めるとともに、将来を見据えた進路選択ができるよう、保護者と子どもたちへの情報提供や相談機能の充実を図ります。
- ⑥ S D G s（持続可能な開発目標）の達成に向け、掲げられている様々な課題について、子どもたちに自分ごととして捉える意識の醸成や、日頃から取り組めるような知識を身に付けるための教育を推進します。

※21 インクルーシブ教育：障害のある子どもを含むすべての子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を通常の学級において行う教育。

※22 理数教育：理数的な事象を考察・分析するために、数学を基礎として論理的な思考力を育成するとともに、コンピュータを有効に活用し、問題解決を図る能力を養う教育。

(3) 家庭や地域との連携を深めるとともに、港区の特性を生かした特色ある教育を推進し、世界に貢献できる人材を育成します。

- ① 学校教育への理解を深めてもらうため、学校での取組や子どもたちの様子を保護者や地域に向けて積極的に情報発信します。
- ② 保護者自身が家庭内での教育について学ぶ機会をつくることなどにより、これまで以上に幼稚園・学校及び家庭との連携を深め、家庭の教育力の向上に努めます。
- ③ コミュニティ・スクールを充実させ、保護者や地域の声を聴き、地域とともにある学校として、PTAや地域との連携も深め、積極的な地域参加により、地域が一体となって子どもたちの健全な育ちを支える環境づくりに取り組みます。
- ④ 企業や大学、NPO等の団体、大使館など港区の豊富な人材や社会資源を活用した特色ある教育を推進し、子どもたち一人ひとりに応じた多様な学びの機会を創出します。
- ⑤ 英語によるコミュニケーション能力の向上をはじめとした国際理解教育を推進するとともに、国際学級や日本語指導といった外国人等の子どもの学びを支える取組の充実など、国際社会で活躍する人材の育成に取り組みます。

(4) 教員の働き方改革とともに学校の教育力の向上を図り、子どもたちが安全・安心に、生き生きと学び、健やかに成長していくことのできる教育環境を整備します。

- ① 校務支援システム^{※23}や自動採点システム^{※24}等のICTの活用や学校行事などの積極的な見直し、人的資源のさらなる活用など教職員の働き方改革に取り組み、教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちの学びの一層の充実につながる取組を推進します。また、教職員がICTを効果的に活用できるよう支援します。
- ② 教員の指導体制の充実、専門的な人材との連携など、学校が抱える複雑・多様な課題を解決し、子どもたちに必要な資質・能力を育む「チームとしての学校」の体制整備に取り組みます。

※23 校務支援システム：児童・生徒の情報を取り扱う校務処理を電子システム化したもの。校内で連絡するためのインターネットメールや掲示板など、グループウェア機能も併せ持ち、教職員の作業効率化を図ることができる。

※24 自動採点システム：スキャンした解答用紙をPCに取り込み、PC上で採点を行うことができるシステムのこと。

- ③ 幼児・児童・生徒数の増加に的確に対応するため、安全・安心な教育環境を計画的に整備します。学校施設の安全点検、通学路点検等の安全対策、いじめの防止や食物アレルギーへの適切な対応等、子どもたちの安全確保を第一とした取組を推進し、子どもを事件・事故から守ります。
- ④ 防災、防犯、交通安全、新型コロナウイルス等の感染症対策など、社会生活を営む上での様々なリスクから自らの安全安心を守ることができる力を養う教育を進めます。
- ⑤ 子どもたち一人ひとりが、夢と希望をもって成長していくよう、「学習支援」「相談の充実」「家庭教育の支援」「経済的支援」の4本の柱による学びの未来応援施策を引き続き推進します。

第2章

港区の学校教育に関する現状と課題

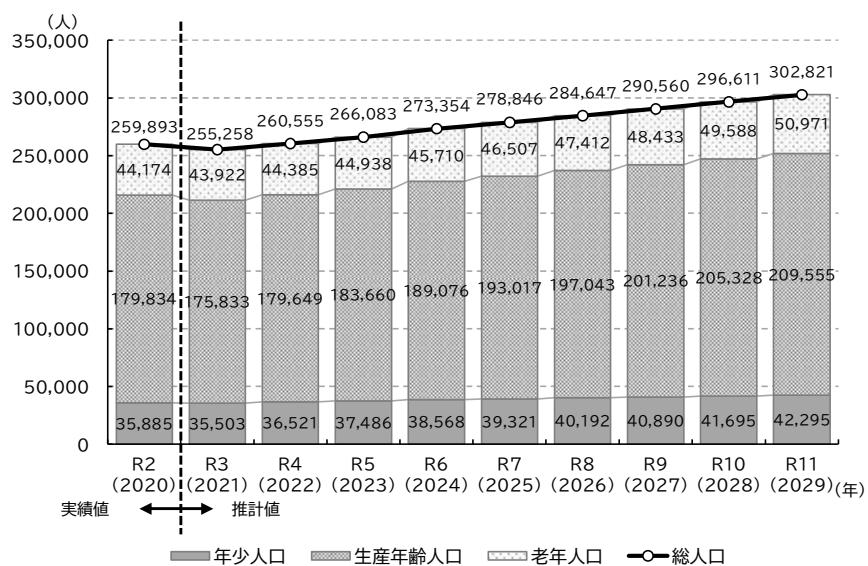
1 港区の人口動向

港区の総人口は、令和2（2020）年10月1日現在、259,893人であり、令和3（2021）年に一端減少するものの、以降増加を続け、令和11（2029）年に30万人を突破すると推計されています。

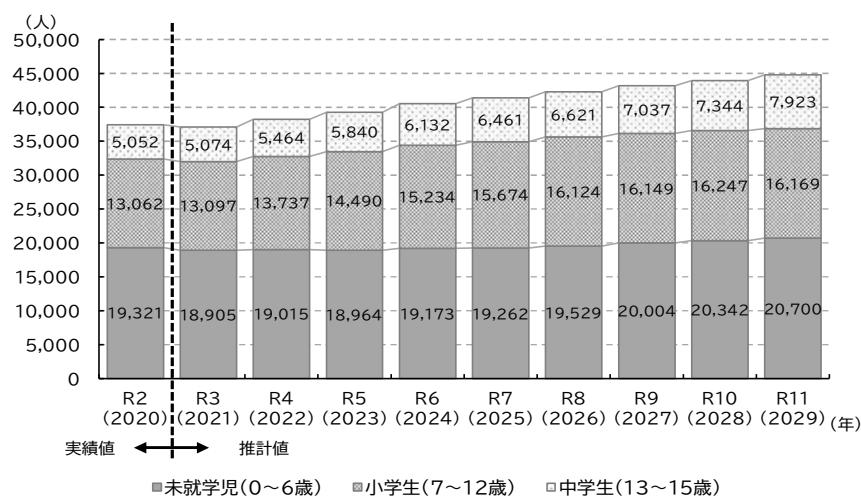
年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）及び老人人口（65歳以上）の年齢三区分は、令和3（2021）年度以降、令和13（2031）年まで増加し続けると区は推計しています。

年少人口の年代別推計では、未就学児、小学生、中学生いずれの年代も令和3（2021）年度以降、増加し続けると推計しています。

港区の年齢三区分別人口の推計



港区の未就学児、小学生、中学生にあたる年代別人口の推計



出典：港区人口推計（令和2（2020）年10月）

2 港区の学校教育に関する現状と課題

(1) 「徳」「知」「体」を育む学びの推進

①豊かな心の育成

「令和元年度全国学力・学習状況調査」の意識調査では、「学校に行くのは楽しい」と感じている子どもが多く、学校教育について肯定的に捉えている子どもが多いという結果が出ています。(17頁参照) また、適応指導教室(つばさ教室)^{※25}の整備や、教育センター相談員^{※26}、スクールカウンセラー^{※27}などによる相談機能の充実により、不登校児童・生徒の出現率の縮小に努めています。

保護者や区内の私立学校、医師、警察等の参加を得て、区長を会長として開催している「港区いじめ問題対策連絡協議会」など、学校や家庭、地域、関係機関との連携による、いじめ防止の取組やいじめ発見後の迅速な対応などのほか、各学校におけるいじめ防止に向けた児童・生徒の主体的な取組により、港区立小・中学校におけるいじめの発生率は全国的に見て低くなっています(18頁参照)。

令和元年度に実施した保護者へのアンケート調査では、子どもがどのように育ってほしいかという問い合わせに対して、「思いやりのある、優しい子ども」との回答が最も多い結果となっています(19頁参照)。

課題として、「学校に行くのは楽しいと思うか」の質問に肯定的回答をしている割合が小学生で全国平均と比べて若干低いこと、中学生の肯定的回答の割合が小学生と比べて下がっていることが挙げられます。

港区の子どもたちが、社会性を備え豊かな心をもった大人として成長することを願い、人権教育や道徳教育をはじめ、体験活動をとおした交流の機会などが求められています。あわせて、地域に根差した教育を推進する中で、相手を思いやる心や自ら考え表現する力などを育む機会を充実させが必要となっています。

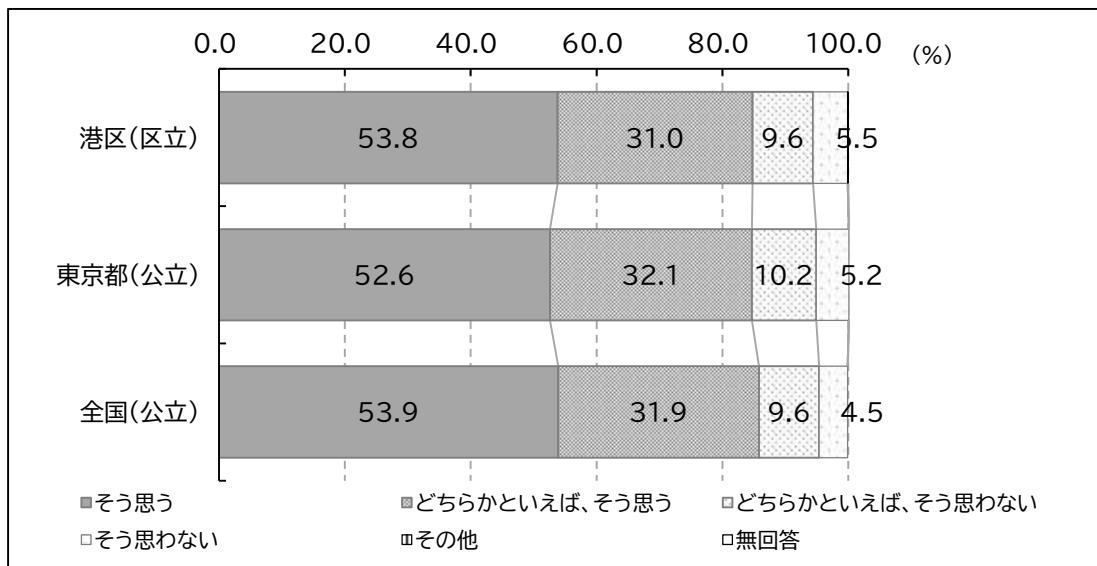
※25 適応指導教室(つばさ教室)：長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、学習の援助をしながら本籍校に復帰することを目標に運営している教室。

※26 教育センター相談員：教育センターにおいて、幼児・児童・生徒及び保護者に対して来所相談業務を行う相談員のこと。相談員は、心理士の資格をもっている。

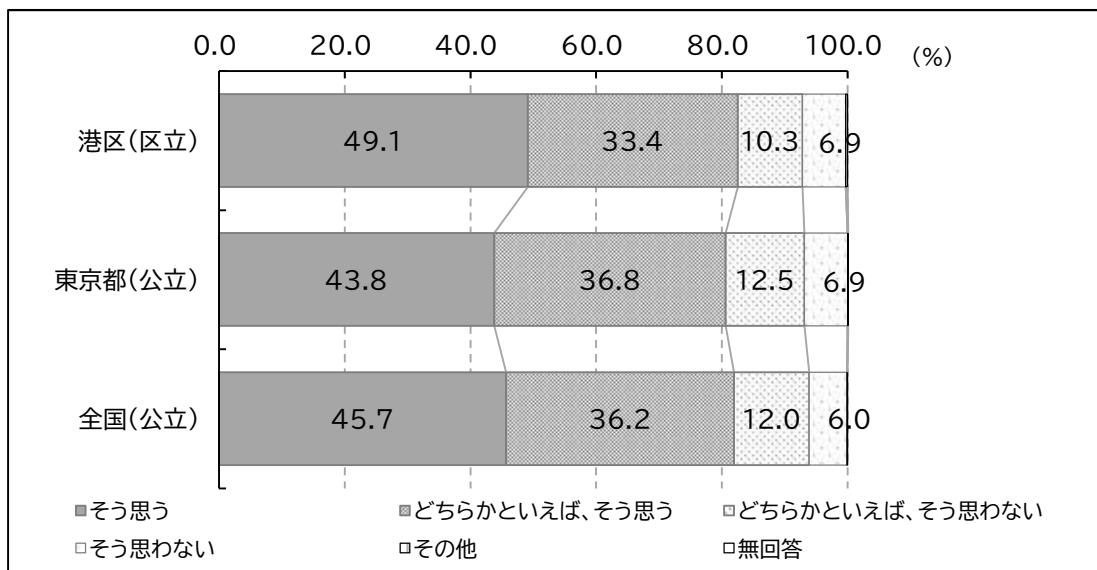
※27 スクールカウンセラー：臨床心理士資格、臨床発達心理士又は産業カウンセラー等の心理ケアに関わる資格を有し、各学校で児童・生徒のカウンセリングを行う者。

学校に行くのは楽しいと思うか

【小学校】



【中学校】



出典：「令和元年度全国学力・学習状況調査」

港区立小・中学校におけるいじめの推移

	小学校						中学校					
	港区			全国			港区			全国		
	全児童数	件数	発生率 (%)	全児童数	件数	発生率 (%)	全生徒数	件数	発生率 (%)	全生徒数	件数	発生率 (%)
平成20年度	6,105	17	0.27	7,121,781	40,807	0.57	1,688	10	0.59	3,603,220	36,795	1.02
平成21年度	6,184	21	0.33	7,063,606	34,766	0.49	1,688	9	0.53	3,612,747	32,111	0.89
平成22年度	6,373	15	0.23	6,993,376	36,909	0.53	1,693	17	1.00	3,572,652	33,323	0.93
平成23年度	6,496	17	0.26	6,887,292	33,124	0.48	1,743	6	0.34	3,589,774	30,749	0.86
平成24年度	6,586	24	0.36	6,764,619	117,384	1.74	1,830	9	0.49	3,569,010	63,634	1.78
平成25年度	6,803	23	0.33	6,676,920	118,748	1.78	1,863	13	0.69	3,552,455	55,248	1.56
平成26年度	7,224	12	0.16	6,600,006	122,734	1.86	1,897	16	0.84	3,520,730	52,971	1.50
平成27年度	7,615	20	0.26	6,543,104	151,692	2.32	1,847	12	0.63	3,481,839	59,502	1.70
平成28年度	8,014	18	0.22	6,491,834	237,256	3.65	1,874	6	0.32	3,426,962	71,309	2.08
平成29年度	8,603	31	0.36	6,463,416	317,121	4.91	1,973	9	0.45	3,357,435	80,424	2.40
平成30年度	9,116	42	0.46	6,451,187	425,844	6.60	1,991	21	1.05	3,279,186	97,704	2.98
令和元年度	9,423	65	0.68	6,395,842	484,545	7.58	2,003	19	0.94	3,248,093	106,524	3.28

※令和元（2019）年度は暫定値

※発生率 (%) = (認知件数／全児童生徒数) × 100 により算出

※港区データは港区独自の調査の結果より抜粋

※全国データは「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
(文部科学省) の結果より抜粋

※平成29（2017）年3月に「いじめ防止のための基本的な方針」の改訂及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定が行われました。

港区学校教育推進計画策定に向けたアンケート調査

港区学校教育推進計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）の策定に向け、6～11歳及び12～14歳の子どもがいる保護者への郵送アンケート調査と、区立小学校5年生、中学校2年生への調査を実施しました。

【アンケート調査の期間及び対象】

ア) 保護者向け調査（郵送配布・郵送回収）

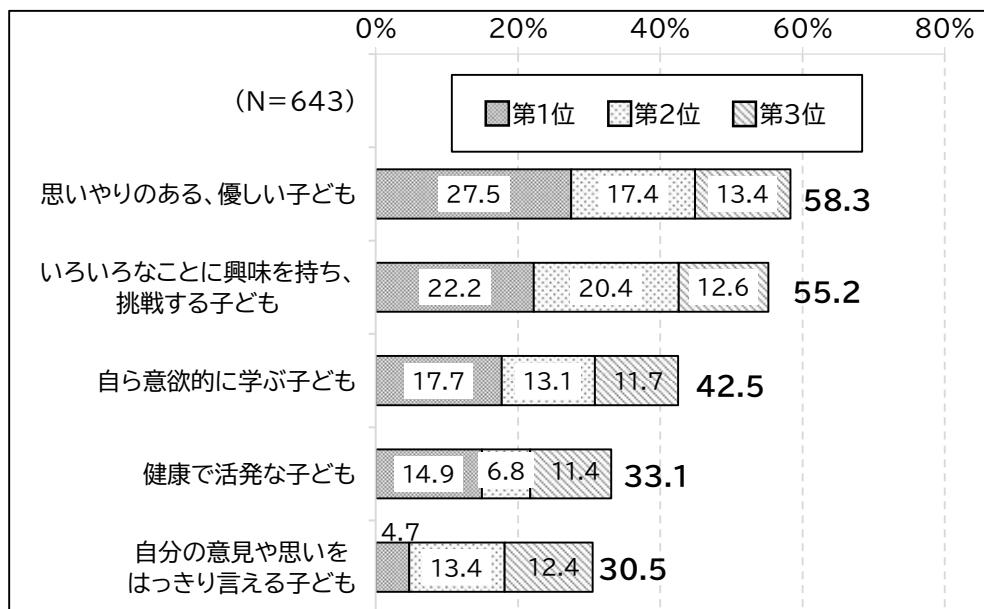
- a) 調査期間：令和元（2019）年10月17日（木）～11月8日（金）
- b) 調査対象：住民基本台帳から抽出した満6～11歳児保護者1,500人
回収数（率）回収数643件 回収率42.9%
住民基本台帳から抽出した満12～14歳児保護者1,000人
回収数405件 回収率40.5%

イ) 児童・生徒向け調査（学校を通じた配布及び回収）

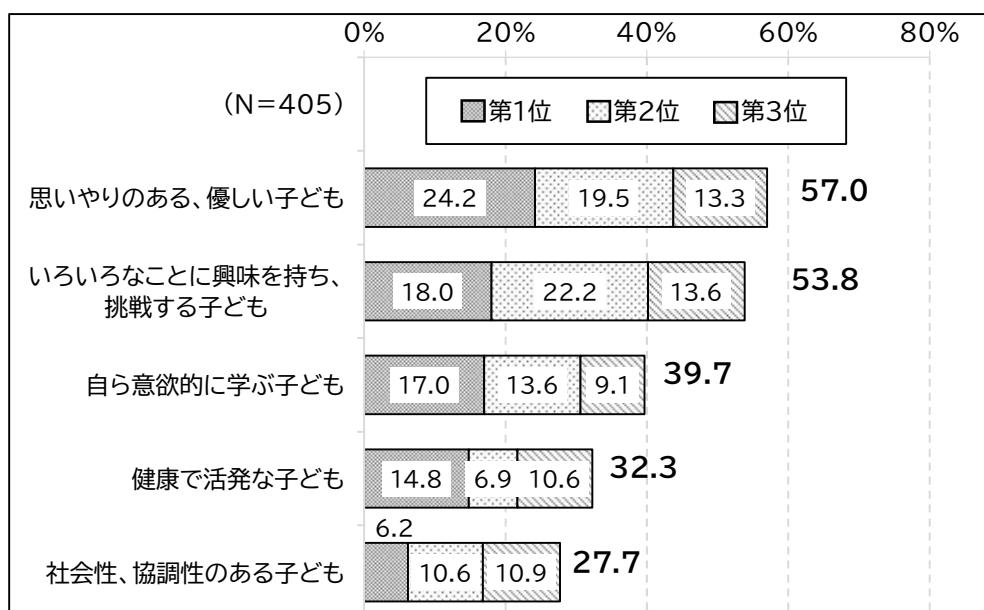
- a) 調査期間：令和元（2019）年10月17日（木）～11月8日（金）
- b) 調査対象：区立小学校5年生1,400人程度（18校44学級）
回収数（率）回収数1,276件 回収率88.7%
区立中学校2年生600人程度（10校21学級）
回収数567件 回収率90.4%

どのような子どもに育ってほしいか（保護者）※上位5つまでを抜粋

【6～11歳保護者】



【12～14歳保護者】



出典：港区「港区学校教育推進計画策定に向けたアンケート調査報告書」

②確かな学力の育成

「令和元年度全国学力・学習状況調査」の結果では、区立小学校においては国語・算数の2教科ともに東京都及び全国の平均正答率を上回っています。また、港区立中学校においても、国語、数学、英語ともに東京都及び全国を上回っており、特に英語は他の教科よりも大きく上回っています（21頁参照）。

課題として、中学校数学の標準偏差の値が国語、英語より大きいことが挙げられます。このことは、数学の得点の散らばりが大きいことを意味しており、個に応じた習熟度別指導の充実が求められます（22、23頁参照）。

学力向上の課題に対しては、学習習慣の確立、基礎・基本の定着を図ることはもとより、子どもの知的好奇心を育み、主体的な学びを習慣化させるとともに、学んだ知識を活用し、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成することが重要です。

そのために、港区の教員一人ひとりが、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められます。実生活を含む様々な場で活用可能な資質・能力を身に付けることができるよう、すべての教員が授業改善に取り組み、学校全体でカリキュラム・マネジメント^{※28}を進めていく必要があります。

令和元（2019）年度に実施したアンケート調査では、「どんな学校図書館だったらよいと思うか」という問い合わせの回答で、「自分の読みたい本がある」が最も多く、次いで「本の種類がたくさんある」と続いており、学校図書館には、引き続き児童・生徒の志向に合った図書館資料の充実が求められています（25頁参照）。

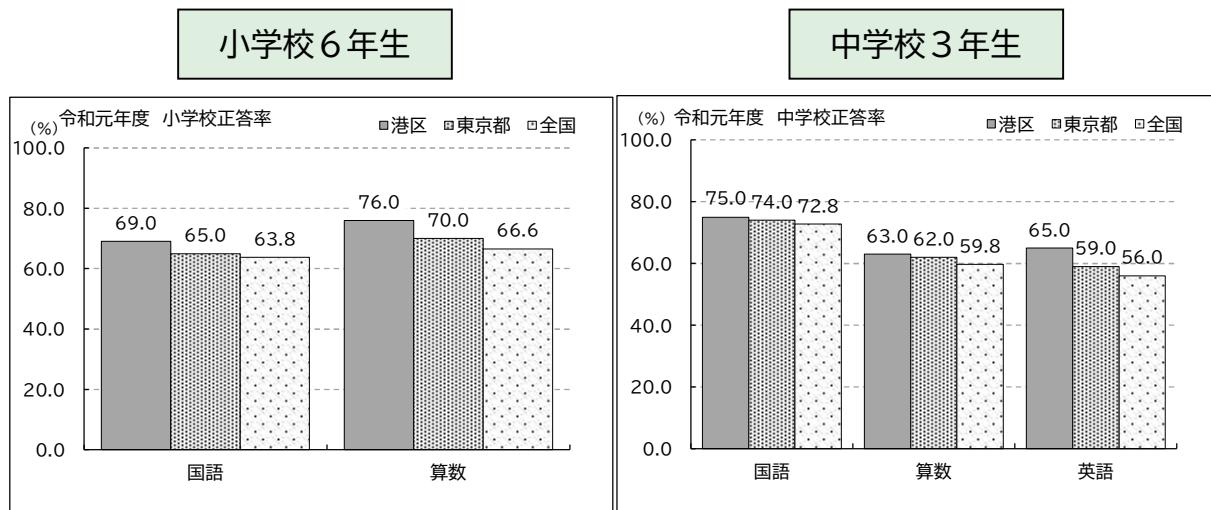
また、司書教諭^{※29}に加え、学校司書及び学校図書館支援員の資質能力の向上を図るとともに、「読書センター」「学習センター」「情報センター」の3つの機能を充実させることで、子どもたちの健全な教養を育成します。

※28 カリキュラム・マネジメント：各学校が教育目標を実現するために、教育課程を計画的かつ組織的に編成・実施・評価し、教育の質を向上すること。

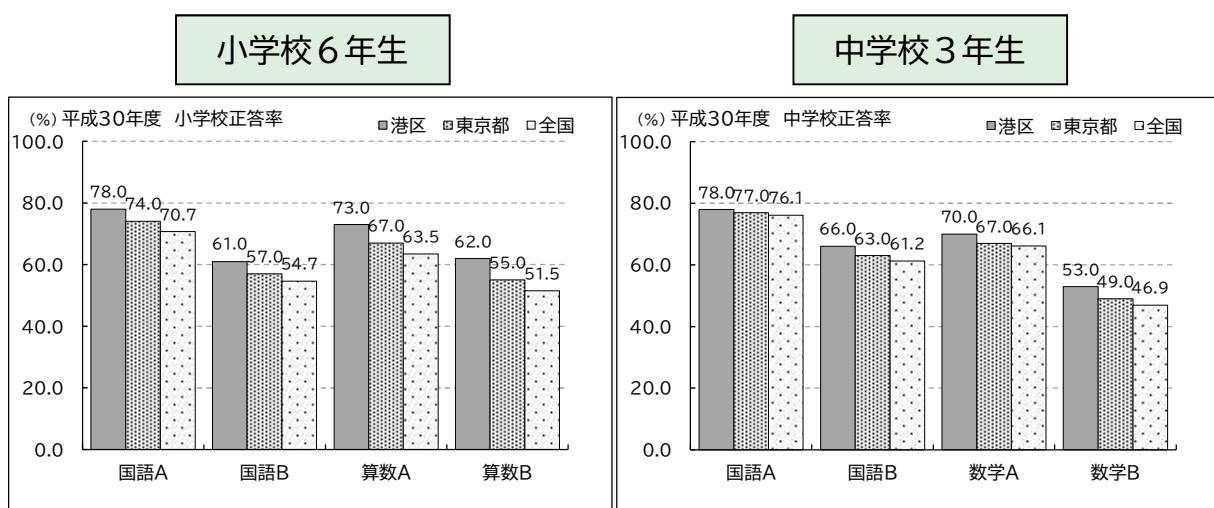
※29 司書教諭：学校図書館の専門的職務を担う教員。学校図書館法では、学級数が合計12学級以上の学校には、必ず司書教諭を置かなければならぬとされている。

小学校6年生・中学校3年生の国語・算数（数学）における平均正答率
(港区・東京都・全国)

【令和元（2019）年度】



【平成30（2018）年度】



数値は平成30（2018）年度・令和元（2019）年度の「全国学力・学習状況調査」から抜粋

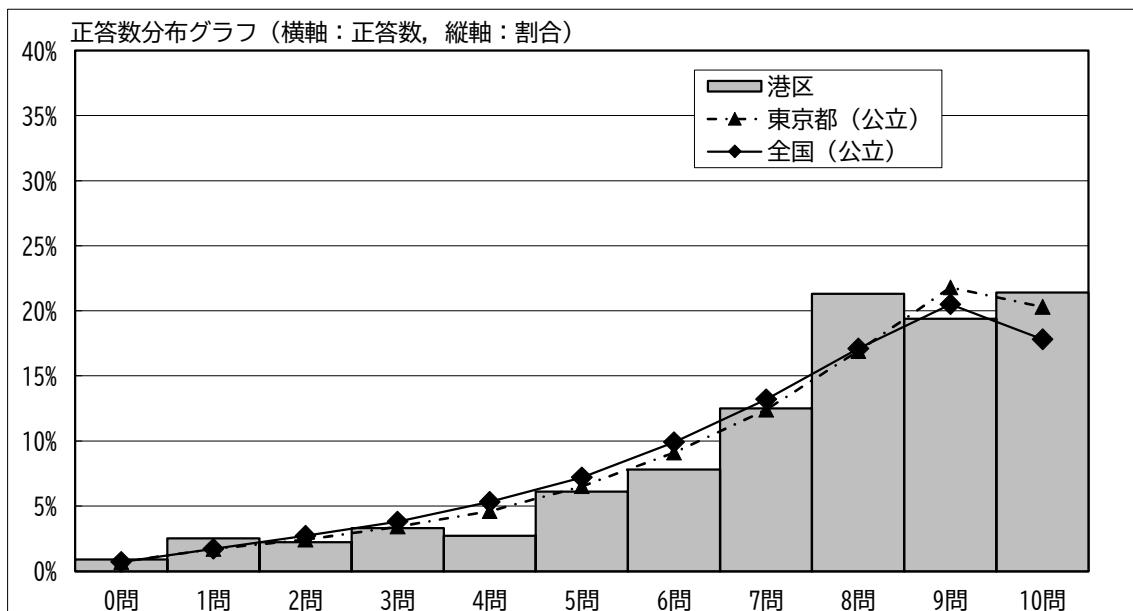
※令和元（2019）年度において、以下の点が変更されている。

- 1 すべての教科において、従来のA問題（主として「知識」に関する問題）、B問題（主として「活用」に関する問題）の区分がなくなり、知識・活用を一体的に問う問題様式となった。
- 2 中学校において、英語科が追加された。

令和元（2019）年度全国学力・学習状況調査 調査結果概況

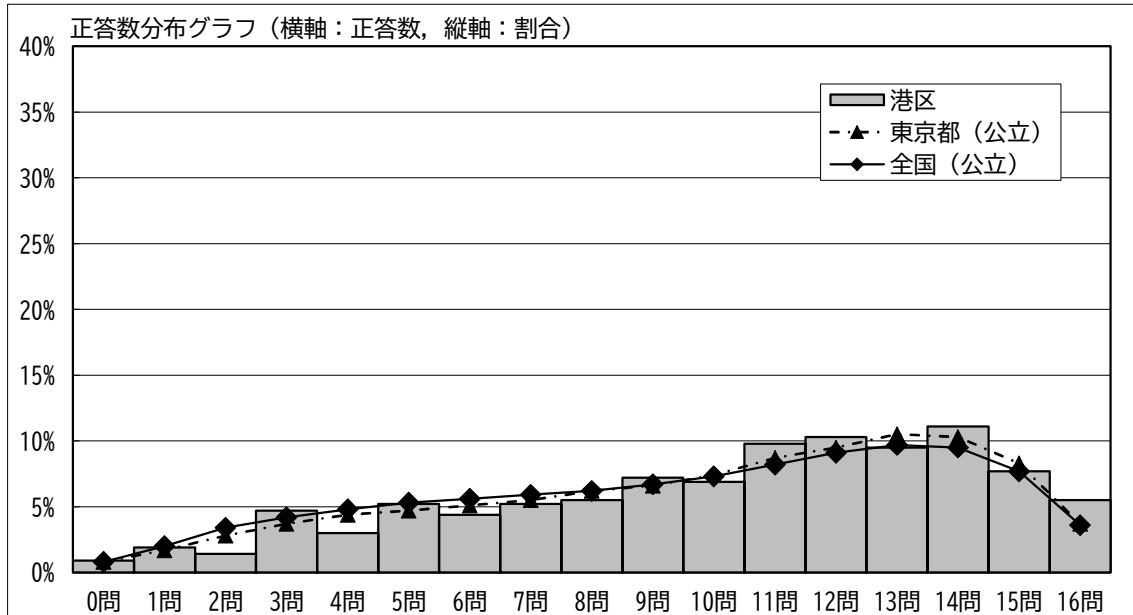
国語

	生徒数	平均正答数	平均正答率 (%)	中央値	標準偏差
港区	640	7.5 / 10	75	8.0	2.4
東京都（公立）	71,450	7.4 / 10	74	8.0	2.4
全国（公立）	938,797	7.3 / 10	72.8	8.0	2.4



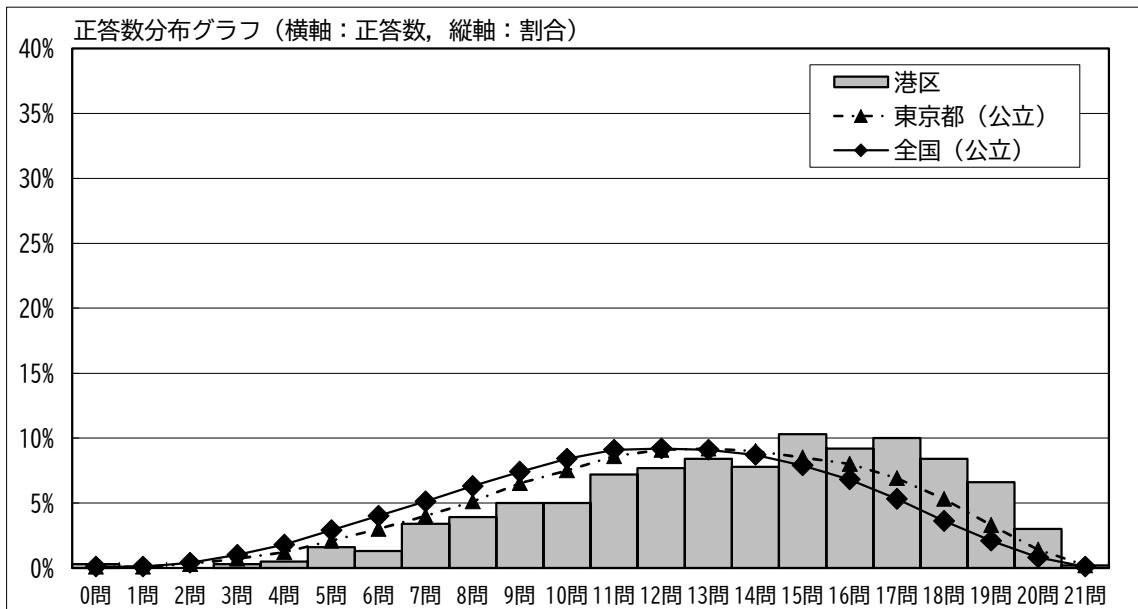
数学

	生徒数	平均正答数	平均正答率 (%)	中央値	標準偏差
港区	640	10.1 / 16	63	11.0	4.1
東京都（公立）	71,458	9.9 / 16	62	11.0	4.1
全国（公立）	938,887	9.6 / 16	59.8	10.0	4.2



英語

	生徒数	平均正答数	平均正答率 (%)	中央値	標準偏差
港区	640	13.7 / 21	65	14.0	3.9
東京都（公立）	71,440	12.5 / 21	59	13.0	3.9
全国（公立）	938,888	11.8 / 21	56.0	12.0	3.9

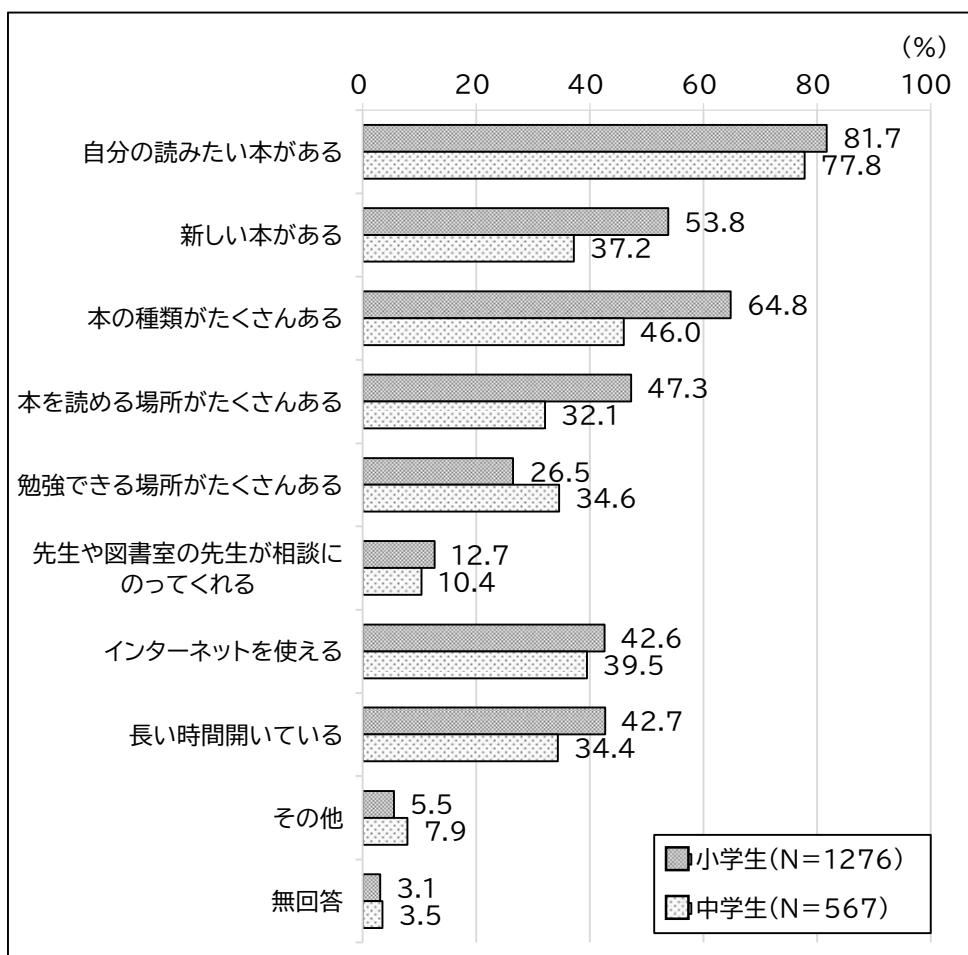


出典：平成 31 年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査

令和元（2019）年度 区立小・中学校の蔵書数（令和元（2019）年末時点）

No.	学校	元年度末 蔵書数 (A)	元年度学級数 (特別支援学級含)	図書標準 (B)	充足率 (A/B)
1	御成門小学校	11,348	12	7,960	1.43
2	芝小学校	12,022	13	8,360	1.44
3	赤羽小学校	10,936	17	9,960	1.10
4	芝浦小学校	17,982	33	13,120	1.37
5	御田小学校	10,830	14	8,760	1.24
6	高輪台小学校	15,033	20	10,760	1.40
7	白金小学校	16,908	20	10,760	1.57
8	港南小学校	15,097	41	14,080	1.07
9	麻布小学校	9,073	11	7,480	1.21
10	南山小学校	9,133	9	6,520	1.40
11	本村小学校	12,065	14	8,760	1.38
12	笄小学校	13,909	15	9,160	1.52
13	東町小学校	11,071	15	9,160	1.21
14	赤坂小学校	11,050	15	9,160	1.21
15	青山小学校	10,477	11	7,480	1.40
16	青南小学校	13,432	18	10,360	1.30
17	御成門中学校	13,599	9	9,040	1.50
18	三田中学校	12,852	9	9,040	1.42
19	高松中学校	19,374	9	9,040	2.14
20	港南中学校	11,431	13	11,200	1.02
21	六本木中学校	10,581	7	7,920	1.34
22	高陵中学校	12,337	8	8,480	1.45
23	赤坂中学校	9,163	5	6,720	1.36
24	青山中学校	11,134	6	7,360	1.51
25	白金の丘学園	26,318	小 22/中 6	18,520	1.42
26	お台場学園	20,272	小 12/中 3	13,400	1.51

「どんな学校図書館だったらよいと思うか」(児童・生徒)



出典：港区「港区学校教育推進計画策定に向けたアンケート調査報告書」

③健やかな体の育成

スポーツ庁の「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、令和元（2019）年度は小・中学生の男女子ともに体力合計点が低下し、小・中学生ともに、女子よりも男子の方が大きく低下しており、特に、小学生男子は過去最低の数値でした（27、28頁参照）。原因として、都市化や生活利便性の向上などによる生活環境の変化、睡眠や食生活における子どもの生活習慣の乱れといった様々な要因が考えられます。また、テレビ、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等による映像の視聴時間は、小中学生ともに女子よりも男子の方が長時間となる傾向がみられます（29頁参照）。平日1日当たりの映像視聴時間が長時間になると体力合計点が低下する傾向があります（30、31頁参照）。

港区立小・中学校と東京都で体力合計点を比較すると、小学生では、男子、女子ともに全学年で上回っています（32頁参照）。

種目別では、小学生、中学生いずれも男子、女子ともに握力・立ち幅とびにおいて概ね全学年で東京都を上回っています。小学生では、男女反復横とび、男女20mシャトルラン、男女50m走、男女立ち幅跳び及び男女体力合計点において、中学生では、女子立ち幅跳びにおいて概ね全学年で東京都を上回っています。

一方、小学生女子・中学生男女のボール投げ、中学生男女持久走、男女20mシャトルラン、男女50m走及び男子体力合計点においては、概ね全学年で東京都の結果を下回っており、筋瞬発力の向上や投動作の習得が課題の一つとなっています。また、これらの結果は、概ね平成29年度と同様です。

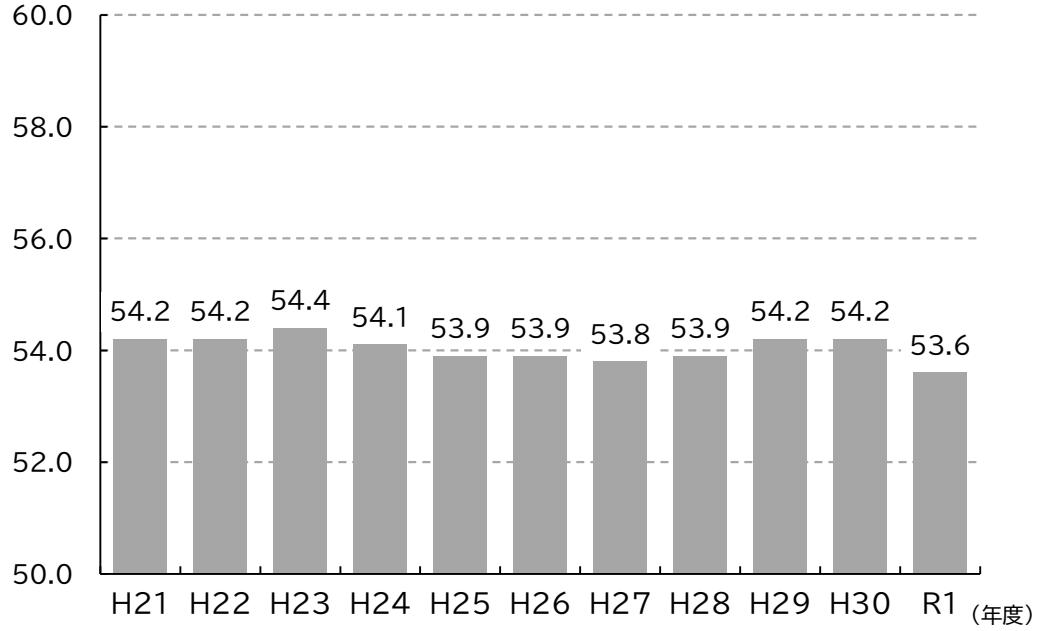
令和元（2019）年度に実施したアンケート調査では、運動やスポーツをすることが好きかという問い合わせについて、小学生は6割以上が好きと回答しているのに対し、中学生では5割未満となっています（33頁参照）。

生涯にわたって運動に親しみ、多様なスポーツを楽しむためには、幼児期から青年期に至るまでの間に、基本的な生活習慣を身に付け、健康や体力を保持・増進していくための態度を養い、日常生活の身体活動量を増加させて、基礎体力を十分に高めていくことが重要です。幼児期には、多様な動きを獲得していくために、1日60分以上を目途に運動の時間を確保することや、多様な運動遊びに取り組むことが求められています。また、小中学生では、成長過程を理解し、発達段階に合わせた運動を行うことにより、体力を向上させていくことが求められています。

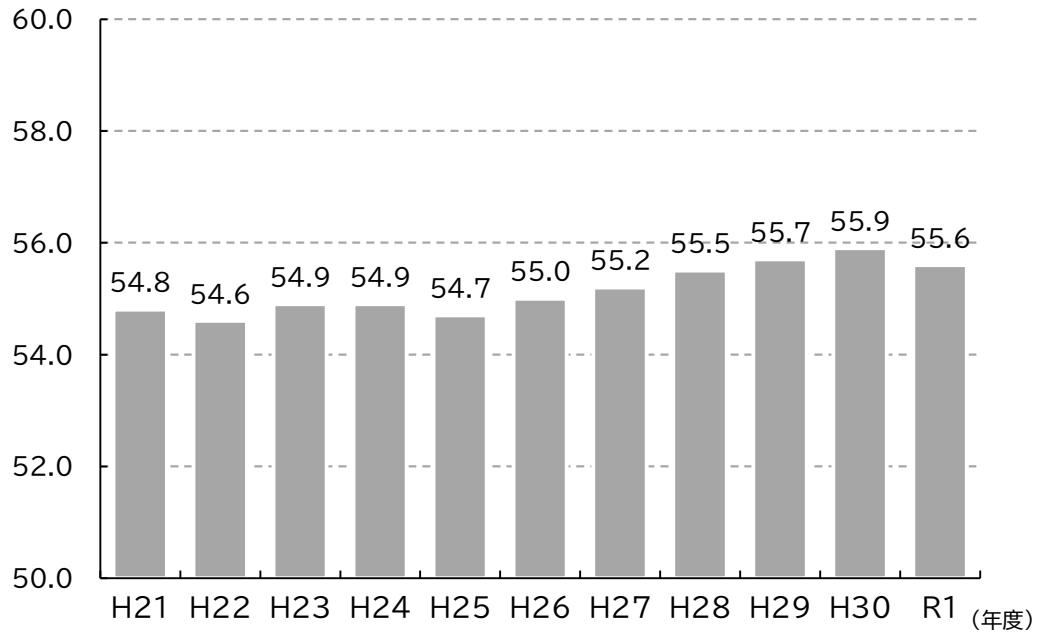
体育の授業改善・充実はもとより、日常から運動に親しむ環境づくりを行うことにより、幼児・児童・生徒の身体活動量を増やし、人間の活動の源となる体力を向上していく必要があります。

体力合計点の推移

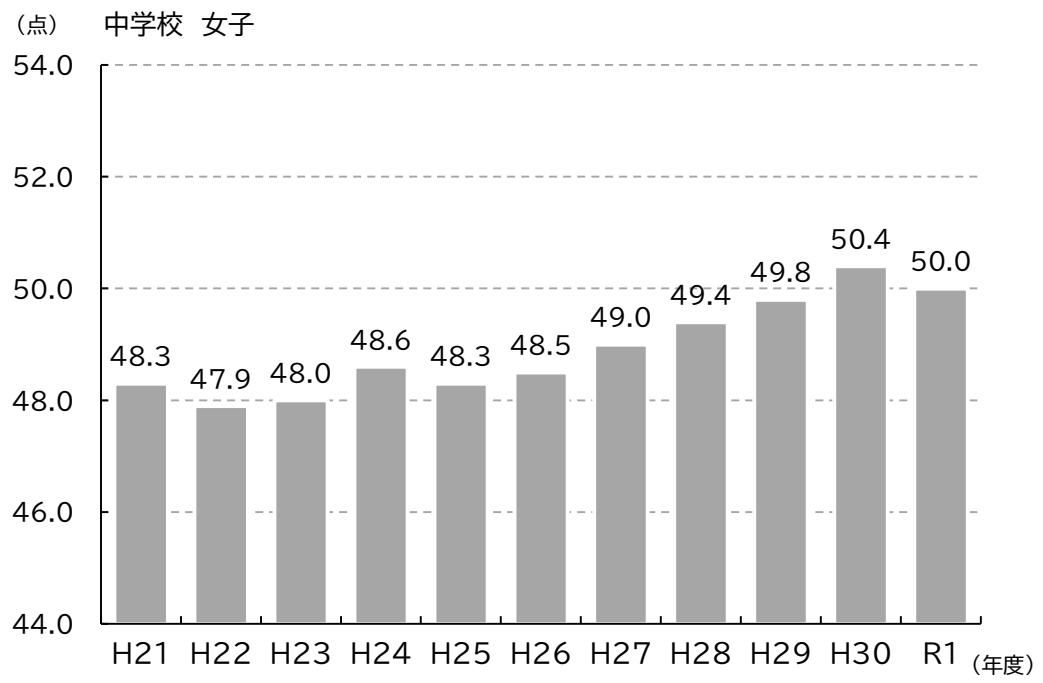
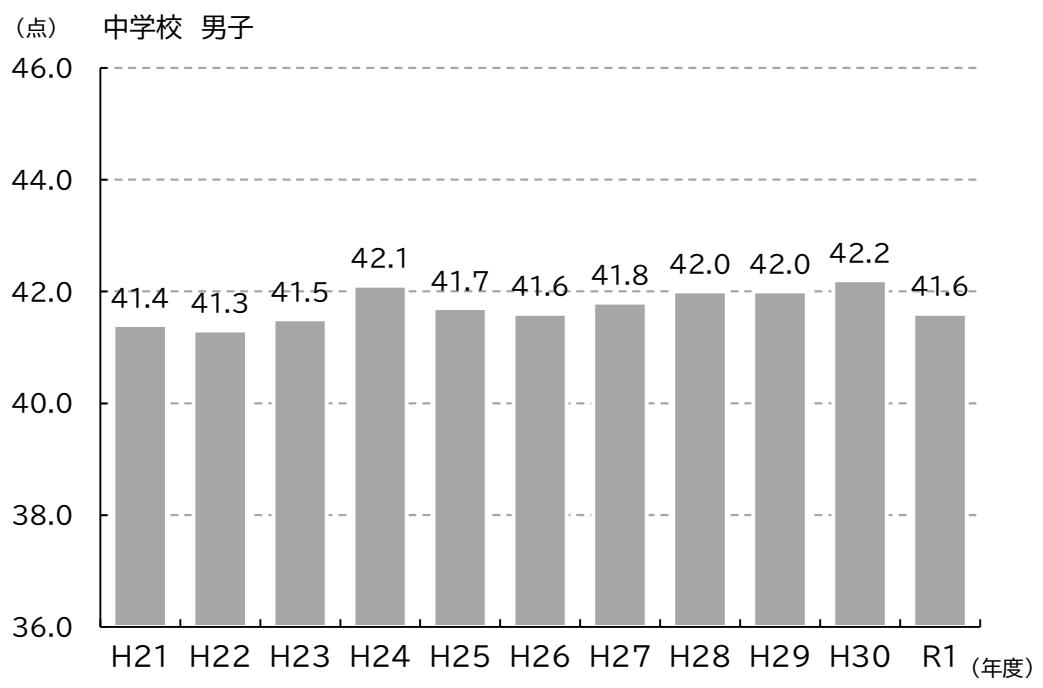
(点) 小学校 男子



(点) 小学校 女子



出典：令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果



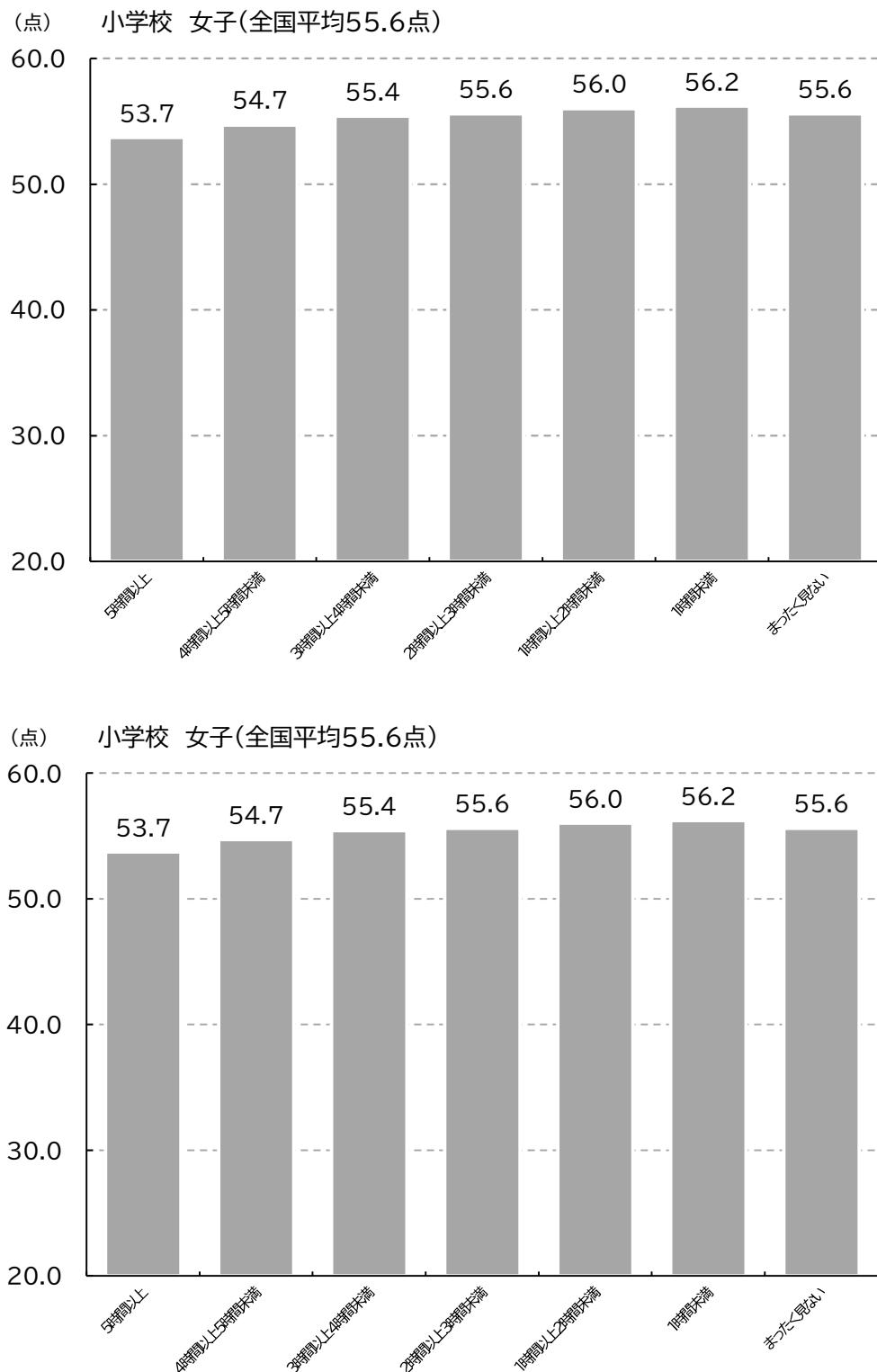
出典：令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

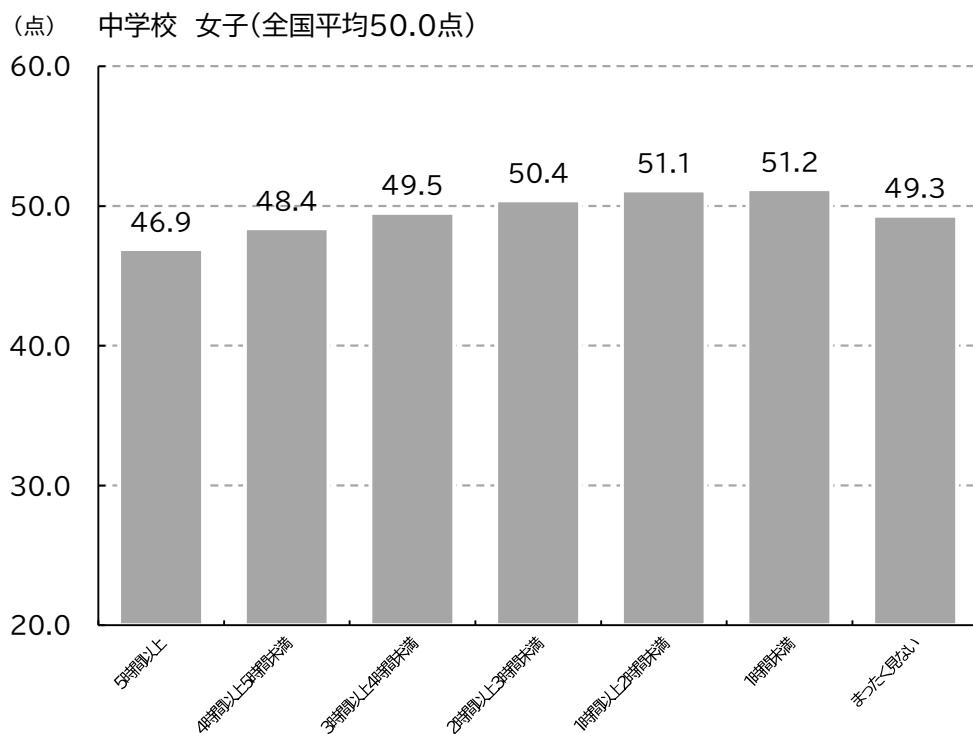
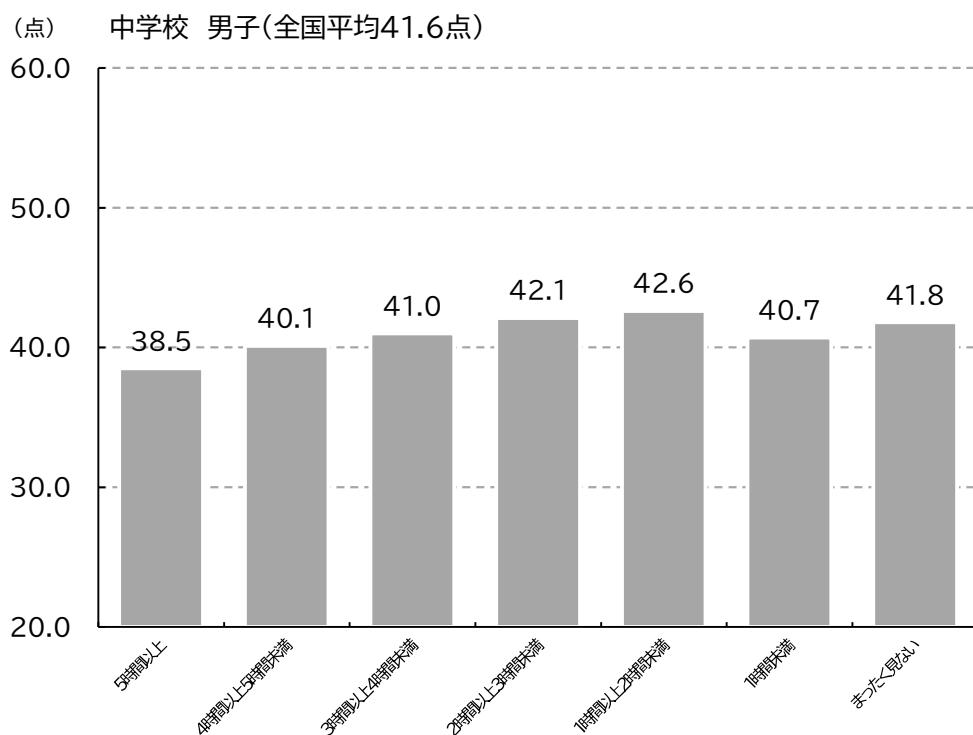
映像の視聴時間別児童生徒割合（令和元（2019）年度）

	小学校5年生		中学校2年生	
	男子	女子	男子	女子
5時間以上	15.4 %	9.2 %	11.8 %	10.1 %
4時間以上5時間未満	9.3 %	7.5 %	8.3 %	8.3 %
3時間以上4時間未満	14.2 %	11.9 %	16.6 %	16.2 %
2時間以上3時間未満	20.2 %	18.1 %	26.8 %	25.7 %
1時間以上2時間未満	24.2 %	26.4 %	26.8 %	27.3 %
1時間未満	14.4 %	23.4 %	8.5 %	11.6 %
まったく見ない	2.3 %	3.5 %	1.1 %	0.9 %

出典：令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

映像の視聴時間別体力合計点





出典：令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

令和元（2019）年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（児童・生徒の体力調査結果）

（全国は平成 24（2012）年度全国調査、都及び港区は令和元（2019）年度調査の結果）

R 1 男子		身長 (cm)	体重 (kg)	握力 (kg)	上 体 起こし (回)	長 座 体前屈 (cm)	反 復 横とび (点)	持久走 (秒)	20mシャ トルラン (折り返 し数)	50m走 (秒)	立ち幅 とび (cm)	ボール 投げ (m)	体 力 合計点
小学校	全國	116.5	21.2	9.4	11.5	25.9	27.2	-	18.5	11.5	114.0	8.8	30.7
	1年 東京都	116.9	21.1	9.0	11.2	25.7	26.6	-	17.0	11.5	112.2	7.5	29.4
	港区	117.7	21.2	9.1	11.2	25.2	27.9	-	18.4	11.3	116.3	7.6	30.5
	全國	122.4	23.8	11.1	14.2	27.3	31.3	-	28.2	10.6	125.6	12.3	38.1
	2年 東京都	122.9	23.7	10.7	14.1	27.4	30.5	-	26.7	10.5	123.6	10.9	37.0
	港区	123.3	23.8	10.8	13.9	27.4	31.4	-	27.4	10.4	126.5	10.7	37.7
	全國	128.1	26.6	12.8	16.0	29.2	35.2	-	38.1	10.0	137.9	16.5	44.0
	3年 東京都	128.6	26.7	12.6	16.4	29.4	34.1	-	35.0	10.0	134.0	14.4	43.2
	港区	129.0	26.9	12.7	16.1	29.7	35.4	-	35.2	9.9	136.5	14.4	43.9
	全國	133.8	30.3	14.6	17.8	30.8	38.6	-	46.8	9.6	145.6	20.4	50.7
	4年 東京都	133.9	30.0	14.4	18.4	31.4	38.2	-	42.7	9.6	142.8	17.8	48.9
	港区	134.8	30.6	14.7	18.5	31.9	40.2	-	43.7	9.5	144.9	18.2	50.2
	全國	139.1	33.7	16.9	20.3	33.4	43.1	-	54.7	9.2	156.5	24.9	55.5
	5年 東京都	139.3	33.5	16.5	20.1	33.5	41.9	-	49.6	9.2	152.0	21.0	54.2
	港区	140.0	33.8	16.6	19.9	32.9	43.3	-	49.8	9.2	155.8	21.7	54.8
	全國	145.0	37.9	19.8	22.3	35.4	45.9	-	64.3	8.8	165.1	29.6	61.0
	6年 東京都	145.4	37.9	19.2	21.9	35.6	45.0	-	56.7	8.9	162.3	24.4	59.6
	港区	146.7	39.0	20.1	21.9	36.2	46.2	-	55.5	8.9	166.5	25.3	60.5
中学校	全國	152.9	43.3	24.7	24.5	39.2	49.4	412.3	72.0	8.5	182.0	18.6	35.8
	1年 東京都	153.3	43.3	23.3	24.1	38.5	49.2	433.5	67.5	8.6	178.6	17.4	32.7
	港区	153.4	43.6	23.9	24.0	38.0	48.8	448.4	57.1	8.8	176.7	16.5	31.4
	全國	160.1	49.2	30.6	27.8	43.9	52.7	381.2	87.7	7.9	199.3	21.5	44.6
	2年 東京都	160.6	48.3	28.5	27.0	42.4	52.4	390.1	80.8	8.0	194.8	20.4	40.9
	港区	161.6	49.2	29.2	26.3	41.4	51.7	399.7	74.7	8.1	196.0	20.0	39.8
	全國	165.4	54.0	35.7	29.9	46.9	55.2	364.1	95.7	7.5	213.8	23.9	51.4
	3年 東京都	166.1	53.3	33.4	29.4	45.8	55.1	377.6	89.1	7.6	209.5	22.9	47.8
	港区	167.1	54.2	34.9	29.6	44.4	55.2	389.6	83.0	7.6	213.6	22.4	47.7

※全国は平成 24（2012）年度全国調査、都及び港区は令和元（2019）年度調査のもの

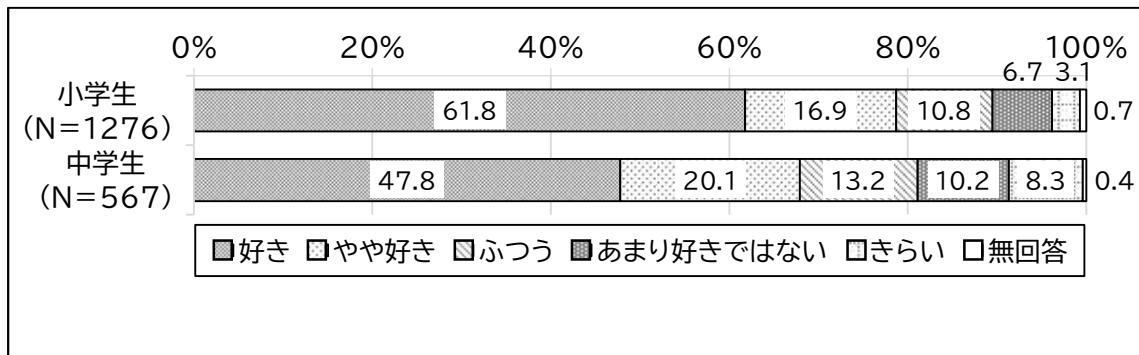
※小数点第 2 位を四捨五入 ※ ■ …港区の平均値が東京都の平均値を上回っているもの。

R 1 女子		身長 (cm)	体重 (kg)	握力 (kg)	上 体 起こし (回)	長 座 体前屈 (cm)	反 復 横とび (点)	持久走 (秒)	20mシャ トルラン (折り返 し数)	50m走 (秒)	立ち幅 とび (cm)	ボール 投げ (m)	体 力 合計点
小学校	全國	115.8	20.7	8.8	11.0	28.5	26.3	-	15.3	11.8	106.4	5.8	30.3
	1年 東京都	115.8	20.7	8.4	10.9	28.2	25.6	-	14.0	11.8	104.5	5.2	29.3
	港区	116.4	20.6	8.5	10.5	27.8	26.9	-	14.0	11.7	107.3	5.1	29.8
	全國	121.5	23.4	10.3	13.7	30.3	30.0	-	22.6	10.9	119.4	8.1	37.7
	2年 東京都	121.8	23.2	10.1	13.7	30.5	29.2	-	20.3	10.9	115.8	6.9	37.2
	港区	122.5	23.3	10.1	13.5	31.1	30.6	-	21.2	10.8	118.1	6.5	38.1
	全國	127.8	26.4	12.1	15.3	32.6	33.6	-	28.1	10.4	129.4	9.9	43.9
	3年 東京都	127.7	26.1	11.9	15.8	33.1	32.3	-	25.8	10.4	126.2	8.8	43.6
	港区	128.4	26.0	11.8	15.8	33.5	33.6	-	26.6	10.3	128.7	8.6	44.5
	全國	133.7	29.8	14.0	16.8	34.8	37.1	-	35.6	9.9	138.3	12.1	50.3
	4年 東京都	133.6	29.4	13.7	17.9	35.5	36.6	-	32.4	9.9	135.9	10.8	50.0
	港区	134.7	29.4	13.8	17.8	36.3	37.7	-	32.8	9.7	138.1	10.5	51.0
	全國	140.3	34.0	16.3	18.4	37.2	39.7	-	41.0	9.6	146.8	14.6	56.1
	5年 東京都	140.3	33.6	16.1	19.3	38.2	40.3	-	39.2	9.5	145.8	12.8	55.9
	港区	140.9	33.6	16.4	19.0	38.7	41.1	-	39.6	9.5	148.9	12.5	56.1
	全國	146.9	38.7	19.3	20.2	39.5	43.0	-	49.1	9.1	155.6	17.4	61.6
	6年 東京都	147.0	38.5	19.1	20.6	41.1	43.0	-	44.9	9.1	154.4	14.6	61.1
	港区	147.7	38.5	19.3	20.4	41.5	44.0	-	43.6	9.1	159.0	14.0	61.8
中学校	全國	152.0	43.5	22.1	20.5	42.2	44.5	302.2	51.9	9.1	164.3	11.9	45.8
	1年 東京都	152.4	43.1	21.6	21.9	43.0	46.2	306.8	51.4	9.1	165.2	11.1	44.2
	港区	153.4	43.6	22.4	22.5	44.7	46.5	318.7	44.0	9.1	167.4	10.4	44.4
	全國	155.0	46.7	24.4	23.5	44.6	46.8	284.3	61.2	8.7	171.7	13.6	51.4
	2年 東京都	155.4	46.6	23.6	24.1	45.4	47.5	288.9	57.5	8.8	169.8	12.6	49.6
	港区	156.4	46.4	23.6	25.0	45.4	47.9	288.1	51.9	8.8	174.6	12.2	49.7
	全國	156.7	49.4	25.6	24.2	46.3	47.4	287.5	60.1	8.7	173.9	14.3	53.9
	3年 東京都	157.0	49.2	24.8	25.3	47.2	48.1	289.9	57.3	8.7	171.4	13.5	51.7
	港区	157.8	49.6	25.3	24.4	46.9	47.6	297.2	54.5	8.8	172.6	12.6	50.6

※全国は平成 24（2012）年度全国調査、都及び港区は令和元（2019）年度調査のもの

※小数点第 2 位を四捨五入 ※ ■ …港区の平均値が東京都の平均値を上回っているもの。

「運動やスポーツをすることが好きか」(児童・生徒)



出典：港区「港区学校教育推進計画策定に向けたアンケート調査報告書」

④インクルーシブ教育の推進

通常の学級に在籍している、知的に遅れのない発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒のために、学習支援員^{※30}を配置し、個別に学習支援を行っています。区の人口の増加傾向に伴い、こうした学習支援の需要も高まっています。学習支援員の配置だけでは、十分な指導効果が期待できない発達障害等のある児童・生徒に対しては、落ち着いた環境の中で個別指導を受けることのできる特別支援教室^{※31}を小・中学校全28校に設置し、特性に応じた専門的な指導を受けることができるようになっています。

知的障害等のある児童・生徒のためには、小・中学校に特別支援学級^{※32}を設置し、児童・生徒一人ひとりの障害の特性や状態、発達の状況に応じた教育を展開しています。

これまでの学習支援員による支援や特別支援教室の運用等の取組の効果を検証し、個々の特性に応じた支援を一層充実させるため、学習支援員の配置や支援内容の充実を図る必要があります。

そのため、特別支援学級においては、通常の学級と交流をもち、共同で学ぶ機会を計画的に設定することが求められるとともに、共生社会^{※33}の実現に向けて、副籍制度^{※34}の充実による交流活動の推進などをとおして、インクルーシブ教育の考え方を通常の学級の児童・生徒にも広く伝えるなど、特別支援教育の一層の充実を図る必要があります。

特別支援教育に関する取組実績

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
港区立小・中学校での学習支援員を配置した時間数	小・中学校合計	39,822	45,960	51,854
副籍制度の活用による交流活動を実施した児童・生徒数	児童数	28	26	46
	生徒数	15	9	9
港区立小学校における特別支援教室巡回指導教員数	正規配置教員数	30	37	39

※30 学習支援員：通常の学級に在籍している発達障害等、特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対し、通常の学級の全体指導において、一人ひとりに応じた個別の学習支援を行う者。

※31 特別支援教室：通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒が、落ち着いた学習環境の中で個別指導を受けるために学校内に設置している教室。

※32 特別支援学級：障害があることにより、通常の学級における指導だけでは、その能力を十分に伸ばすことが困難な児童・生徒に対して、きめ細かな指導を行うため、特別に設置している少人数の学級。

※33 共生社会：障害のある人と障害のない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながらともに暮らす地域社会のこと。

※34 副籍制度：都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の公立小・中学校に副次的な籍をもち、直接的・間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

【(1) の課題のまとめ】

- アンケート調査では、「学校に行くのは楽しいと思うか」の質問に肯定的回答をしている割合が小学生で全国平均と比べて若干低いこと、中学生の肯定的答の割合が小学生と比べて下がっていることから、「徳」を重視した教育が求められています。
- 中学校数学の標準偏差の値が国語、英語より大きいことが挙げられます。個に応じた習熟度別指導の充実が求められています。
- アンケート調査では、運動やスポーツをすることが好きかという問い合わせについて、「好き」と回答している割合が、中学生では5割未満となっており、発達段階に合わせた運動を行うことにより、体力を向上させていくことが求められています。
- インクルーシブ教育の考え方について、幼児・児童・生徒及びその保護者の理解を深めるとともに、特別支援教育の一層の充実を図る必要があります。

(2) 未来を切り拓いて生き抜く力の育成

①未来を創造する力の育成

新型コロナウイルスの感染拡大による臨時休業が長期間にわたり続いた小・中学校において、ICTを活用してすべての子どもたちの学びを保障する環境を緊急に実現する必要があることから、国が掲げるGIGAスクール構想の実現に向け、4年かけて整備する予定であったタブレット端末約11,000台分を、予定を前倒して令和2(2020)年度中に整備しました。端末の整備だけでなく、臨時休業中の学習を保障するオンライン学習のほか、端末を自宅に持ち帰っての家庭学習を充実させます。さらに、電子黒板^{※35}などのICT機器の活用や校内の通信ネットワークの強化にも引き続き取り組み、これから時代にふさわしい教員の授業改善を進めていく必要があります。

令和元(2019)年度に実施したアンケート調査で、体験活動を「しなかった」と回答した割合が高いことが課題です(37頁参照)。

区は、令和2(2020)年度に港区立みなと科学館を開設し、大型映像装置を使った体験型の展示コーナー、普段の学校の授業では実施が難しい科学実験や、楽しく学べる実験・工作のワークショップを展開する実験室等の設備を設置しました。2階にはプラネタリウムホールも完備し、美しい星空と臨場感あふれる視聴覚体験が、高い学習効果と、星空や宇宙開発等への関心を喚起します。また、併設の気象科学館(気象庁)では、自然や気象現象をとおして防災・減災について学ぶことができます。これらを活用し、理科教育含めた体験活動の充実を一層推進していく必要があります。



港区立みなと科学館（1階常設展示）



港区立みなと科学館（プラネタリウム）

港区立みなと科学館



※35 電子黒板：ペンで書き込んだ内容の保存・再生、パソコンやスキャナーとの連動による画像の提示・保存などができる、電子化されたホワイトボードのこと。

過去1年間の体験活動状況

	小学生				中学生			
	何度もした	少しした	しなかった	無回答	何度もした	少しした	しなかった	無回答
山登りやハイキング、オリエンテーションやウォークラリー	275 21.6	689 54.0	282 22.1	30 2.4	65 11.5	327 57.7	167 29.5	8 1.4
海や川などで泳いだり、ボート・カヌー・ヨットなどに乗ること	398 31.2	499 39.1	347 27.2	32 2.5	90 15.9	316 55.7	154 27.2	7 1.2
乗馬や乳しぶりなど動物とふれあうこと	257 20.1	483 37.9	507 39.7	29 2.3	54 9.5	257 45.3	244 43.0	12 2.1
野外で食事を作ったり、テントに泊まつたりすること	312 24.5	412 32.3	523 41.0	29 2.3	68 12.0	213 37.6	275 48.5	11 1.9
スキーや雪遊びなど雪の中での活動	421 33.0	388 30.4	441 34.6	26 2.0	88 15.5	139 24.5	329 58.0	11 1.9
昆虫や水辺の生物を捕まえること	295 23.1	364 28.5	581 45.5	36 2.8	47 8.3	149 26.3	362 63.8	9 1.6
植物や岩石を観察したり調べたりすること	247 19.4	436 34.2	565 44.3	28 2.2	44 7.8	179 31.6	334 58.9	10 1.8
星や雲の観察	341 26.7	568 44.5	336 26.3	31 2.4	70 12.3	215 37.9	273 48.1	9 1.6
山菜採りやキノコ・木の実などの採取	125 9.8	246 19.3	873 68.4	32 2.5	22 3.9	82 14.5	452 79.7	11 1.9
魚を釣ったり貝を探したりすること	319 25.0	357 28.0	562 44.0	38 3.0	57 10.1	133 23.5	369 65.1	8 1.4
自然の材料を使った工作	311 24.4	647 50.7	287 22.5	31 2.4	66 11.6	229 40.4	263 46.4	9 1.6
植林・間伐・下草刈りなどをすること	140 11.0	254 19.9	847 66.4	35 2.7	31 5.5	118 20.8	409 72.1	9 1.6
米や野菜を植えたり育てたりすること	266 20.8	485 38.0	491 38.5	34 2.7	44 7.8	159 28.0	354 62.4	10 1.8
地域の清掃活動や廃品回収などに参加すること	137 10.7	358 28.1	746 58.5	35 2.7	35 6.2	127 22.4	394 69.5	11 1.9
地域の祭りやもちつきなどの行事に参加すること	438 34.3	475 37.2	330 25.9	33 2.6	99 17.5	230 40.6	230 40.6	8 1.4
外国人の人と交流したり一緒に生活したりしたこと	200 15.7	261 20.5	781 61.2	34 2.7	82 14.5	117 20.6	358 63.1	10 1.8
体の不自由な人、お年寄り、困っている人などの手助けをしたこと	211 16.5	525 41.1	503 39.4	37 2.9	68 12.0	216 38.1	274 48.3	9 1.6
お店や工場、農家や漁師の仕事など、いろいろな職業を知る学習	366 28.7	537 42.1	342 26.8	31 2.4	89 15.7	297 52.4	172 30.3	9 1.6
自分にあった職業を考える学習	175 13.7	374 29.3	694 54.4	33 2.6	126 22.2	312 55.0	120 21.2	9 1.6
自分がなりたい職業の内容について調べる活動	209 16.4	360 28.2	673 52.7	34 2.7	125 22.0	290 51.1	142 25.0	10 1.8
いろいろな職業を見学したり体験する活動	224 17.6	465 36.4	549 43.0	38 3.0	98 17.3	336 59.3	124 21.9	9 1.6
大人の人から職業についてのお話を聞いたり、質問したりする活動	219 17.2	443 34.7	585 45.8	29 2.3	108 19.0	326 57.5	124 21.9	9 1.6

出典：港区「港区学校教育推進計画策定に向けたアンケート調査報告書」

②幼・小中一貫教育の推進

学校段階間の接続の強化を目指し、「小1問題^{※36}」「中1ギャップ^{※37}」による子どもや保護者の不安を解消するとともに、幼稚園、小学校、中学校が連携を強化し、教育課程の連続性を確保することで学力の向上を図り、豊かな人間性、社会性を育むことを目的として、幼・小中一貫教育を推進しています。

平成22(2010)年4月、区内初の小中一貫教育校お台場学園の開校後、区立中学校通学区域を単位とする研究グループをアカデミーと称し、アカデミーごとに地域の特色を踏まえた教育活動や各幼稚園、小・中学校の交流、「小学校入学前教育カリキュラム^{※38}」「MINATOカリキュラム^{※39}」を活用した指導方法等の研究を行っています(39頁参照)。

平成27(2015)年4月、区内2校目となる小中一貫教育校白金の丘学園の開校に合わせ、全アカデミーで幼・小中一貫教育を開始しています。また、令和5(2023)年度には、赤坂小学校と赤坂中学校の小中一貫教育校が開設予定です。これを踏まえ、アカデミーごとに教育ビジョンと目指す子ども像を掲げるとともに、1年ごとの達成目標を示した上で具体的な教育活動を展開するほか、3年から5年後の達成目標について示すことで、中・長期的な展望に立った「学校(幼稚園)づくり」についての段階的なビジョンを明確にすることができます。

今後は、各幼稚園、小・中学校が、アカデミーのめざす子ども像の実現に向け、各校種の指導内容を見直し、計画的に発達段階に応じた指導を充実させることが必要です。

また、各アカデミーの特色ある教育の取組状況等を踏まえ、幼・小中一貫教育の成果を検証します。さらに教育要領や学習指導要領の改訂の趣旨を取り入れ、「小学校入学前教育カリキュラム」や「MINATOカリキュラム」の内容の見直しや、他地区における義務教育学校等の事例を参考とした研究を進め、幼・小中一貫教育のさらなる充実・発展を図る必要があります。

港区立幼稚園修了児及び小学校卒業生の進路状況についての経年変化では、幼稚園から区立小学校へ入学する割合は、9割程度で推移しています。一方、区立小学校から区立中学校に入学する割合は、やや減少傾向がうかがえ、令和元(2019)年度では、5割を下回っていることが課題です(40頁参照)。

※36 小1問題：小学校入学後、学級内が落ち着かない状態が数か月にわたり継続する状況のこと。教師の話を聞かない・指示どおりに行動しない児童や、勝手に授業中に教室の中を立ち歩く・教室から出て行く児童が散見されるなど、授業規律が成立しない状態をいう。

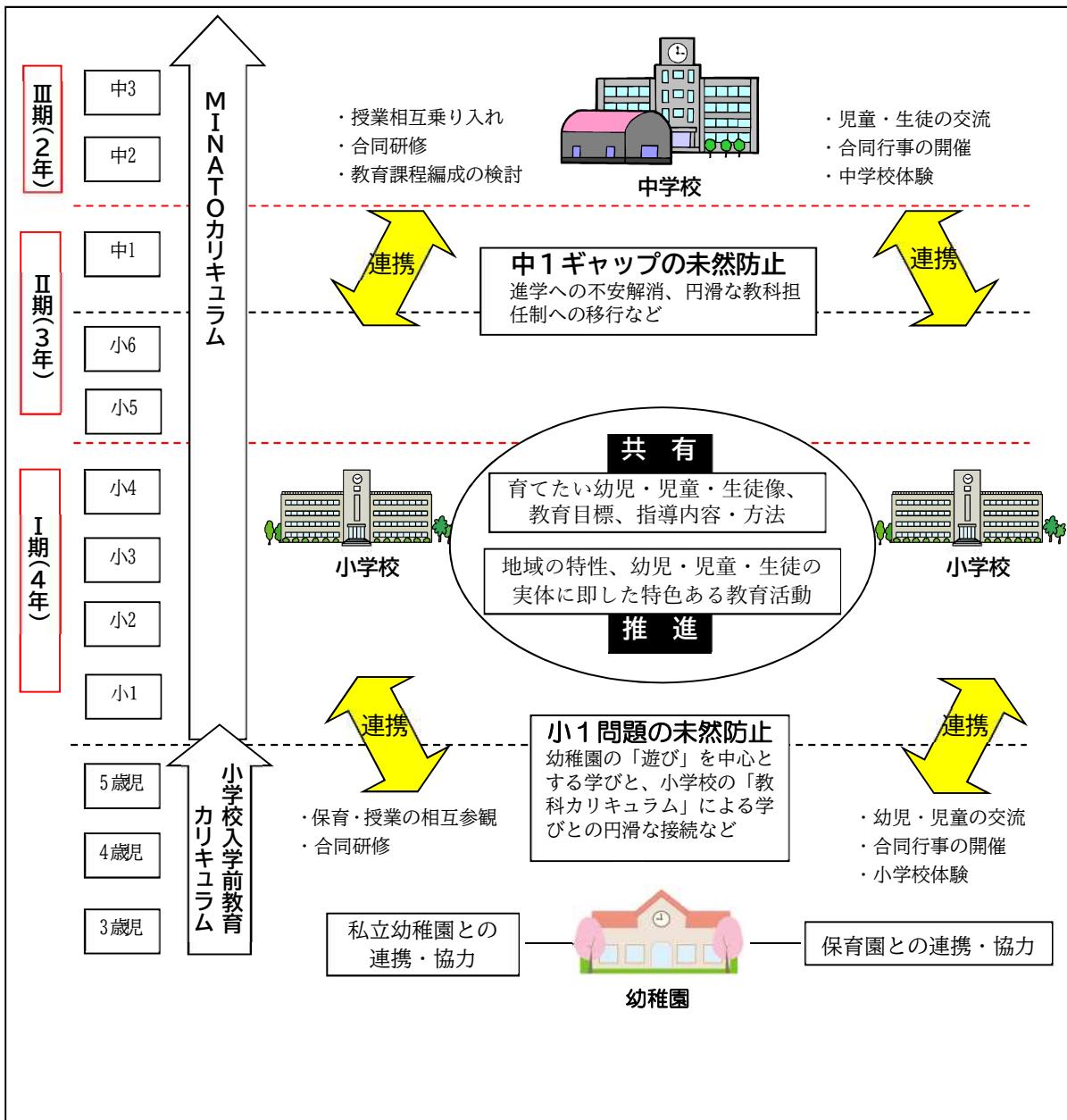
※37 中1ギャップ：中学校へ進学した際、新しい環境での学習や生活に移行する段階で、心理面での不安やストレスなどを抱える生徒の状態のこと。不登校などの事態を招くことにつながることが危惧されている。

※38 小学校入学前教育カリキュラム：5歳児前期から保育園、幼稚園修了までの姿を含む5歳児全体のカリキュラムと、小学校1年生入学当初から1学期頃までのスタートカリキュラムをつなぐカリキュラムのこと。

※39 MINATOカリキュラム：港区において、小・中学校の指導の内容を、教科ごとに単元系統配列表にまとめたカリキュラムのこと。

港区の幼・小中一貫教育のイメージ

幼児期の教育（3年間）から、小・中学校の義務教育（9年間）までの連続した12年間を見とおした指導方針のもとで、子どもたちを育みます。



港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生の進路状況

【幼稚園】

進路先		平成27年度 (%)		平成28年度 (%)		平成29年度 (%)		平成30年度 (%)		令和元年度 (%)		
国 立		0.5%		0.2%		0.3%		1.0%		0.0%		
公立 小学校	区 内	学区域内	71.2%	91.5%	71.8%	90.5%	69.9%	89.5%	70.0%	92.3%	70.9%	
		学区域外	20.3%		18.7%		19.6%		22.3%		19.6%	
区 外		2.2%		1.9%		3.0%		1.0%		1.9%		
私立 小学校	区 内	0.3%		2.2%	0.2%	2.9%	1.3%	4.0%	0.5%	2.4%	0.5%	
		区 外	1.9%		2.7%		2.7%		1.9%		3.0%	
特別支援学校		0.0%		3.6%	0.2%	4.4%	0.0%	3.2%	0.0%	3.4%	0.3%	
その他（他県・外国等）		3.6%			4.1%		3.2%		3.4%		4.1%	

※数値は小数第2位を四捨五入

※四捨五入のため、合計が一致しない部分があります。

【小学校】

進路先		平成27年度 (%)		平成28年度 (%)		平成29年度 (%)		平成30年度 (%)		令和元年度 (%)		
国 立		2.6%		1.3%		1.4%		0.7%		1.5%		
公立 中学校	区 内	学区域内	32.6%	53.0%	32.6%	55.5%	32.6%	50.7%	30.1%	49.5%	30.1%	
		学区域外	20.3%		22.9%		18.1%		19.4%		18.5%	
区 外		2.2%		2.7%		1.9%		2.3%		2.1%		
私立 中学校	区 内	12.5%	36.1%	8.1%	36.0%	9.8%	38.8%	10.3%	40.9%	10.0%	40.8%	
		区 外	23.6%		27.9%		29.0%		30.6%		30.8%	
都立中学校		0.7%		1.0%		0.9%		1.2%		1.2%		
特別支援学校		0.1%		6.1%	0.0%	4.6%	0.1%	7.2%	0.1%	6.6%	0.1%	
その他（他県・外国等）		5.4%			3.5%		6.2%		5.3%		5.7%	

※数値は小数第2位を四捨五入

※四捨五入のため、合計が一致しない部分があります。

③地域の課題に向き合う意識を育む教育の推進

区では、区立幼稚園、小・中学校における防災教育として、各総合支所、各消防署、各防災協議会等との連携により、総合防災教室を行い、各幼稚園、小・中学校が地域の実態や環境に合わせて、幼児・児童・生徒が学ぶ内容を考え、実践しています。

総合防災教室では、煙ハウスや起震車などを使った災害時の避難方法の体験、学校が避難所になった時のことなどを想定した、組み立て式のトイレや体育館のブース、発電機付きの街灯等の設営など体験をおした訓練を行っています。

実際に災害等が発生した場合を想定し、自助共助公助の意識付けを徹底していくことが課題です。

引き続き、大規模災害等の発生に備え、家庭や地域と連携した防災教育や防災対策を一層進める必要があります。

環境教育^{※40}としては、地域への愛着や親近感の醸成、コミュニティの形成を図るため、地域住民及び専門家の方々と連携し、地域の課題に向き合う取組を行っています。具体例として、お台場学園港陽小学校においては、小学校5年生の総合的な学習の授業で、お台場の海苔の歴史と海苔の安全性を学ぶとともに「海苔の育成」を行っています。また、青南小学校では、校内に作られたビオトープを観察することで、普段ふれることができない自然を身近に感じるとともに、児童が自然を愛し、自然を守る精神を育てています。

S D G s（持続可能な開発目標）の推進に向けた考え方として、世界的な持続可能な社会づくりのため、様々な地域課題を「自分ごと」として捉えることが大切とされています。様々な地域課題に対して、子どもたちが、自ら生活する地域において体験し、活動できるような機会を充実していくことが重要です。

総合防災教室の様子（消防署との連携による消火器を用いた消火訓練）



※40 環境教育：環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のこと。

④相談体制の充実

港区では、教育センターを中心として、様々な教育相談体制を整えています。来所相談や電話相談では小学校入学前から高等学校卒業までの児童・生徒及びその保護者を対象に教育相談を行っています。

また、各幼稚園、小・中学校にスクールカウンセラーを週1～2回派遣し、幼稚園の保護者の相談や、いつでも児童・生徒がカウンセラーに相談できるような体制を整えています。特に小学校4、5年生、中学校1、2年生に対しては、全員面接でカウンセラーとのつながりをつくり、児童・生徒がカウンセラーに相談しやすい環境を整備することにより、いじめ等をはじめとする問題行動の未然防止等を図っています。

さらに、教育相談に関する理論、児童・生徒理解の方法等について、資質向上を図ることを目的として、教員向け教育相談研修も実施しています。

令和元（2019）年度に実施したアンケート調査では、「悩んでいることや困っていることはあるか」という問い合わせに対する「受験のこと」と回答する児童・生徒が最も多いことから、進路指導や相談機能の周知していくことが課題です（43、44頁参照）。

引き続き、相談機能の更なる充実や、教育相談に関わる機関が連携して子どもたちを支援する仕組みづくりが求められています。

令和元（2019）年度 来所教育相談・内容別件数

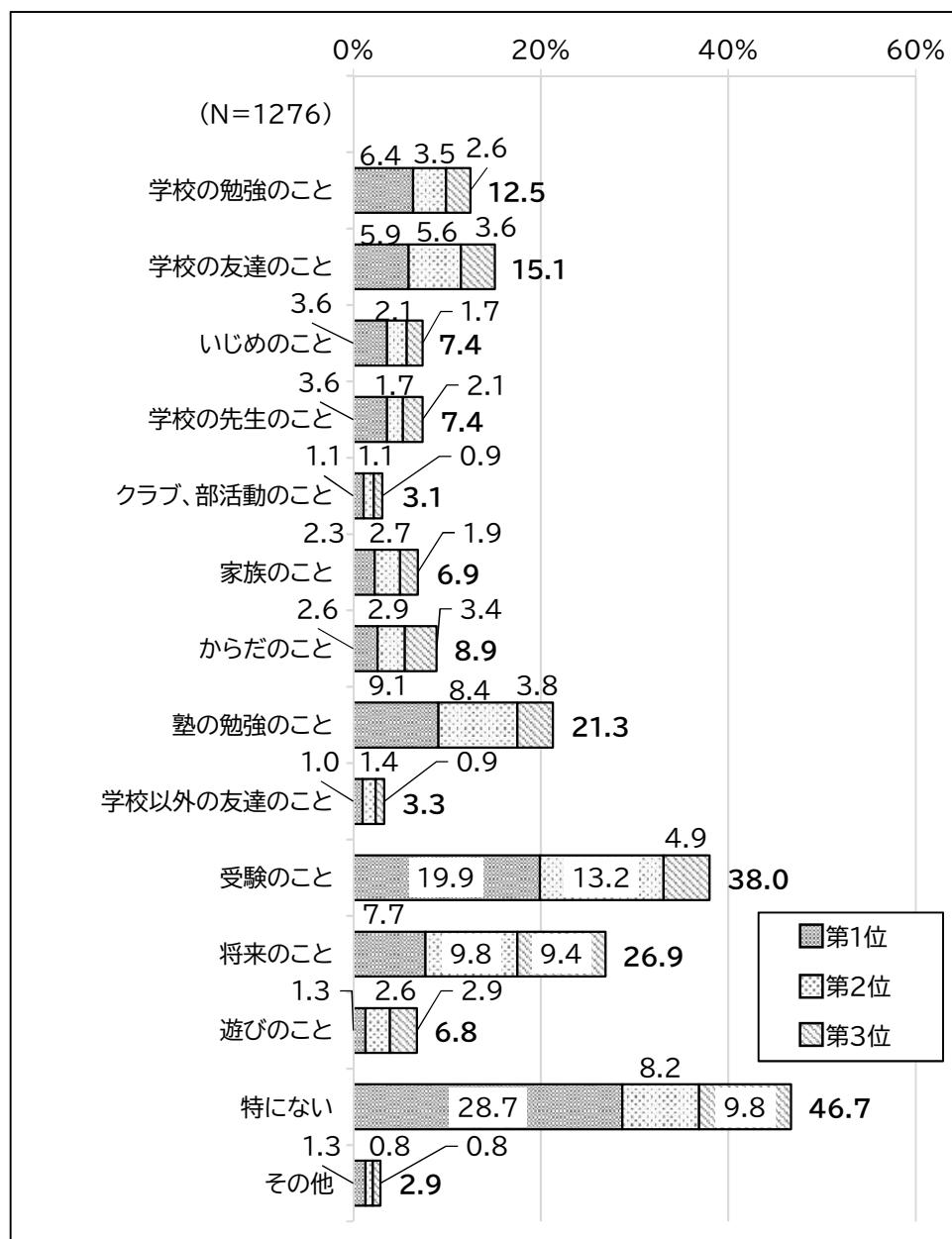
年齢段階 区分	件数 (件)	延べ回数 (回)	学校種別(回)				
			幼	小低	小高	中	高以上
知能・学業	3	15	0	6	9	0	0
進路・適正	4	37	1	0	3	0	33
性格・行動	44	795	77	84	185	229	220
精神・身体	77	1,018	46	362	396	141	73
その他	97	1,529	205	381	461	379	103
合 計	225	3,394	329	833	1,054	749	429

令和元（2019）年度 電話教育相談・内容別件数

年齢段階 区分	未就学・ 幼稚園	小学生 (低学年)	小学生 (高学年)	中学生	高校生 以上	合計	
						1	2
知能・学業	0	5	3	2	0	10	
進路・適正	3	1	7	1	0	12	
性格・行動	6	34	46	21	8	115	
精神・身体	3	6	2	3	1	15	
その他	5	12	16	8	7	48	
合 計	17	58	74	35	16	200	

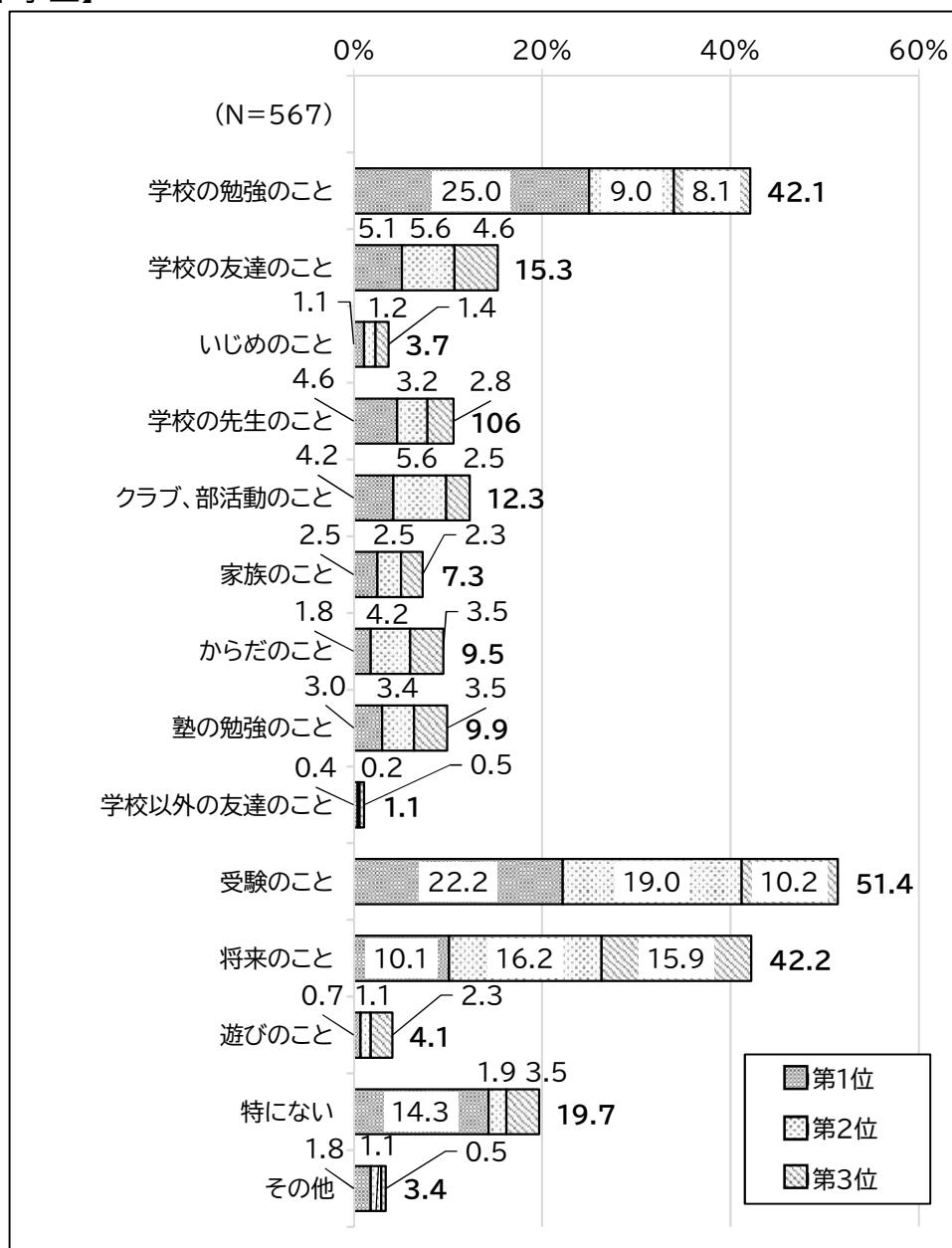
悩んでいることや困っていることがあるか（児童・生徒）

【小学生】



出典：港区「港区学校教育推進計画策定に向けたアンケート調査報告書」

【中学生】



出典：港区「港区学校教育推進計画策定に向けたアンケート調査報告書」

【(2) の課題のまとめ】

- I C Tの活用による授業改善や、港区立みなど科学館の効果的な活用が求められます。
- 幼・小中一貫教育に向けたさらなる指導の充実・発展が必要です。
- 環境問題や防災など、様々な地域課題について、子どもたちが体験し、「自分ごと」として捉える機会を充実させることが重要です。
- 子どもたちが抱える様々な悩みに対して、多様な方法で対応できる環境を整えていく必要があります。

(3) 地域社会と連携した教育の推進

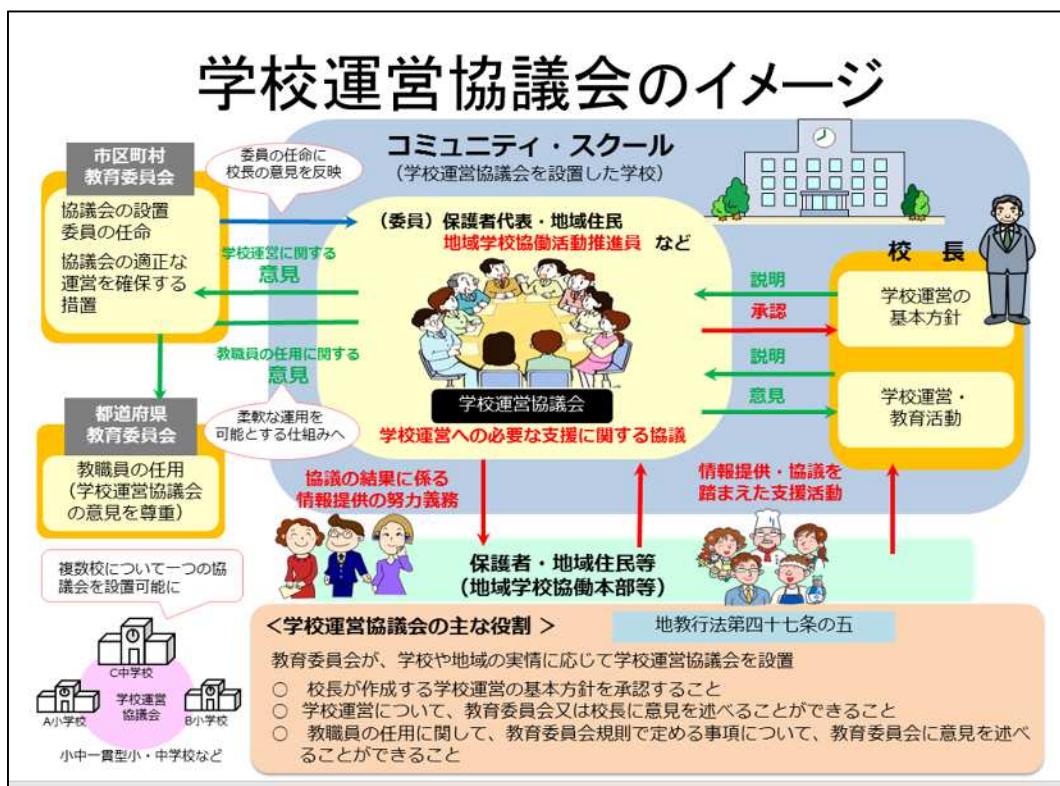
① 様々な団体との協働・連携による教育の推進

学校運営協議会制度とは、学校と保護者や地域の人々が、ともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）に基づく制度です。校長がリーダーシップとマネジメント能力を発揮して学校経営を行うとともに、保護者や地域の方々が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することをねらいとしています。

コミュニティ・スクールを充実させ、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育を実現させることが重要です。課題としては、制度の周知が十分でないことです。そのために学校運営協議会の設置をより一層推進していくとともに各学校及び地域に周知していく必要があります。

また、新学習指導要領で示されている「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、「よりよい学校をとおしてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有することが期待されています。

また、企業や大学、NPO等の団体、大使館など、港区の豊富な人材や社会資源を活用した特色ある教育を推進し、子どもたち一人ひとりに応じた多様な学びの機会を創出します。



コミュニティ・スクール



②国際社会に対応する教育の推進

令和元（2019）年度に実施したアンケート調査で、「国際感覚を持った子どもを育てるために大切なこと」という質問に対して、「語学力・コミュニケーション能力」と答える割合が最も多い結果となりました（47頁参照）。

区では、小学校での「国際科^{※41}」、中学校での「英語科国際^{※42}」の授業や小・中学生のオーストラリアへの海外派遣、異文化体験授業等を実施し、国際人育成に向けた取組を行っています。また、東町小学校及び南山小学校に開設した国際学級^{※43}では、外国人児童への英語による学習支援に加え、日本人及び外国人双方の児童にとって充実した国際理解教育を推進しています。多様な文化や価値観に触れる機会の創出など先駆的な取組の成果により、新入学・転入学希望者数が増加傾向にあります。「国際科・英語科国際についての意識調査」においても、「外国の人がいるときに、積極的に話しかけてみたいと思う」という問い合わせに対する肯定的な回答を示す区立中学校の生徒は、増加傾向にあります（47頁参照）。

日本語指導を必要としている外国人児童・生徒等に対しては、滞在期間や日本語習得状況等に応じて、笄小学校と麻布小学校に開設している日本語学級での日本語指導や、各学校への日本語適応指導員^{※44}の派遣による日本語指導を展開しています。

今後、「国際科」「英語科国際」、小・中学生海外派遣等の効果検証を行い、港区の国際人育成事業の一層の充実を図るとともに、学校や保護者の意見を踏まえた国際学級の運営を継続していくことが必要です。

また、日本語指導が必要な児童・生徒が年々増加していることを踏まえ、日本語学級の拡充や日本語適応指導の指導方法の改善が必要となっています。

コミュニケーション能力の向上にかかわって、とりわけ中学校では、外国人へ話しかける機会を多く設定するとともに、話してみたいという意欲をさらに引き出す指導の工夫・充実が求められています。自分の思いや考えを自ら発信し、積極的に外国人と意見を交換できるようになることが大きな課題です。

ほとんどの区立幼稚園には、外国人の幼児や異なる文化的背景をもつ幼児が在籍しています。言葉による意思疎通や幼稚園生活におけるきまりや約束等の理解が十分でない場合があり、各園で個別の配慮、対応をしています。外国人の幼児も保護者も、安心して幼稚園生活が送れるよう、サポート体制の構築が必要となっています。

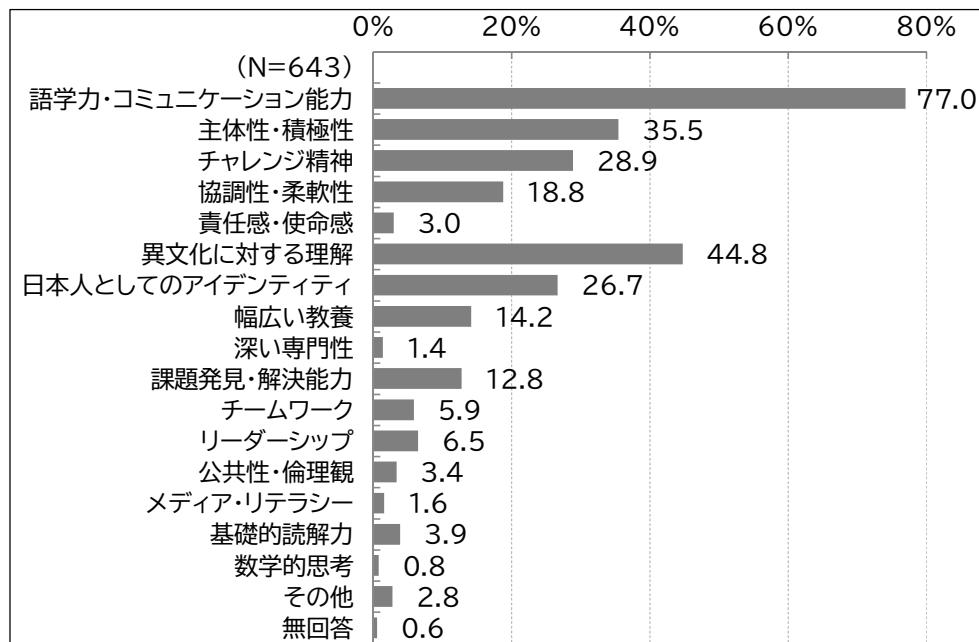
※41 国際科：文部科学省の教育課程特例校の認可を受け、区立小学校において小学校1年生から週2時間、外国人講師（NT：ネイティブ・ティーチャー）を各校に配置し、英語による実践的コミュニケーション能力の基礎を培う教育（平成18（2006）年度8校、平成19（2007）年度から全校実施）。コミュニケーション能力の育成にとどまらず、発達段階に応じて段階的に自国や他国の伝統や文化等についても学び、国際理解教育の充実を図っている。

※42 英語科国際：文部科学省の教育課程特例校の認可を受け、区立中学校において平成18（2006）年度から週1時間実施している、英語によるコミュニケーション能力の向上を目的とした教育。コミュニケーション能力の育成にとどまらず、発達段階に応じて段階的に自国や他国の伝統や文化等についても学び、国際理解教育の充実を図っている。

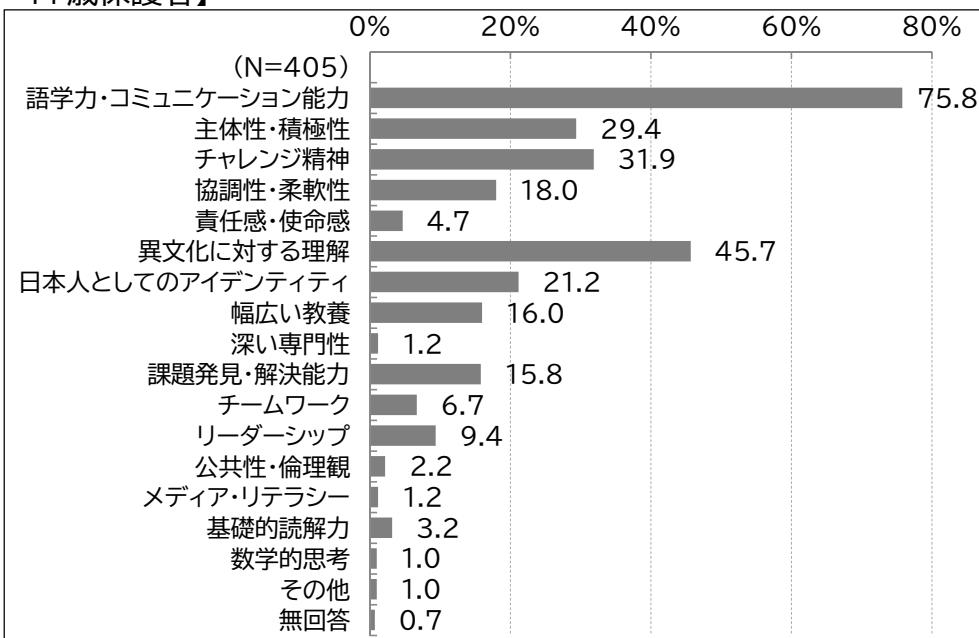
※43 国際学級：外国人児童が日本人児童と同じ教室で学び、多様な文化や価値観に触れる中で国際理解教育を展開する学級。学習指導要領に基づいたカリキュラムを作成し、英語による授業を導入・展開している。日本語の教科書を英訳したテキストの使用により、充実した教育を行っている。

※44 日本語適応指導員：帰国児童・生徒や外国人児童・生徒が日本の生活や授業に適応できるよう、基本的に児童・生徒の母語を用いながら日本語の指導を行う者。

国際感覚をもった子どもを育てるために大切なこと（保護者）
【6～11歳保護者】



【12～14歳保護者】



出典：港区「港区学校教育推進計画策定に向けたアンケート調査報告書」

外国の人がいるときに、積極的に話しかけてみたいと思うか（中学校3年生）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
「外国の人がいるときに、積極的に話しかけてみたいと思う」中学校3年生の割合 (%)	49%	50.5%	52%

出典：港区立中学校3年生についての意識調査

【(3) の課題のまとめ】

- コミュニティ・スクールを充実させ、学校・家庭・地域社会が一体となって、より良い教育を推進していくことが重要です。
- 日本語学級の拡充や日本語適応指導の指導方法の改善が必要です。
- 語学力とともに、コミュニケーション能力、異文化に対する理解が求められています。

(4) 学びを支える教育環境の整備

①学校の教育力の向上

令和元（2019）年度に実施した保護者へのアンケート調査の結果、今後、区立小・中学校に充実を希望することは何かという問い合わせに対し、「教員の資質・指導力の向上」という回答が上位となっています。また、平成30（2018）年度に実施した教員向けアンケートでは、「やらなくても良いと思う業務はなにか」という問い合わせに対し、「学校徴収金※45関係事務」の回答が各職別において上位となっており、改善等を図っていくことが課題です。教員一人ひとりが資質・指導力を高めていくためには、研修等の充実とともに、校内の事務分担や会議のあり方をはじめとした校務の見直しや、ICTの活用、教員の勤務時間外の保護者等からの問合せ対応、部活動の指導等における負担の軽減を図り、教員が教育活動に専念できる時間を確保することが必要です（50、51頁参照）。

また、学校全体としての教育力の向上のため、専門的な人材との連携をさらに進めるとともに、これまで以上に家庭や地域との連携を深め、地域が一体となって子どもを育む環境づくりが求められています。

やらなくても良いと思う業務(職位別)

職位	第1位	第2位	第3位
園長・校長、副園長(主任)・副校長(N=68)	学校施設開放対応 55.9%	事務(学校徴収金関連) 45.9%	事務(調査への回答) 35.7%
主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、臨時の任用教職員(N=455)	事務(学校徴収金関連) 57.8%	工事・修繕対応 41.5%	事務(調査への回答) 39.1%
主幹養護教諭、主任養護教諭(N=22)	事務(学校徴収金関連) 22.7%	事務(調査への回答) 18.2%	保護者・PTA対応 13.6%
栄養教諭・栄養士(N=13)	学校施設開放対応 30.8%	学年・学級経営 23.1%	授業・補教 15.4%
幼稚園教諭(N=16)	事務(その他) 37.5%	事務(調査への回答) 31.3%	事務(学校徴収金関連) 25.0%
事務職員(N=28)	事務(学校徴収金関連) 28.8%	その他の校務 17.9%	地域対応 14.3%

※事務(その他)…業務日誌作成、資料・文書(校長・教育委員会等への報告書、学校運営に関わる書

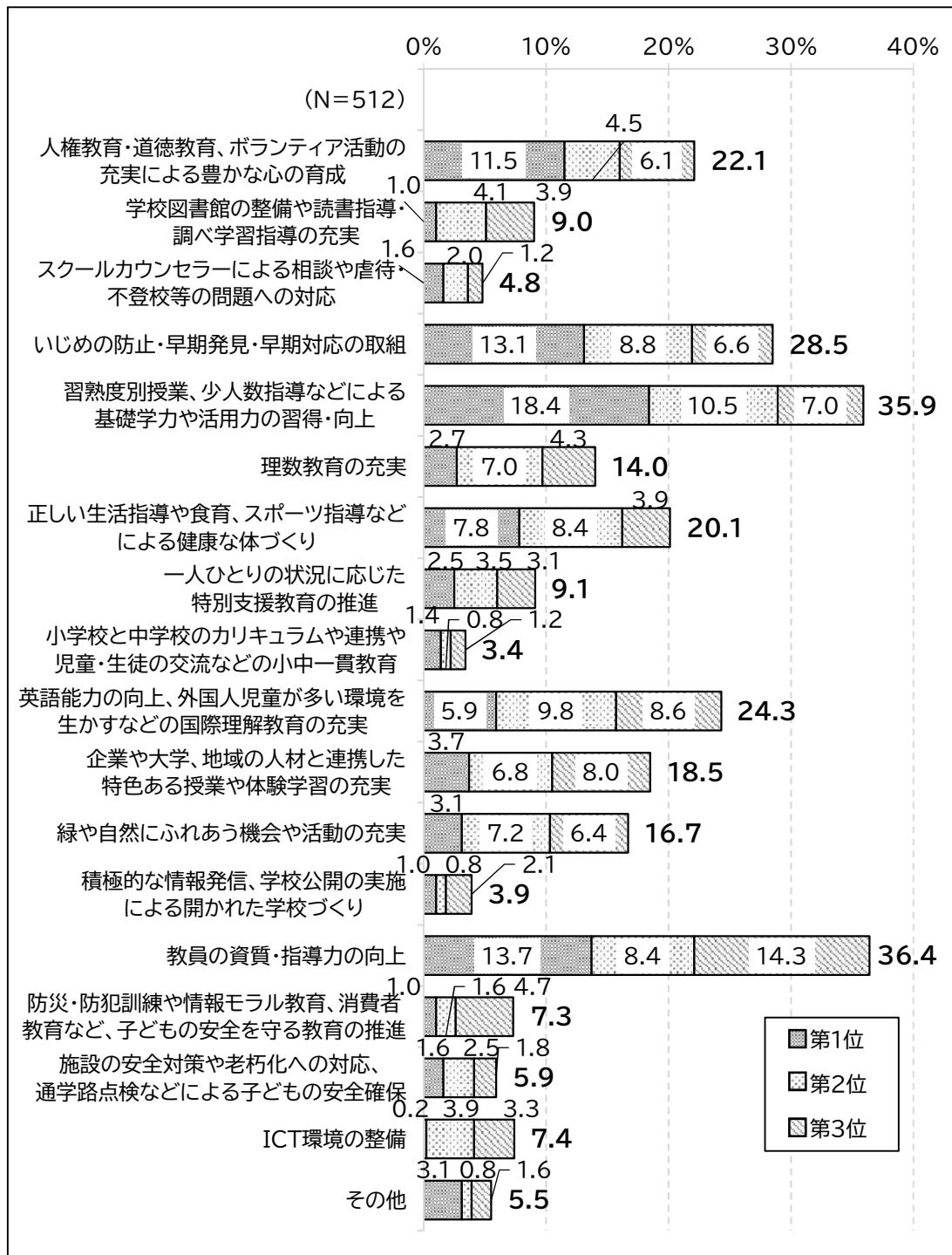
類、予算・費用処理に関わる書類、経理、給与・旅費、福利厚生など)の作成など

※その他の校務…勤務時間内に生じた移動時間など、分類できない校務

出典：港区「港区教職員の働き方改革実施計画（平成30（2018）年度～平成32（2020）年度）」

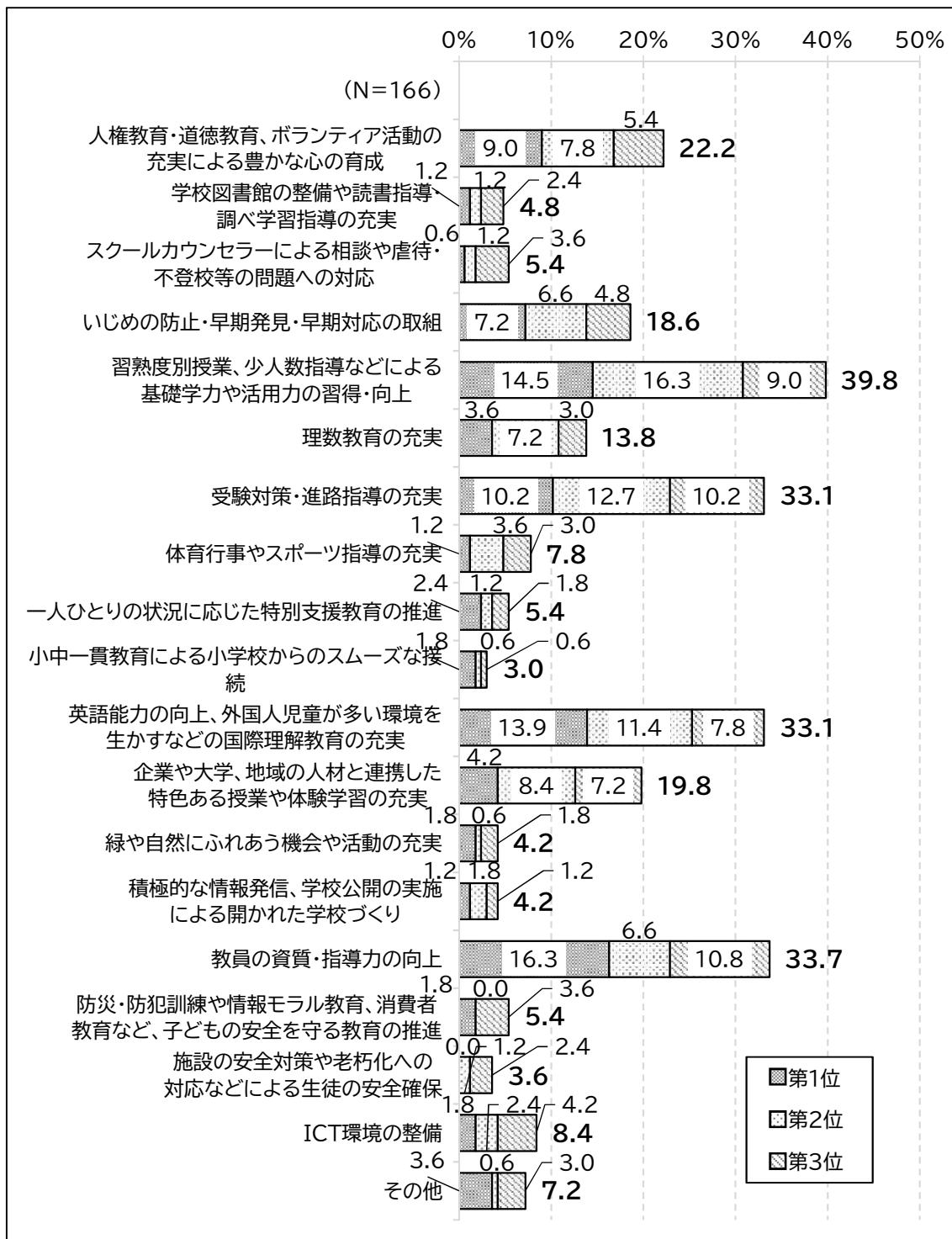
※45 学校徴収金：教育活動を行うために必要な経費のうち、受益者である保護者の方に負担していただく各種経費（給食費、補助教材費、積立金、生徒会費、PTA会費など）。

今後、区立小学校に充実を希望すること
【6～11歳保護者】



出典：港区「港区学校教育推進計画策定に向けたアンケート調査報告書」

今後、区立小学校に充実を希望すること
【12～14歳保護者】



出典：港区「港区学校教育推進計画策定に向けたアンケート調査報告書」

②安全・安心で魅力ある教育環境の整備

全国的に人口が減少傾向にある中、港区では人口が令和3（2021）年以降、増加することが見込まれています。

令和6（2024）年には未就学児、小・中学生にあたる人口が4万人を突破することが見込まれており、児童・生徒数の増加に対応した学校施設の整備、教育の質の確保・向上、放課後や登下校などを含めた学校生活における安全・安心対策の充実が必要です。より良い学習環境の提供や防災対策の観点から各学校の施設の環境改善を実施していく必要があります。

区は、芝浜小学校の新設、赤坂中学校（赤坂小学校との小中一貫校として改築）、赤羽小学校の改築、中之町幼稚園の改築について整備を進めています。



芝浜小学校（外観イメージ）



赤坂中学校（外観イメージ）



赤羽小学校（外観イメージ）



中之町幼稚園（外観イメージ）

【(4) の課題のまとめ】

- 教員一人ひとりが資質・指導力を高めていくためには、研修等の充実とともに、負担の軽減を図り、教員が教育活動に専念できる時間を確保する必要があります。
- 児童・生徒数の増加に対応するとともに、学校生活における安全・安心対策の充実が必要です。

第3章

学校教育の推進

港区学校教育推進計画とSDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。17のゴール（下図参照）と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、普遍的なものとして全ての国で取組が進められています。

SDGsが掲げる「誰一人取り残されない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPOなど、様々な主体により積極的な取組が展開されています。SDGsが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、区は、港区学校教育推進計画において、施策体系の大きな柱である基本目標とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて学校教育に関する施策を推進していきます。



1 めざすべき姿

「港区教育ビジョン（港区教育大綱）」に掲げる目指す人間像、学校教育における現状と課題を踏まえ、港区が育んでいく子どものめざすべき姿を前期計画から継承し、以下のように掲げます。

めざすべき子どもの姿

夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、

未来を創造する子ども

全国的な少子・高齢化や核家族化の進行、共働き世帯の増加等により、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、世代間交流の減少や地域とのつながりの希薄化が顕著になっています。人々の働き方、生き方の多様化が子どもの生活習慣や健康に及ぼす影響についても指摘されています。

港区においては、急速な人口の増加に加え、さらなるグローバル化や都市開発の進展等が、子どもの生活環境や学習環境、遊びの環境などに大きな影響を及ぼすことが考えられます。

こうした変化が激しく、将来を予測することが難しい社会において、子どもたちがよりよく生き抜いていくために、これからの中には、一人ひとりの個性を伸ばし、多様な能力を育むことが求められます。

港区は「夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する子ども」をめざすべき子どもの姿として掲げ、生涯にわたり自ら学び続ける意欲を養い、新たな価値を創造する、将来を担う人づくりに取り組みます。そのために学校は、保護者や地域と連携し、子どもたちが安全・安心で、いきいきと楽しく学ぶことができる、質の高い学校経営をめざします。

《学校経営の視点》

- 1 子どもたちが安全で安心して過ごすことができる学校づくり
- 2 子どもたちがいきいきと楽しく学ぶことができる学校づくり
- 3 保護者や地域に信頼される学校づくり

2 基本目標

「夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する子ども」を育むため、第1章で示した「3 策定の方向性」と第2章の内容を踏まえ、次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 「徳」「知」「体」を育む学びの推進

自分を大切にするとともに、他者を思いやる豊かな心の育成に取り組み、いじめや差別をしない規範意識を身に付け、協調性や助け合う心を育むため、人権教育や道徳教育を推進します。

学校司書及び学校図書館支援員を活用し、学校図書館機能の充実を図り、本をとおして人生を豊かにしようとする態度を育成します。

基礎的な学力と論理的思考力、判断力、表現力の育成に取り組み、港区の特性を生かした授業を開発し、子どもたちの知的好奇心を高め、意欲的に学ぶ姿勢を育みます。

プログラミング教育を推進し、物事を順序立て、試行錯誤して解決する力を育成します。

子どもたち一人ひとりの基本的な生活習慣の確立と健康な体づくりを支援するため、食育や保健教育のさらなる充実、学齢や成長に応じた体力・運動能力を身に付けるための教育に取り組みます。

個に応じた教育を充実させるとともに、障害の有無に関係なく、自身が生活する地域の学校で、自分に合った配慮を受け、ともに学ぶことをめざすインクルーシブ教育の理念に沿った環境整備を進めます。

■SDGsのゴールとの関係



基本目標1において新規／重点として位置付ける事業

- ・いじめ防止推進事業の充実（新規／重点）
- ・基礎学力・活用力の習得（重点）
- ・学校図書館の充実（新規／重点）
- ・健康な体づくり（重点）
- ・特別支援教育の充実（重点）
- ・特別支援教育体制の整備（重点）

基本目標2 未来を切り拓いて生き抜く力の育成

日常的にICTを活用できる環境を整え、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図り、子どもたちの発達の段階に応じた、情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成します。

1人に1台のタブレット端末を配備することで、子どもたち一人ひとりの理解度に合わせて個別最適化した授業やオンライン授業の充実により、子どもたちの確かな学びを保障します。

郷土の歴史や文化、理科・科学、防災、環境などに関する体験学習の充実により、特色ある教育を推進します。「港区立みなと科学館」を活用した理数教育や「STEAM教育」に取り組み、未来を創造する力を育成します。

教育センターを核とした相談機能を一層充実させ、不登校の児童・生徒や保護者の悩みに寄り添うとともに、医療、大学、児童発達支援センター等の関係諸機関と連携して課題の解決を図ります。

港区ならではの幼児期からの教育カリキュラムや、アカデミーごとに連携した幼・小中一貫教育をさらに発展させ、子どもたちの発達や学びの連続性に配慮した教育を推進し、選ばれる区立幼稚園、小・中学校となるよう各学校の魅力を高める取組を進めるとともに、将来を見据えた進路選択ができるよう、保護者と子どもたちへの情報提供や相談機能の充実を図ります。

SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、子どもたちに「自分ごと」として捉える意識や、日頃から取り組めるような知識を身に付けるための教育を推進します。

■ SDGsのゴールとの関係



基本目標2において新規／重点として位置付ける事業

- ・ICTを活用した学びの充実（重点）
- ・理数教育やSTEAM教育の推進（新規／重点）
- ・幼・小中一貫教育の推進（重点）
- ・環境教育の充実（重点）
- ・相談機能の充実（新規/重点）
- ・不登校対策の推進（新規）

基本目標3 地域社会と連携した教育の推進

学校教育への理解を深めてもらうため、学校での取組や子どもたちの様子を保護者や地域に向けて積極的に情報発信します。

保護者自身が家庭内での教育について学ぶ機会を作ることなどにより、これまで以上に幼稚園・学校及び家庭との連携を深め、家庭の教育力の向上に努めます。

コミュニティ・スクールを充実させ、保護者や地域の声を聴き、地域とともにある学校として、PTAや地域との連携も深め、積極的な地域参加により、地域が一体となって子どもたちの健全な育ちを支える環境づくりに取り組みます。

企業や大学、NPO等の団体、大使館など港区の豊富な人材や社会資源を活用した特色ある教育を推進し、子どもたち一人ひとりに応じた多様な学びの機会を創出します。

英語によるコミュニケーション能力の向上をはじめとした国際理解教育を推進するとともに、国際学級や日本語指導といった外国人等の子どもの学びを支える取組の充実など、国際社会で活躍する人材の育成に取り組みます。

■SDGsのゴールとの関係



基本目標3において新規／重点として位置付ける事業

- ・コミュニティ・スクールの推進（新規／重点）
- ・国際理解教育の充実（重点）

基本目標4 学びを支える教育環境の整備

ICTの活用や学校行事などの積極的な見直し、スクール・サポート・スタッフ^{※46}など人的資源のさらなる活用など、教職員の働き方改革に取り組み、教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちの学びの一層の充実につながる取組を推進します。また、教職員がICTを効果的に活用できるよう支援します。

教員の指導体制の充実、専門的な人材との連携など、学校が抱える複雑・多様な課題を解決し、子どもたちに必要な資質・能力を育む「チームとしての学校」の体制整備に取り組みます。

幼児・児童・生徒数の増加に伴い、安全・安心な教育環境を計画的に整備します。また、学校施設の安全点検、通学路点検などの安全対策、いじめの防止や食物アレルギーへの適切な対応等、子どもたちの安全確保を第一とした取組を推進し、子どもを事件・事故から守ります。

防災、防犯、交通安全、新型コロナウイルス等の感染症対策など、社会生活を営む上での様々なリスクから自らの安全安心を守ることができる力を養う教育を進めます。

■SDGsのゴールとの関係



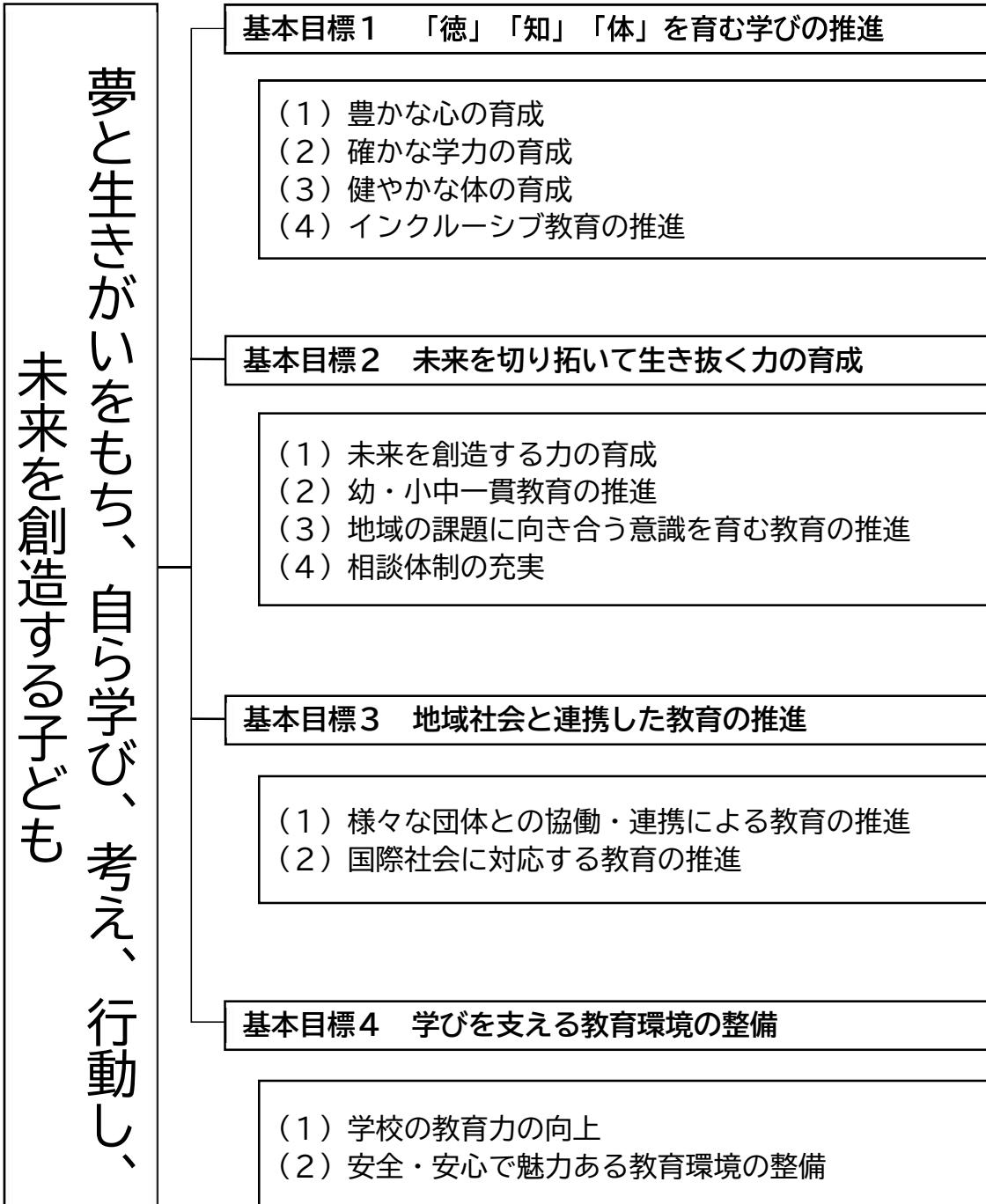
基本目標4において新規／重点として位置付ける事業

- ・教員の指導力向上（重点）
- ・教員の負担軽減の推進（重点）
- ・給食費の公会計化の実施（新規／重点）

※46 スクール・サポート・スタッフ：教員に代わって資料作成や授業準備等を行うことで、教員をサポートするスタッフのこと。

3 施策の体系

4つの基本目標に沿って、以下のような施策を設定します。



4 施策の展開

基本目標及び施策ごとに今後取り組む事業を以下に示します。計画期間中に特に重点的に取り組むべき事業を「重点事業」と位置付け、「重点」の表示をしています。重点事業については、取組目標と成果指標の年次計画を設けています。また、今回の策定に伴い新たに取り組む事業に「新規」の表示をしています。

基本目標	施策	新規/重点	事業
基本目標1：「徳」「知」「体」を育む学びの推進	(1)豊かな心の育成		① 人権教育の推進
			② 道徳教育の推進
		新規/重点	③ いじめ防止推進事業の充実
			④ 芸術鑑賞機会の充実
	(2)確かな学力の育成	重点	① 基礎学力・活用力の習得
			② きめ細かな指導の充実
		新規/重点	③ 学校図書館の充実
	(3)健やかな体の育成	重点	① 健康な体づくり
			② 食育の推進
			③ スポーツを楽しむ心の育成
	(4)インクルーシブ教育の推進	重点	① 特別支援教育の充実
		重点	② 特別支援教育体制の整備
基本目標2：未来を切り拓いて生き抜く力の育成	(1)未来を創造する力の育成	重点	① I C T を活用した学びの充実
		新規/重点	② 理数教育やS T E A M 教育の推進
			③ 体験学習の充実
	(2)幼・小中一貫教育の推進	重点	① 幼・小中一貫教育の推進
			② 小学校入学前教育の充実
	(3)地域の課題に向き合う意識を育む教育の推進	重点	① 環境教育の充実
			② 郷土への愛着の醸成
	(4)相談体制の充実	新規/重点	① 相談機能の充実
		新規	② 不登校対策の推進
基本目標3：地域社会と連携した教育の推進	(1)様々な団体との協働・連携による教育の推進		① 地域とともにある学校づくり
		新規/重点	② コミュニティ・スクールの推進
			③ 地域学校協働活動推進事業の充実
			④ 様々な団体との協働・連携
	(2)国際社会に対応する教育の推進	重点	① 国際理解教育の充実
基本目標4：学びを支える教育環境の整備	(1)学校の教育力の向上	重点	② グローバル化への対応
		重点	① 教員の指導力向上
		新規/重点	② 教員の負担軽減の推進
	(2)安全・安心で魅力ある教育環境の整備		③ 給食費の公会計化の実施
			① 学校施設の充実
			② 安全・安心な教育環境の整備
			③ 防災等の安全に関わる教育の推進
			④ 学びの未来応援施策の推進

基本目標1 「徳」「知」「体」を育む学びの推進

施策（1）豊かな心の育成

▶ SDGs のゴールとの関係：



学習指導要領の改訂により、「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」として位置付けられ、「考え、議論する道徳」への質的転換を図ることとなりました。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を使ったインターネットを介したいじめや誹謗中傷など、情報通信技術の進展とともに、いじめの様態が変化しており、発見や対応の難しさが指摘されています。

「港区教育ビジョン（港区教育大綱）」の示す「徳」「知」「体」を育む学びを踏まえ、「徳」の育成を最も重要な教育のひとつと捉え、偏見や差別を許さない意識と行動力を身に付ける人権教育や、思いやりや他者との絆を大切にし、協調性や助け合う心の育成などの道徳教育を推進し、子どもたちの豊かな心を育みます。

①人権教育の推進

【教育指導担当】

【取組内容】

- 各幼稚園、小・中学校で策定した全体計画及び年間指導計画に基づき、人権教育を推進します。
- 教員の人権感覚を磨き、人権教育に係る指導力の向上を目指し、教育活動全体を通じて、児童・生徒に適切な指導ができるよう、人権教育研修会や職層に応じた研修を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、家庭内に感染者や医療従事者等がいる児童・生徒へのいじめが起こらないよう、特別の教科道徳や特別活動等をとおして人権に関する指導を一層充実させます。

コラム

人権教育の取組

各学校においては、教育活動全体をとおして組織的・計画的に人権教育を推進することが大切です。そのためには、すべての教職員が、人権感覚を磨くとともに様々な人権課題についての理解と認識を深め、児童・生徒の実態や発達段階に応じて、関連的・系統的な指導を展開するための工夫をする必要があります。各学校は（「人権教育プログラム（学校教育編）」東京都教育委員会）に基づき、「同和問題」「障害者」「子供」「インターネットによる人権侵害」「性同一性障害」「性的指向」等の人権課題に関わる取組を推進してまいります。

【取組内容】

- 平成30（2018）年度から道徳が「特別の教科」となり、令和元（2019）年度に港区副読本「ふるさと みなど」を発刊しました。今後、教科書及び副読本の活用、学校・家庭・地域の連携による道徳授業地区公開講座※47の工夫・改善など、各幼稚園、小・中学校における道徳教育のさらなる充実を目指します。あわせて、各学校の優れた授業事例を集めた「道徳実践事例集」を毎年度作成し、全校で活用します。「道徳実践事例集」の活用をとおして、「考え、議論する」道徳授業を実践します。
- 道徳教育推進教師※48を対象とした研修を強化し、道徳教育推進教師の資質の向上とともに学校の道徳授業の質的改善を図ります。
- 各幼稚園、小・中学校の特色を生かし、地域の人材や企業などの資源を活用した授業を継続的に展開することで、協調性や社会性を養うとともに、地域社会の一員として主体的に活動できる幼児・児童・生徒を育成します。
- 道徳教育や道徳的な実践の場である特別活動を中心として、集団活動の充実を図り、自他ともに人格を尊重する意識を醸成することで、自己肯定感を高めます。

③いじめ防止推進事業の充実**新規** **重点**

【障害者福祉課、健康推進課、子ども家庭課、人権・男女平等参画担当、教育指導担当】

【取組内容】

- 子どもの人権を尊重し、誰もがいじめ問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応するため、「港区いじめ防止基本方針」及び条例に基づく「港区いじめ問題対策連絡協議会」等の関連組織を活用し、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進します。
- 各小・中学校において、「学校いじめ防止基本方針」を策定するほか、弁護士や民生・児童委員等を招いて年間2回「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、学校のいじめにおける状況、今後の方向性等について話し合い、いじめ防止のための対策を推進します。
- 6月、11月、2月をふれあい（いじめ防止強化）月間とし、各学校がいじ

※47 道徳授業地区公開講座：小・中学校、中等教育学校及び特別支援学校における道徳授業の活性化を図るとともに、保護者・都民の参加のもと、家庭、学校、地域社会の連携による道徳教育の推進に資するための東京都教育委員会主催の公開講座。

※48 道徳教育推進教師：学習指導要領の改訂によって新たに示された「道徳教育の推進を主に担当する教師」のこと。

- め、不登校等の状況について総点検を行い、道徳や特別活動での授業や標語作成等によるいじめ未然防止に取り組みます。期間中は各学校の壁面等に横断幕を掲げ、いじめ未然防止の取組期間であることを区民に周知します。
- 各小・中学校の代表児童・生徒が、いじめのない学校づくりを一層推進するなど、私たちのまち港区をよりよいまちにするために、「子どもサミット^{※49}」を開催します。
- いじめ防止啓発用品（クリアファイル）を配布し、児童・生徒のいじめ未然防止への意識を高めます。
- 児童・生徒個々の学級や学校生活における満足感や意欲、児童・生徒の学級内での相対的位置、対人関係を営むためのスキルなどの情報を得るとともに、それらの情報をもとに、よりよい学級集団づくりに活用し、授業改善を図るために、小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒を対象に、心理検査（hyper-QU）^{※50}を行います。
- （仮称）港区立子ども家庭総合支援センターは、要保護児童対策地域協議会^{※51}の調整機関として、子どもの権利についての啓発やいじめ・児童虐待防止キャンペーンの実施、みなと子ども相談ねっとなどの相談体制の充実を図り、いじめ未然防止の取り組みを推進します。
- 子ども家庭課において、児童・生徒のいじめ未然防止をはじめ、健全育成につながる取組を推進するために、港区青少年健全育成活動方針を策定します。
- 人権・男女平等参画担当において、児童・生徒がいつでも相談できる体制を整えるために、東京法務局から送付される子ども人権SOSミニレターを各小・中学校に常設します。
- 健康推進課において、区民にいじめ未然防止の意識を啓発するために、思春期こころのケアネットワーク会議（精神保健福祉連絡検討委員会）等を開催します。
- 障害者福祉課において、障害者への偏見や差別解消及びいじめ未然防止に向け、障害者週間記念事業、障害者週間ポスター原画作品展等を実施し、心のバリアフリーを推進します。
- 都や区が作成する動画資料等を活用し、新型コロナウイルス感染症に関連したいじめや差別、偏見について考える取組を実施します。

※49 子どもサミット：各小・中学校代表の児童・生徒が集まり、自分たちがするべきこと、大人に期待することなどについて話し合うための会議のこと。

※50 心理検査（hyper-QU）：楽しい学校生活を送るためのアンケートのこと。児童・生徒一人ひとりについての理解と対処方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することができる。

※51 要保護児童対策地域協議会：虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会

		前期3年間			後期3年間	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6～8年度	
取組目標	いじめ防止推進事業の推進	効果検証・取組の見直し	改善施策の実施・取組の再検討	改善施策の実施	改善施策の実施	
成果指標	港区独自の調査によるいじめ発生率(%) (認知件数／全児童生徒数) ×100	小 0.67 中 0.93	小 0.66 中 0.92	小 0.65 中 0.91	小 0.62 中 0.88	

④芸術鑑賞機会の充実

【教育指導担当】

【取組内容】

- 幼児・児童・生徒が質の高い演奏や舞台芸術を身近に鑑賞する機会を提供します。
- 芸術家による優れた演奏や表現を通じて、幼児・児童・生徒が、芸術文化を味わう楽しさや喜びを感じることができる機会を充実します。
- 幼児・児童・生徒の発達段階に合わせてテーマを設定し、大学や企業等との連携により、様々な観点から子どもの感性と情操を育む教育を推進します。

施策（2）確かな学力の育成

▶ SDGs のゴールとの関係：



政治、経済、社会、文化など、あらゆる領域で新しい知識、情報、技術が重要な「知識基盤社会」で活躍できる人材の育成が求められています。高度な知的社會に対応できる子どもを育むため、学習習慣の定着と基礎的・基本的学力、活用力の習得を図ります。

子どもの知的好奇心を高め、自ら意欲的に学習に取り組む姿勢を育むとともに、個に応じたきめ細かな指導の充実を図り、学力の向上、論理的思考力、判断力、表現力の育成に取り組みます。

①基礎学力・活用力の習得

重点

【教育指導担当】

【取組内容】

- 確かな学力の育成には、教員の指導力の向上が不可欠です。教員が児童・生徒と向き合える時間を確保するため、事務作業の電子化や教材の共有化のために校務支援システムを活用し、業務の効率化を図ります。
- 少人数指導やＩＣＴの整備や活用による学習形態の工夫など、指導方法の工夫・改善をとおして「わかる授業」を実践することにより、児童・生徒の学習意欲を喚起するとともに、基礎的な知識・技能の定着を図ります。
- 港区独自の学力調査の実施と結果の分析、学習の進捗に応じた「重点ポイント集」の活用、系統的・継続的な学習活動の実施、各種検定受検の奨励^{※52}などにより、児童・生徒の基礎的・基本的な学力の定着を支援します。
- 企業やNPO等の団体、大学など、地域の人材、資源の活用、港区立みなど科学館、図書館、博物館等を活用した積極的な教育の展開や、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくりにより、生きた知識・技能、未知の状況に対応できる思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性といった資質・能力を育む取組を推進します。

※52 各種検定受検の奨励：平成18（2006）年度から他自治体に先駆けて漢字検定・英語検定・数学検定の受検に必要な費用の一部を区が負担し、児童・生徒の学習意欲を高めるとともに、保護者負担の軽減を図っている。

		前期3年間			後期3年間
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6～8年度
取組目標	学習定着度に応じた重点ポイント集の作成・活用	学習定着度に応じた重点ポイント集作成	学習定着度に応じた重点ポイント集活用	学習定着度に応じた重点ポイント集改訂	学習定着度に応じた重点ポイント集改訂
成果指標	全国学力・学習状況調査における各学校の平均正答率について、前年度より向上が見られた学校数	小：10校 中：5校	小：12校 中：6校	小：14校 中：7校	小：18校 中：10校

②きめ細かな指導の充実

【教育指導担当】

【取組内容】

- 小学校1年生で児童数が20名を超える学級、学力向上を目的とするコース別指導等を行う区費採用講師^{※53}を各小・中学校に配置し、教員、少人数指導講師による少人数習熟度別指導^{※54}やチームティーチング^{※55}、コース別指導を推進し、個に応じたきめ細かな指導を充実します。
- 将来教員を志望する学生をスクールボランティア^{※56}として配置することで、体制を強化し、幼稚園、小・中学校の教育活動を支援します。

③学校図書館の充実

新規 ◀ 重点

【図書文化財課、教育指導担当】

【取組内容】

- 学校図書館に、読書指導、読書活動の拠点として読む力を育てる「読書センター機能」、学習に役立つ資料を備え、豊かな学習活動を支援する「学習センター機能」、情報リテラシーを育成する「情報センター機能」を確立し、活用することで児童・生徒の主体的・対話的で深い学びや、自主的、自発的な読書活動を実現させます。

※53 区費採用講師：区費で採用する講師のことで、小学校1年生で1学級の児童数が20人を超える学級と、各小・中学校で学力向上を目的とするコース別指導のために配置している。

※54 少人数習熟度別指導：各教科等の授業において、1つの学級を習熟度別に2つのグループに分けたり、2つの学級を3つのグループに分けて少人数で授業を行う授業形態・方法。

※55 チームティーチング：授業場面において、2人以上の教職員が連携・協力をとおして一人ひとりの子ども及び集団の指導の展開を図り、責任をもつ指導方法及び形態。

※56 スクールボランティア：学力向上を目的として、平成15（2003）年度より区立小・中学校に配置している、学習指導等の補助にあたる者。港区内及び近隣の大学と提携し、教員志望の学生等を配置している。

- すべての学校図書館に「読書センター」「学習センター」「情報センター」の3つの機能を確立することを目指し、教育センターに「港区立学校図書館支援センター^{※57}」機能を付加し、学校図書館への支援を行います。
- 各小・中学校への「学校図書館支援アドバイザー」の派遣、「学校司書」「学校図書館支援員」を各小・中学校に合計週5日配置、学校図書館関係者を対象とした研修会の開催、区立図書館との連携強化等の取組をとおして、学校図書館を活用した教育の充実を図ります。
- 児童・生徒が、様々な手法で自主的に調べ、学ぶことができるよう、パスファインダー（調べ方の手引書）の作成、調べ学習に関連する資料の貸出しや図書館職員による出張講座など、区立図書館と連携し、調べ学習を支援します。
- 課外授業のまち探検や職場体験の受け入れ、図書館職員が学校に出向いての読書感想文の書き方講座やブックトークの実施、情報活用能力の育成など、区立図書館と連携し、図書館資料や人材を活用します。

取組目標	学校図書館関係者連絡会の開催	前期3年間			後期3年間
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6~8年度
成果指標	各小・中学校の学校図書館運営計画の策定	年3回実施	年3回実施	年3回実施	年3回実施
	学校司書や学校図書館支援員と連携し、学校図書館を活用した授業を月2回以上行った学校の割合 (%)	学校図書館運営計画の策定	学校図書館運営計画の運用	学校図書館運営計画の見直し	学校図書館運営計画の運用及び拡充

※57 学校図書館支援センター：学校図書館の機能充実を図ること（学校図書館の運営や活用、地域開放）を目的として設置される組織。

施策（3）健やかな体の育成

▶ SDGs のゴールとの関係：



全国的に子どもの体力・運動能力の低下が指摘される中、各小・中学校の児童・生徒の体力・運動能力は、東京都と比較すると、小学生はほぼ同水準か、やや上回っていますが、中学生ではやや下回ります。

家庭との連携により基本的な生活習慣、食習慣、運動習慣の確立、一人ひとりの健康な体づくりを支援し、年齢や成長に応じた体力・運動能力を伸長させるための教育を推進します。

各幼稚園、小・中学校において、東京 2020 大会の開催を契機とし、体を動かすことやスポーツの楽しさを伝える取組を推進するとともに、障害者理解の促進やボランティア精神の育成にも取り組みます。

①健康な体づくり

重点

【学務課、教育指導担当】

【取組内容】

- 休み時間など、全児童・生徒が参加する運動の時間を増やし、基礎体力を高める取組を実施します。特に、筋持久力及び柔軟性の向上や投動作の獲得に向けた各学校の取組を推進するリーフレットを作成、活用します。
- 子どもの体力向上に向けた具体的目標を定め、学校の実態に合った特色ある「一校一取組運動」を実践します。コオーディネーショントレーニング^{※58}をすべての小・中学校で実施し、各校の実践内容を統合したマニュアルを作成、活用します。

取組目標	体育授業力向上リーフレットの作成・活用	前期3年間			後期3年間
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6~8年度
取組目標	体育授業力向上リーフレットの作成・活用	リーフレットの作成	リーフレットの活用	リーフレットの改訂	リーフレットの改訂
成果指標	体力調査における各学校の平均体力合計点について、前年度より向上が見られた学校数	小：6校 中：3校	小：8校 中：4校	小：10校 中：5校	小：16校 中：6校

※58 コオーディネーショントレーニング：一般的に「運動神経」や「運動センス」と言われる「運動の器用さ」を高めるトレーニングのひとつ。特定の動きを単に獲得するということより、運動学習の能力（学ぶ力）を得ることに最大の目的を置いている。

②食育の推進

【学務課、教育指導担当】

【取組内容】

- 義務教育期は、成人する前の最後の成長スパートといわれ、身長や体重、骨や筋肉等が生涯を通じて最も急速に発達する身体の基礎を作る時期です。そのため、児童・生徒が、この成長期に特有な心身の変化を理解したうえで、この時期に必要な栄養や食事のとり方、運動の効用、睡眠等の生活習慣が与える影響を学び、正しい知識と行動を身に付けることで、生涯を通じて健康に過ごす能力を獲得するよう、体系的・計画的に食育を推進します。
- 子どもたちが教科等で身に付けた資質・能力をさまざまな場面で総合的に活用することができるよう、知識と生活との結び付きや教科等横断的な視点での食育の指導を充実します。
- 日本の伝統的な食文化を継承し、食の生産に携わる人や自然環境の恵みに感謝する気持ちを育みます。行事食や郷土料理などの和食給食と国産食材の利用推進、米飯給食の定着、食の生産から消費までの流通など、授業と連携した教材として学校給食を活用します。

③スポーツを楽しむ心の育成

【生涯学習スポーツ振興課、教育指導担当】

【取組内容】

- 子どもがあらゆる機会や場所をとらえて運動・スポーツに親しむ習慣を身に付けられるよう、運動の行い方を紹介する掲示物や、運動できる場所・教具の充実など、環境づくりに取り組みます。
- 部活動指導員^{※59}の任用や研修等の整備を進め、部活動指導員を活用して専門的な技術指導を行うことにより、中学校の部活動の充実を図り、体力、運動能力の向上をはじめ、協調性やマナーなどの習得を図ります。



※59 部活動指導員：学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものは除く）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導を行う者。

施策（4）インクルーシブ教育の推進

- ▶ SDGs のゴールとの関係：



一人ひとりの教育的ニーズに応じて、特別に支援が必要な児童・生徒の数が年々増加しています。

「障害を理由とする差別の解消に関する法律」の施行を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、どの子どもも同じ場でともに学ぶ環境づくりに取り組むとともに、障害の特性や状態、発達状況等に応じた支援を行うことにより、一人ひとりの能力や特性を最大限伸ばしながら成長・発達していくよう、相談体制や関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。

①特別支援教育の充実

重点

【教育指導担当】

【取組内容】

- 幼稚園入園から中学校卒業までの12年間の成長を見とおした長期的な視点に立ち、児童・生徒の障害の特性や程度に応じた支援を行います。
- 通常の学級においては、学習支援員や特別支援教室巡回指導教員の専門性を向上させ、一人ひとりの特性を把握し、認知特性の強みを生かした支援を行うことで、より多くの児童・生徒の困り感を軽減できるようにします。
- 発達障害等があり、これまでの学校教育や集団学習に不適応を起こしている児童・生徒に対し、東京大学先端科学技術研究センターが開発した学習プログラムを提供することで、児童・生徒の知的好奇心を揺さぶり、喜びを感じながら主体的に学びを進めることができます。また、自分の得意とする分野に対する知識や技能をさらに向上させることにより、児童・生徒の強みをさらに伸長させ、自己肯定感が高まるようにします。
- 特別支援学級においては、よりよく生きる力を育むため、自立活動の充実や都立特別支援学校・企業等と連携した職場見学や職業体験を実施するなど、キャリア教育の充実を図ります。
- ホームページやSNS等を活用して広く周知し、就学時や進学時だけでなく、幼児期から学校生活を送る上での不安や特別な支援等に関する相談を教育センターにおいて、いつでも受け付けていることを周知します。

取組目標	発達障害児等に対する学習プログラム数	前期3年間			後期3年間
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6~8年度
取組目標	発達障害児等に対する学習プログラム数	4種類	6種類	8種類	10種類
成果指標	今後も継続して学びたいと答えた児童・生徒数の割合(%)	65%	70%	75%	80%

②特別支援教育体制の整備

重点

【教育指導担当】

【取組内容】

- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うため、家庭や医療機関、児童発達支援センター、障害者福祉課等との連携を強化し、社会的自立や共生社会の実現を視野に入れた幼児期からの教育相談体制を整備します。
- 学習障害の疑いのある児童を早期に発見し、専門的な指導を受けることができる体制を整えます。
- 地域共生社会の実現に向け、地域にある特別支援学級に通うことができるよう、区内の特別支援学級設置状況や児童・生徒のニーズを踏まえて、特別支援学級を新設します。
- 医療的ケア児^{※60}が安心して学校生活を営めるように、指導医の指導の下、一人ひとりに応じた医療的ケアを行えるようにするとともに質の高い看護師や介助員等を必要に応じて配置する体制を整えます。
- 特別支援教育に携わる教員、学習支援員、介助員等の専門性を向上させるため障害者に応じた基礎知識や障害特性に応じた指導・支援方法を学ぶことができる研修体制を整えます。
- 中学校卒業後の関係機関との連携を強化し、幼児期から社会的自立の実現まで、継続して支援できる体制を構築します。

取組目標	知的障害特別支援学級設置校	前期3年間			後期3年間
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6~8年度
	小学校 5校 中学校 4校	小学校 6校 中学校 5校	小学校 6校 中学校 5校	小学校 6校 中学校 5校	小学校 6校 中学校 5校
成果指標	地域にある特別支援学級に通う児童の割合 (%)	80%	82%	84%	90%

コラム

インクルーシブ教育

共生社会の実現に向け、人々の多様な在り方を互いに認め合い、障害のある子どもが自分のもてる力を最大限伸ばすため、個々の障害に応じた合理的配慮のもと、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことです。同じ場で互いのよさを認め、共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒の自立と社会参加のために必要な指導や支援を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備してまいります。

※60 医療的ケア児：人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども。

基本目標2 未来を切り拓いて生き抜く力の育成

施策（1）未来を創造する力の育成

▶ SDGs のゴールとの関係：



価値観が多様化し、今後さらに様々な分野において激しく変化していく社会を生き抜くためには、一人ひとりの個性を磨き、未来を創造する力を育成することが必要です。

ICTの活用や港区立みなど科学館を活用した理数教育の推進を図るとともに、港区の豊富な地域資源を生かした多様な分野における体験学習・体験活動の充実を図り、特色ある教育を推進します。

① ICTを活用した学びの充実

重点

【教育指導担当】



【取組内容】

(授業の充実)

○教科指導におけるICTの活用は、児童・生徒の学習への興味・関心を高めるとともに、多様な機能を活用して学習内容の理解を深めるなどの効果が期待できます。そのため、小・中学校における各教科指導において、学習目標の達成やねらいに沿った授業を実践することを目的にICT活用を積極的に推進します。

○ I C Tを活用した授業を促進し、その効果を検証するため、区研究奨励校※⁶¹として、重点的に I C Tを活用した授業を実施するモデル校を毎年位置付け、学識者を招いた指導研修等を通じて授業内容の充実を図るとともに、その内容を検証し、研究成果を他校に還元します。モデル校では、G I G Aスクール構想の実現に向けて各小・中学校に配備するタブレット端末を活用して、各教科等の指導における活用方法の工夫や自宅に端末を持ち帰った際の効果的な活用について研究を進めます。

(プログラミング教育の推進)

○小・中学校的プログラミング教育が円滑に実施できるよう、区内企業等と連携した取組を推進するほか、教員向けの I C T実技研修をとおして、国語・算数・理科・総合的な学習の時間など、各教科の特質に応じた実践方法を例示します。

(情報モラル教育の充実)

○適切な情報モラルの指導を行うため、教員を対象とした研修等の実施により教員自身の情報モラルの意識を高めるとともに、教育用のコンテンツを活用し、児童・生徒の発達段階に応じた情報モラル指導を行います。また、児童・生徒が有害情報に接したり、トラブルに巻き込まれたりすることがないよう、家庭への情報提供やS N Sに関するルールづくり等の働きかけ、保護者向けの研修会などを行っていきます。

○情報モラル教育を行うことで、児童・生徒のインターネットを利用した犯罪などの被害から守るとともに、配備する1人1台端末でも成長に弊害のあるホームページなどのW e b閲覧を制限します。

○オンライン学習については、保護者向けの講演会等を実施し、児童・生徒だけでなく家庭の情報リテラシーの向上にも努めます。

(個に応じた I C T活用の推進)

○個別の障害特性や発達段階を考慮した学習、小集団での学習などの I C Tの効果的な活用を研究するとともに、特別な配慮が必要な児童に対する指導に役に立つ学習用アプリなどの導入を検討します。また、適応指導教室では、タブレット端末を活用して、児童・生徒がオンラインで在籍校担任教員等と様々なつながりがもてる環境を整えます。

(I C T機器等の充実)

○すべての普通教室に配備している電子黒板を効率的に活用し、教材の拡大提示などの取組により授業を活性化します。特別支援学級や特別教室についても順次、配備を拡大していきます。

○学習者用のデジタル教科書をタブレット端末に導入することで、児童・生徒が試行錯誤を繰り返し、自立して学習できる環境を整えます。また、教師用のデジタル教科書は、引き続き導入し授業時の効果的な活用を目指します。

※61 研究奨励校（園）：自校（園）の教育課題や現在の学校教育における教育課題の解決のモデルとなる研究を深め、広く研究成果を周知し、他の教育課題解決の参考となるよう研究を実践する学校（園）。

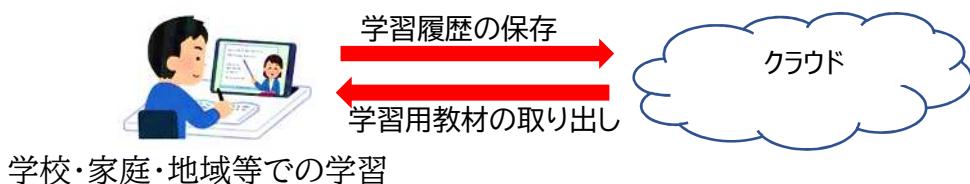
(教員の指導力向上)

- 教員のICT活用能力に応じたICT実技研修会（初級編、中級編）、ICT教育担当者会における研修を引き続き実施するほか、初任者研修においてICT活用の指導方法を学ぶ機会を設けるなど、授業実践能力の向上を図ります。
- 日常の授業の支援、ICT機器操作の支援、教材作成等の支援を目的にICT支援員^{※62}を派遣し、授業におけるICTの活用を促進します。原則として、週1回、小・中学校に配置するICT支援員については、支援状況や教員からの意見に基づき、派遣日数や効果的な運用を検討します。
- ICT機器に関する問合せを一括で受け付けるヘルプデスクを引き続き設置します。ヘルプデスクは、教育用ネットワークのソフトウェア保守事業者、ハードウェア保守事業者、ICT支援員等の関係者と連携し、機器の不具合や操作方法の確認等への対処を行います。
- タブレット端末を活用した取組について、研究校を指定し効果を検証します。

(環境整備)

- 学級で1人1台のタブレット端末を使用した際に、データ通信容量の多い動画でも同時再生することが可能な無線LAN環境を拡充していきます。現在は1Gbpsの通信回線を校内のネットワークにひいていますが、タブレット端末の活用が活性化することに合わせて、活用状況に合わせた5Gの活用など、より有用なネットワーク環境の構築について継続的に研究します。
- 高速大容量の通信が可能なネットワーク環境を活用して、クラウドの利用を推進し、児童・生徒が学びの履歴を保存したり、クラウドを活用して協働的に学んだりする学習を展開できるようにします。クラウドを活用することにより、学校や家庭の場所を問わず、児童・生徒が課題に取り組めるようになります。また、学校だけでなく家庭でも高速大容量の通信環境を確保することで、オンライン学習にも円滑に取り組むことができるようになります。

・学校・家庭等で切れ目なく学習できる環境



・オンライン授業により学校の臨時休業等でも学習できる環境



※62 ICT支援員：学校ICTの専門家のこと。

		前期3年間			後期3年間	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6～8年度	
取組目標	ICT活用重点モデル校	小学校1校			全校	
			中学校1校			
成果指標	ICTを利用した授業の実施率	小学校 45% 中学校 50%	小学校 47.5% 中学校 52.5%	小学校 50% 中学校 55%	小学校 60% 中学校 65%	

コラム

Teams を活用したオンライン授業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学校の臨時休業期間では、双方向のオンライン学習に対する期待が非常に高い状況でしたが、港区では授業動画などのオンデマンド配信によるオンライン授業にとどまりました。臨時休業明けの分散登校期間には、各小・中学校において第2波に備えたオンライン授業のモデル実施を行いました。港区では、今後1人1台配備する端末を活用して、Microsoft社のTeamsを活用してオンライン授業ができる環境を整備します。

双方向のオンライン環境の活用は、臨時休業期間などの特別な期間に限るものではありません。今後、学校で通常の教育活動が行われている際にも、Teamsを活用して個別指導や生徒・保護者と面談を行うことが可能となるほか、オンラインで宿題を提出したり、教員が家庭学習の支援を行ったりすることも可能となるため積極的な活用を進めていきます。



【取組内容】

- 理数教育に関する大学の専門家を講師とする出前授業を、各中学校において実施します。講師が独自に開発した教材による観察や実験・講義をとおして、生徒が理科や数学の不思議さと奥深さを体験することにより、理数教育への興味・関心、学習意欲の向上につなげます。
- 観察や実験などにより、科学的に探究する学習活動や、データを分析し、課題を解決するための統計教育を充実します。このような学習活動をとおして思考力、判断力、表現力を伸ばす授業を開くため、理数教育に関する専門的な知識を有する人材（サイエンスアシスタント^{※63}、サイエンスアドバイザー^{※64}）を各小・中学校に配置します。
- 教員の理科指導力の向上のため、理科実技研修会を実施します。教育センター等での理科教育の先進的な取組の共有や、児童・生徒の理科への興味・関心の向上につながる観察・実験をまとめた冊子等を各小・中学校に配布し、港区全体の理科教育の質の向上を図ります。
- 港区立みなど科学館において、体験型の常設展示や企業等との連携による展示を充実し、児童・生徒の理科・科学への関心を高めます。また、区立小・中学校の理科担当教員との港区立みなど科学館への期待に関する意見交換を踏まえ、学校で実施することが難しい内容の実験や、星の動きをはじめ最新の宇宙の話題などを提供するプラネタリウムにおいて、子どもたちの理科・科学への興味がわくような体験学習を充実します。
- 小学校理科4年「生命と地球」、中学校理科2年「地球と宇宙」の学習では、港区立みなど科学館と連携し、体験型学習の充実を図ります。
- 小・中学校の総合的な学習の時間においてSTEAM教育の視点から探究活動の充実を図ります。
- 教科横断的な視点から教育活動の改善を行いSTEAM教育の推進を図ります。

※63 サイエンスアシスタント：小学校において、理科の観察や実験の支援、授業準備を行う者。

※64 サイエンスアドバイザー：中学校において、理科の観察や実験の支援、学習活動の支援を行う者。

		前期3年間			後期3年間
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6～8年度
取組目標	「みなど科学教室」 ^{※65} の実施	20回	20回	20回	各20回
成果指標	区学力調査における理科の各学校の平均正答率について、前年度より向上が見られた学校数	小：10校 中：3校	小：12校 中：5校	小：15校 中：7校	小：18校 中：10校
	「みなど科学教室」事後アンケートで肯定的に回答した小学生の割合（%）	80%	85%	90%	95%

③体験学習の充実

【学務課、教育指導担当】

【取組内容】

- 箱根ニコニコ高原学園、新潟県・群馬県等での自然体験、児童・生徒の自主性、協調性を育む集団生活などの体験学習を推進します。
- 自然や文化に親しみ、集団生活をとおして児童の自主性や協調性を育む体験学習施設として、箱根ニコニコ高原学園の運営充実を図ります。平成27（2015）年度に指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウや事業提案等を活用した新たな管理運営体制により、児童の安全・安心の確保を一層図るとともに、学校の教育活動の支援を強化していきます。
- 港区立みなど科学館の利用を各幼稚園、小・中学校の教育課程に位置付けることで、幼児・児童・生徒が科学の楽しさを発見する、学びの補充・展開の場としていきます。
- 港区立郷土歴史館での、社会科見学等の学習をとおして、港区の歴史と文化について興味・関心を高めるとともに、歴史を学び、現代から未来への課題を予測し、解決しようとする力を養うことができるような事業を展開します。

※65 みなど科学教室：驚きや発見という子どもの知的好奇心を大切にし、一人ひとりが科学の不思議に触れる体験学習をとおして、論理的・科学的な思考力の向上を図るために、区立小学校5年生を対象に港区立みなど科学館において実施している科学教室のこと。

施策（2）幼・小中一貫教育の推進

▶ SDGs のゴールとの関係：



小学校入学時、中学校入学時の生活リズムや環境の変化に適応できず、不登校などの状況に陥る「小1問題」「中1ギャップ」への対応が求められています。現在、幼稚教育から義務教育9年間の生活や学習の円滑な接続を図るため、中学校通学区域内の幼稚園、小学校、中学校が研究組織（アカデミー）の中心となり、合同の授業研究会を実施するなど連携を深めています。

今後、各幼稚園、小・中学校が連携を強化し、各アカデミーの実態に応じて「必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするか」を教育課程に明確に示し、保護者や地域と共有することで、社会に開かれた教育課程の実現を目指します。

①幼・小中一貫教育の推進

重点

【学務課、教育人事企画課】

【取組内容】

- 保幼小の連携、「小学校入学前教育カリキュラム」や各小学校の「スタートカリキュラム^{※66}」の活用により、「小1問題」の未然防止を目指します。また、「MINATOカリキュラム」をもとに、小・中学校の学習の円滑な接続等に取り組み、「中1ギャップ」の解消を図ります。
- 小学校1年生の学級に区費採用講師を配置し、個に応じたきめ細かな指導を継続します。
- 各幼稚園、小・中学校が、地域の特色に応じたアカデミーの目指す子ども像の実現に向け、連携・交流を行いながら、計画的に発達段階に応じた指導を充実します。
- アカデミーの実践をとおして、幼・小中一貫教育の成果を検証し、授業改善を図ります。
- テレビ会議システム^{※67}を活用し、教員が他校種の研究協議会等へ参加しやすい仕組みを構築します。
- ホームページやSNS等でアカデミーの取組等を発信し、区立中学校への進学率向上を目指します。

※66 スタートカリキュラム：小学校に入学した子どもが幼稚園、保育園・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を發揮し、新しい学校生活を作り出していくためのカリキュラムのこと。

※67 テレビ会議システム：タブレット型端末を活用し、会議において移動することなく離れた拠点からの会議参加を可能とするシステムのこと。

		前期3年間			後期3年間
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6～8年度
取組目標	アカデミーや区教育研究会における異校種との合同授業研究会実施延べ数	25回以上	30回以上	32回以上	35回以上
成果指標	「保育園・幼稚園の教育内容について理解が深められた」と回答した小学校教諭の割合(%)	80%	85%	90%	95%

②小学校入学前教育の充実

【教育長室、学務課、教育指導担当】

【取組内容】

- 幼児が主体的に周囲の人やものと関わりながら、心身全体を働かせて夢中になって遊びを楽しみ、様々な体験を積み重ねられるよう、指導の充実を図ります。
- 令和2（2020）年3月に改訂した「小学校入学前教育カリキュラム」を区内すべての保育園、幼稚園、認定こども園、小学校で活用します。すべての幼児に豊かな学びを保障するカリキュラムの趣旨を踏まえ、家庭と連携を図りながら、幼児教育から小学校教育へ更なる円滑な接続を図ります。
- 保育園、幼稚園、認定こども園での育ちと学びから、小学校以降の教育へつなぐ「三つの力」をバランスよく伸長させる指導を行います。小学校では、各園での育ちと学びを踏まえた指導を行うことにより、連続性・一貫性のある指導の実現を目指します。
- 小学校入学前教育の子どもの保護者が活用できる家庭用リーフレット「みなときっずなび^{※68}」を5歳児のいるすべての家庭に配布、「家庭で大切にしたいことハンドブック^{※69}」を3、4歳児のいるすべての家庭に配布し、家庭教育を支援します。
- 国際化に対応するため、多様な文化や価値観を背景にもつ幼児及び保護者との相互理解を促します。外国人の幼児や、多様な文化や価値観を背景にもつ幼児が在籍しているという港区の特性を生かして、どの幼児にもかかわる力や相手を思いやる心を育むことができるよう、サポート体制の充実を図ります。
- 保護者のニーズや地域、施設の状況などを踏まえ、公私立幼稚園全体で幼稚園の受け入れ体制と預かり保育の充実に取り組みます。

※68 みなときっずなび：5歳児の保護者に向けて、就学までに家庭で大切にして取り組んでほしいことをまとめたリーフレット。

※69 家庭で大切にしたいことハンドブック：3、4歳児の保護者に向けて、保育園、幼稚園等と家庭との連続性や連携に向けて、時期毎に家庭で大切にしてほしいポイントをまとめたハンドブック。

施策（3）地域の課題に向き合う意識を育む教育の推進

- ▶ SDGs のゴールとの関係：
- | | | | | | | |
|-----------------------------|-------------------------|-------------------------------|-----------------------------|---------------------------|-------------------------------------|-------------------------|
| 3 すべての人に
健康と福祉を
達成するに | 4 積み重ねる
知識を
学ぶことに | 7 持続可能な開発
目標を実現する
ための行動 | 9 道路に沿うる
資源を守るよう
行動する | 11 田舎地帯に
在る資源を
活用する | 13 環境問題に
対応する
具体的な対策を
実施する | 17 パートナーシップ
で目標を達成する |
|-----------------------------|-------------------------|-------------------------------|-----------------------------|---------------------------|-------------------------------------|-------------------------|

価値観が多様化し、今後さらに様々な分野において激しく変化していく社会を生き抜くためには、環境の変化に適応できる力、能力を伸ばすための多様な教育を推進することが必要です。

自ら考え、社会のために主体的に行動する力、他者と円滑なコミュニケーションを図り、課題を発見・解決する力の育成に取り組みます。地域を誇りに思う心を育むなど、特色ある教育を推進します。

①環境教育の充実

重点

【教育長室、教育指導担当】

【取組内容】

- 太陽光発電設備、太陽熱給湯設備などの学校にある設備や、ビオトープなど学校の環境を環境学習に有効に活用し、自分の生活に身近なところで環境に配慮することの大切さを学ぶ教育に取り組みます。
- 港区立みなど科学館において、地球環境、自然環境、リサイクルなどを題材にものづくりや体験学習などをとおして、幼児・児童・生徒の環境保全への興味・関心を高める教育を推進します。
- 子どもたちが虫や鳥などの身近な生きものを観察するためのビオトープを活用した生物多様性に関する教育や、「小中学生の環境に関する自主研究」における事前指導など、環境リサイクル支援部と連携した環境教育を推進します。
- 各学校の教育課程にE S D（持続可能な開発のための教育）の考え方を盛り込み、SDGsにつながる教育活動を推進します。

取組目標	E S Dの考え方を盛り込んだ教員研修	前期3年間			後期3年間
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6～8年度
取組目標	E S Dの考え方を盛り込んだ教員研修	企画実施	改善実施	改善実施	改善実施
成果指標	若手（1～3年次）教員育成研修におけるE S Dの考え方を盛り込んだ研究授業の実施	1回	2回	3回	5回

【取組内容】

- 社会科副読本として港区独自に作成した、地域の特性に関する学習教材「わたしたちの港区」（小学校3年生対象）及び「わたしたちの郷土港区」（中学校1～3年生対象）を活用し、郷土への愛着、地域を誇りに思う心を養う教育を推進します。また、港区にゆかりのある歴史上の人物や文化財を題材として、区が独自に作成した小学校道徳の副読本「ふるさと～みなど～」を活用し、道徳教育の一層の充実を図ります。
- 港区立郷土歴史館のカリキュラム化や、豊富な資料を活用した出張講座、区の自然、歴史、文化を学ぶ副読本の作成・活用、考古資料などの貸出キットの活用など、地域の自然や歴史、文化に対する児童・生徒の興味・関心を高め、調べ学習などをとおして地域への理解を深める教育に取り組みます。
- 統廃合となった学校の貴重な教育資料を、児童・生徒の学習活動に活用できるよう、港区立郷土歴史館内で展示します。
- 小学校3年生の社会科見学で港区立郷土歴史館を活用した取組を推進します。



港区立郷土歴史館

施策（4）相談体制の充実

▶ SDGs のゴールとの関係：



子どもを取り巻く環境が多様化する中で、子どもとその保護者の悩みや不安も多様化してきています。令和元年度のアンケート調査でも児童・生徒が多様な悩みを抱えていることがうかがえます。

このような悩みや不安を解消するため、多様な機会や手法を活用した相談体制の充実を図ります。

①相談機能の充実

新規 ◀ 重点
【教育指導担当】

【取組内容】

- 子どもたちや保護者が安心して学校生活が送れるよう、生活指導主任や養護教諭を中心とした学校の相談体制を強化します。
- 子どもたちや保護者の悩みや不安の解消のため、各幼稚園、小・中学校でのスクールカウンセラーによる教育相談や教育センター相談員による相談体制の整備を推進します。
- 児童・生徒とスクールカウンセラーのつながりをつくり、児童・生徒がスクールカウンセラーに相談しやすい環境を整備するために、小学校4年生、5年生、中学校1年生、2年生に対してスクールカウンセラーによる全員面接を行います。
- 教育センターでの教育相談や電話相談により、家庭を支援する相談体制を充実させます。
- 子ども家庭支援センターや児童相談所等の関係機関をはじめ、民生・児童委員など地域との連携により、児童虐待、いじめ、不登校、非行などの諸問題の未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、スクールソーシャルワーカー^{※70}を事案に応じて派遣し、教育と福祉の両面から問題解決にあたります。令和3（2021）年度の（仮称）港区立子ども家庭総合支援センター開設後は、新たに区が設置する児童相談所との相互協力を強化し、より綿密な連携による相談体制の構築に取り組みます。

※70 スクールソーシャルワーカー：臨床心理士資格、臨床発達心理士又は産業カウンセラー等のほか、社会福祉士、精神保健福祉士等のソーシャルワークに関わる資格を有する者。問題を抱える児童・生徒が置かれた環境の改善に向けた働きかけにより、問題の解決を行う。

		前期3年間			後期3年間
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6～8年度
取組目標	教育相談機能の推進	効果検証・取組の見直し	改善施策の実施・取組の再検討	改善施策の実施	改善施策の実施
成果指標	教育相談等において、不登校に関する相談・支援を行った結果、状態が改善した割合(%)	80%	81%	82%	85%

②不登校対策の推進

新規

【教育指導担当】

【取組内容】

- 適応指導教室（つばき教室）は、学校復帰を目指して通室する児童・生徒に適切な相談、指導及び支援を行う施設として、児童・生徒の状況に配慮した環境づくりに取り組みます。
- 不登校児童・生徒の登校状況を改善するために、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの積極的な活用を図ります。
- 不登校児童・生徒への支援の方針として、学校復帰のみを目指すのではなく、民間のフリースクール^{※71}等との連携も視野に入れ、小・中学校が個別対応を行いながら、よりよい改善策を模索します。

※71 フリースクール：不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設のこと。

基本目標3 地域社会と連携した教育の推進

施策（1）様々な団体との協働・連携による教育の推進

▶ SDGs のゴールとの関係：



子どもたち一人ひとりが、安全に、健やかに成長していくためには、保護者や地域の学校教育への理解が不可欠です。共生社会の実現に向けて、開かれた学校づくりに取り組むとともに、地域とともにある学校として家庭や地域との連携を深め、一体となって子どもの健全な育ちを支える環境づくりに取り組みます。

様々な企業や大学、N P O等の団体、大使館などとの協働・連携を強化し、港区の豊富な人材や社会資源を活用することで、子どもたちの多様な学びの機会を創出します。

①地域とともにある学校づくり

【学務課、教育人事企画課】

【取組内容】

- 地域や保護者に各幼稚園、小・中学校の取組や子どもたちの様子について理解を深めてもらい、子どもたちの見守りや学校運営への支援につながるよう、幼稚園・学校公開の機会の充実や周知の強化に取り組みます。
- 各学校の教育目標や学習活動の状況等の情報について、ホームページでの発信の充実を図るなど、保護者・地域に対して積極的な情報発信を行います。
- 地域の学習素材や地域人材を活用した授業を行ったり、地域清掃などのボランティア活動に参加したりするなど、児童・生徒の地域の一員としての自覚を高めます。
- 区立中学校通学区域別に行う四者協議会^{※72}など、学校、家庭、地域が協力して健全育成のための協議、情報交換を行い、地域全体で子どもの育ちを支える環境づくりに取り組みます。

※72 四者協議会：民生・児童委員の担当地区ごとに開催される協議会のことで、学校、民生・児童委員、子ども家庭支援センター、児童相談センター等の関係機関が、いじめ防止に関する学校や地域の現状及び課題について、情報の共有化を図るとともに、解決に向けた取組について協議を行うもの。

②コミュニティ・スクールの推進

新規 重点

【教育長室、教育指導担当】

【取組内容】

- 保護者や地域住民が学校運営に参画することにより、地域の力を学校運営に生かす「地域とともににある学校づくり」を推進することで、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図るために、学校運営協議会（コミュニティ・スクールの事業概要：45 頁参照）の設置を推進します。
- 年に4～6回程度、学校運営協議会を開催し、委員から学校の経営計画や教育活動についてのご意見をいただき、適宜、改善を図ります。
- 学校の自己評価をもとに、学校改善に向けた学校運営協議会としての支援策を検討することで、質の高い教育の実現を図ります。

取組目標	学校運営協議会設置数	前期3年間			後期3年間
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6～8年度
取組目標	学校運営協議会設置数	5	6	7	10
成果指標	学校と委員の連携が図れていると感じる協議会の割合(%)	80%	85%	95%	97%

③地域学校協働活動推進事業の充実

【生涯学習スポーツ振興課】

【取組内容】

- 地域の人材や企業等の協力を得て、教育の質の向上、学校運営のさらなる充実及び発展を図るため、地域学校協働活動推進事業を推進します。学校と地域をつなぐ連絡・調整者である地域コーディネーター^{※73}が、総合的な学習の時間等における外部講師等の派遣（出前授業）や職場訪問・職場体験への協力を得られる企業等の情報を学校へ提供します。
- 学校のニーズに沿ったきめ細かな支援が行えるよう、幼稚園の活用や、各小・中学校への地域学校協働本部を順次設置し、学校と地域の一層の連携強化を図ります。
- 地域コーディネーターが活動を継続的かつ円滑に行えるよう、港区地域コーディネーター研修会を実施します。

※73 地域コーディネーター：学校支援地域本部が設置されている学校において、学校と地域をつなぐ連絡・調整者。地域コーディネーターとして活動する場合、校長の推薦を得ることが必要。

【取組内容】

- 地域の事業者や大学等との協働により、地域人材を活用した環境教育やキャリア教育、プログラミング教育など、港区の特性を生かした特色ある教育を推進します。
- 地域防災の担い手として、自分たちの地域は自分たちで守るという意識や技能が高まるよう、教育課程に位置付けた地域防災訓練を各小・中学校で実施し、児童・生徒の防災に関する主体性を育みます。
- 東京 2020 大会の開催を契機に、外国から日本を訪れる人が増えることが予想されます。児童・生徒の英語による日本文化の発信、国際交流、ボランティアなどの取組を推進します。

施策（2）国際社会に対応する教育の推進

▶ SDGs のゴールとの関係：



グローバル化のさらなる進展に伴い、国際社会に対応できる真の国際人の育成が求められています。英語によるコミュニケーション能力の育成や、自国・他国の文化について学ぶ機会の充実など、東京 2020 大会の開催も踏まえ、国際理解教育を推進します。

日本語活用能力が十分でない外国人児童・生徒等が増加しています。日本の学校生活への適応や教科学習の理解に向けた日本語指導の充実が必要です。また、東町小学校、南山小学校に開設している国際学級について、学校や保護者の意見等を踏まえた運営を行います。

①国際理解教育の充実

重点

【教育指導担当】

【取組内容】

- 港区の国際理解教育の大きな特色である小学校の「国際科」、中学校の「英語科国際」により、英語によるコミュニケーション能力の向上に取り組むとともに、国の小学校における教科としての英語科の導入を踏まえた国際科カリキュラムを改訂し、国際科・英語科国際の内容のさらなる充実を図ります。
- 自らの考えを積極的に発信するために、英語だけに頼らずに、表情や振る舞いもコミュニケーションの手段として活用できる真の国際人の育成に努めます。テンプル大学日本校との連携、大使館やインターナショナルスクールとの交流を通じた異文化体験等により相互理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の向上の機会として有効活用します。
- 東京 2020 大会の開催を契機に、外国から日本を訪れる人が増えることが予想されます。児童・生徒の英語による日本文化の発信、国際交流、ボランティアなどの取組を推進します。
- オーストラリアへの小・中学生の海外派遣事業については、現地への児童・生徒の派遣に加え、オーストラリアの小・中学生を受け入れる相互交流の実施に向けた体制を整備します。また、新型コロナウィルス感染症の感染状況を鑑みながら、国内代替プログラムの実施について検討します。

		前期3年間			後期3年間
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6～8年度
取組目標	国際科・英語科国際カリキュラムの改訂、国際科・英語科国際テキストの改訂	国際科・英語科国際カリキュラム、テキストの活用	国際科・英語科国際カリキュラム、テキストの検討、見直し	国際科・英語科国際カリキュラム、テキストの改訂	国際科・英語科国際カリキュラム、テキストの活用
成果指標	東京都教育委員会作成「日本語指導ハンドブック（初級）」を8割理解する帰国・外国人児童生徒の割合（%）	75%	80%	85%	90%

コラム

「国際科」「英語科国際」の授業の実施

港区立小学校では、平成14（2002）年度から、国際理解教育の一環として英語活動を実施しています。この実績をもとに、平成18（2006）年度から区立小学校8校で、平成19（2007）年度からは全18校で教育課程に「国際科」を位置付けるとともに外国人講師（NT：ネイティブ・ティチャー）を各校に配置し、英語による実践的コミュニケーション能力の基礎を培っています。また、区立中学校では、平成18（2006）年度から、英語によるコミュニケーション能力を図ることを目的とする週1時間の「英語科国際」を加え、週5時間の英語教育を実施しています。（平成23（2011）年度までは週4時間）

これらの授業では、コミュニケーション能力の育成にとどまらず、発達段階に応じて段階的に自国や他国の伝統や文化等についても学び、国際理解教育の充実を図っています。



【取組内容】

- 海外からの帰国児童・生徒や外国人児童・生徒が日本の生活に適応し、日本語による学習についていけるようにするために、日本語学級での指導の工夫や各小・中学校への日本語適応指導員の派遣回数を増やすなど、日本語指導の一層の充実を図ります。今後、日本語の指導を必要とする児童・生徒の増加に対応するため、笄小学校、麻布小学校、六本木中学校の日本語学級の充実を図り、より効果的な指導を行うため、日本語適応指導の指導方法について評価・改善を行います。
- 日本語指導研修会の充実を図り、教員の外国人児童・生徒への教育に関わる資質・能力を高めます。
- 東町小学校や南山小学校のイギリッシュサポートコース（E S C）^{※74}において外国人児童・生徒に多様な教育の機会を提供するとともに、日本人の児童・生徒はもとより、外国人児童・生徒にとっても我が国と異なる文化や価値観に触れる機会を拡充し、国際理解教育の充実を図ります。
- 学校や保護者の意見等を踏まえた国際学級の運営を引き続き行います。

※74 イングリッシュサポートコース（E S C）：外国人児童に多様な教育の機会を提供するため、通常の学級に外国人児童を受け入れるイギリッシュサポートコース（E S C）を設置し、E S C児童に対して英語で授業等を行う学級のこと。

基本目標4 学びを支える教育環境の整備

施策（1）学校の教育力の向上

- ▶ SDGs のゴールとの関係：



令和元（2019）年度に実施した保護者へのアンケート調査では、区立学校に期待すること・今後充実を希望することとして、「教員の資質・指導力の向上」という回答が上位となっています。

教員が教育活動に専念できる時間を確保し、充実した学習指導や生活指導を行うことができるよう、教員の負担軽減などの環境づくりに取り組み、学校の教育力の向上を図ります。

①教員の指導力向上

重点
【教育指導担当】

【取組内容】

- 研究パイロット校（園）※75・奨励校（園）の指定や区内教員で組織する教育研究会、アカデミーにおいて実施する研究保育や研究授業をとおして、教員の指導力の向上を図ります。
- 副校園長研修会、教務主任会、生活指導主任会、国際科担当者会等、各研修会を実施することにより、幼稚園、小・中学校間の情報を共有するとともに、教員の資質向上を図ります。
- 東京都若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修をとおして、教員の指導力向上を図ります。
- 校長のリーダーシップのもと、カリキュラム・マネジメントをとおして、職層ごとの役割を明確にした学校経営を行うことにより、教員の資質・能力の向上を図ります。
- GIGAスクール構想などICTの推進により、教員が指導力の向上と負担軽減を両立できるよう、教員のスキルに応じた実技研修を実施します。

取組目標	職層に応じた研修の実施	前期3年間			後期3年間 令和6～8年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
成果指標	若手（1～3年次）教員育成研修アンケートにおいて研修内容を理解（B以上）している教員の割合（%）	80%	85%	90%	95%

※75 研究パイロット校（園）：港区教育委員会の諸施策推進の一環として、教育課題解決のための実践的な研究を先進的に行い、広く一般に研究成果を周知するとともに、港区の学校教育の質を高めることに寄与する学校（園）。

②教員の負担軽減の推進

重点

【教育人事企画課、教育指導担当】

【取組内容】

- Office365^{※76}等を活用したリモートワークをすべての区立幼稚園、小・中学校が活用できるよう実施体制を整備し、教材作成を行える環境を整備します。
- 校務支援システムを継続して整備するとともに、自動採点システムのモデル校での試験的運用を進め、授業の準備に充てる時間を確保するなど、教員の事務負担の軽減を図ります。
- テレビ会議システムの利用を活性化していくことで、教員の移動時間や負担を軽減することにより、児童・生徒と向き合う時間を創出します。また、オンラインによる教員研修や研修内容の動画配信など、教員が出張により学校を不在とする負担を減らすことで、授業準備を充実させる時間を確保します。
- 教員の負担軽減を図り、児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、授業準備や家庭用教材等の印刷、保護者への連絡等をサポートするスクール・サポート・スタッフを各校に配置し、一層の充実を図ります。
- 副校长に集中する業務負担の軽減のため、副校长を直接補佐する会計年度任用職員を配置します。
- 区内の総合型地域スポーツ・文化倶楽部（スポーカル）や大学などに働きかけ、地域人材等を活用した部活動指導員の確保に取り組みます。

取組目標	リモートワーク等ICT環境の整備	前期3年間			後期3年間
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6～8年度
成果指標	取組内容が推進され教員の負担が軽減されていると感じる割合(%)	導入実施	改善実施	改善実施	改善実施
		80%	85%	90%	95%

※76 Office365：Microsoft社から最新ツールを常に提供されるサブスクリプションサービスのこと。

港区教育委員会では、子どもと向き合う時間を創出することを目的とし、平成30（2018）年度から長時間勤務の縮減をはじめとした教職員の負担軽減等を推進するため、事務局所管課において様々な事業（47事業）に取り組んできました。

【管理職及び教職員の意識改革】

教職員のこれまでの働き方を見直し、働き方改革を推進するため、モデル校3校（園）で環境改善（執務室のレイアウト変更）、業務改善（意識改革のワークショップ）に取り組みました。



③給食費の公会計化の実施

新規 ◀ 重点
【学務課】

【取組内容】

- 保護者から徴収する給食費を区の歳入とし、区の予算から支出する公会計化を行い、各学校の教職員が担っている給食費の徴収・管理に関する事務を教育委員会事務局の職員が担うことで教職員の負担軽減を図ります。
- 口座振替対象金融機関の増加や金融機関の窓口納付等の多様な納付方法を導入し、保護者の利便性向上を図ります。
- 区の会計事務規則及び契約事務規則に則った管理を行い、給食費の管理における透明性の向上を図ります。
- 一年間分の給食費を区の予算として計上することで、計画的かつ安定的に学校給食を提供します。

取組目標	公会計化の実施	前期3年間			後期3年間
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6～8年度
成果指標	公会計化を実施した学校数	—	—	小・中学校（28校） 内小中一貫校2校含む	小・中学校（28校） 内小中一貫校2校含む

施策（2）安全・安心で魅力ある教育環境の整備

▶ SDGs のゴールとの関係：



幼児・児童・生徒数の増加により、港区の教育需要は、今後さらに増加することが予想されます。今後、幼児・児童・生徒数の推移を的確に捉え、学校施設の確保を進めるとともに、「港区公共施設マネジメント計画^{※77}」に基づき、学校施設の老朽化等に的確に対応し、安全・安心な教育環境の整備に取り組みます。

子どもたち一人ひとりが、家庭等の状況にかかわらず、夢と希望をもって成長していくよう、学びの未来応援施策を推進します。

教員の指導体制の充実、専門的な人材との連携などの体制整備に取り組みます。

①学校施設の充実

【学務課、学校施設担当】

【取組内容】

○幼児・児童・生徒数の増加や学校施設の老朽化に対応し、より良い教育環境と安全・安心な教育施設を確保するため、学校施設の新改築や教室の増設など、学校と協議をしながら計画的に整備を進めるとともに、改築に合わせて地震等災害時の避難場所における設備の充実を図ります。今後の幼児・児童・生徒数の動向については、まちづくり関係部署と連携を図り、その把握に努めるとともに、学校ごとの児童・生徒数及び学級数の将来推計を行います。また、3年度ごとに専門機関に依頼し、開発動向等を踏まえたより詳細な推計を実施します。

※77 港区公共施設マネジメント計画：公共施設の整備・活用の考え方、維持管理の進め方など、これからの中長期的な公共施設のあり方に関する基本的な考え方を示し、全庁横断的な取組を総合的に推進することを目的とした計画。

【各年度の取組内容】

全体計画目標 令和8年度末	現状 令和2年度見込	必要事業数 (目標-現状)	事業計画			
			前期（実施計画）			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
幼稚園 12 園	幼稚園 12 園	完成 1 園 (中之町)	中之町幼稚園（改築）			完成 1 園 (中之町)
		改築中 1 園 (赤羽)	赤羽幼稚園（改築）			改築中 1 園 (赤羽)
小学校 19 校	小学校 18 校	完成 2 校 (芝浜、赤羽)	芝浜小学校（建設）			完成 2 校 (芝浜、赤羽)
		改築中 1 校 (御田)	赤羽小学校（改築）			改築中 1 校 (御田)
教室数増 8 校 14 教室		【普通教室化改修】 教室数増 8 校 14 教室	御成門小学校 1 教室 赤坂小学校 1 教室	御成門小学校 1 教室 芝小学校 3 教室 高輪台小学校 1 教室 麻布小学校 1 教室	芝小学校 2 教室 白金小学校 1 教室 笄小学校 1 教室	教室数増 7 校 12 教室
中学校 10 校		完成 1 校 (赤坂)	赤坂中学校（改築）			完成 1 校 (赤坂)
教室数増 3 校 6 教室	中学校 10 校	教室数増 3 校 6 教室	【普通教室化改修】 (令和 6 年度以降実施予定)			(令和 6 年度以降実施予定)

調査:→

設計: - - - - →

建設中・改築中: —————→

②安全・安心な教育環境の整備

【生涯学習スポーツ振興課、学務課、学校施設担当】

【取組内容】

- 定期的に施設・設備の安全点検を実施するとともに、民間警備員の配置や校内非常放送設備等の整備により、学校施設の防犯上の安全対策を充実します。
- 児童・生徒への防犯ブザーの配付、幼稚園、小・中学校への折りたたみ式ヘルメットの配備、緊急時における園や学校から保護者へのメール配信など、学校や P T A 等と連携して子どもたちの安全確保に努めます。
- 区立小学校内で安全・安心に活動できる放課後の居場所づくり「放課 G O → ^{※78}」を推進するため、専用室等の整備に取り組みます。なお、学童クラブ事業に対応できる専用室等の確保など、条件が整った小学校では、学童クラブ事業を加えた「放課 G O → クラブ事業」の実施を検討します。

※78 放課 G O → : 小学生が放課後等の時間、安全・安心に活動できるよう学校内で実施している居場所づくり事業。放課 G O → に加え、小学校 1 年生から 3 年生で、保護者の就労などの事情で、放課後に家庭での保護を受けられない児童の日常生活と健全育成の場として、学童クラブ事業を行っている「放課 G O → クラブ」がある。

③防災等の安全に関する教育の推進

【教育指導担当】

【取組内容】

- 防災、防犯、交通安全、新型コロナウイルス等の感染症対策など、社会生活を営む上での様々なリスクから自らの安全安心を守ることができる力を養う教育を進めます。
- 教育課程に位置付けた地域防災訓練を幼稚園、小・中学校で実施し、児童・生徒の防災に関する知識や行動力を育成します。
- 防災訓練や防犯訓練を各幼稚園で実施し、児童自身の安全に対する意識や行動力を育みます。
- 警察等と連携した交通、情報モラル、不審者対応に関する安全教育や薬物乱用防止教室など、子どもの防犯意識、身の回りの危険から自分の身を守る意識を高め、事件や事故に遭わないための教育を充実します。
- 社会や学校のＩＣＴ化の進展に伴い、有害情報に接する危険性が増加する中、自分にとって必要な情報を取捨選択する能力や、インターネットやＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話の使用における情報モラル教育、情報を取り扱うときのマナーを身に付ける教育を推進します。

④学びの未来応援施策の推進

【教育指導担当】

【取組内容】

- 経済的な状況により、学習面の支援が受けられない家庭の中学校3年生の生徒を対象に、区有施設を活用して学びの未来応援学習講座を開催し、基礎的学力の定着を図ります。
- 学校で解決が図れない学力や家庭教育の面で支援を必要とする対象児童・生徒について、小児精神科医、弁護士、スクールソーシャルワーカー、(仮称) 港区立子ども家庭総合支援センター相談支援担当などで構成された会議体で解決方法を探り、個別支援計画を作成するとともに、個別支援計画をもとにスクールソーシャルワーカーが福祉関連機関と連携し、将来を見通して家庭教育の健全化を図ります。
- 子育てや家庭学習定着等に関する「学びの未来応援家庭教育講座」の開催により、家庭教育の啓発を行うとともに保護者同士の交流を図り、児童・生徒の養育環境の改善を図ります。

第4章

計画の推進

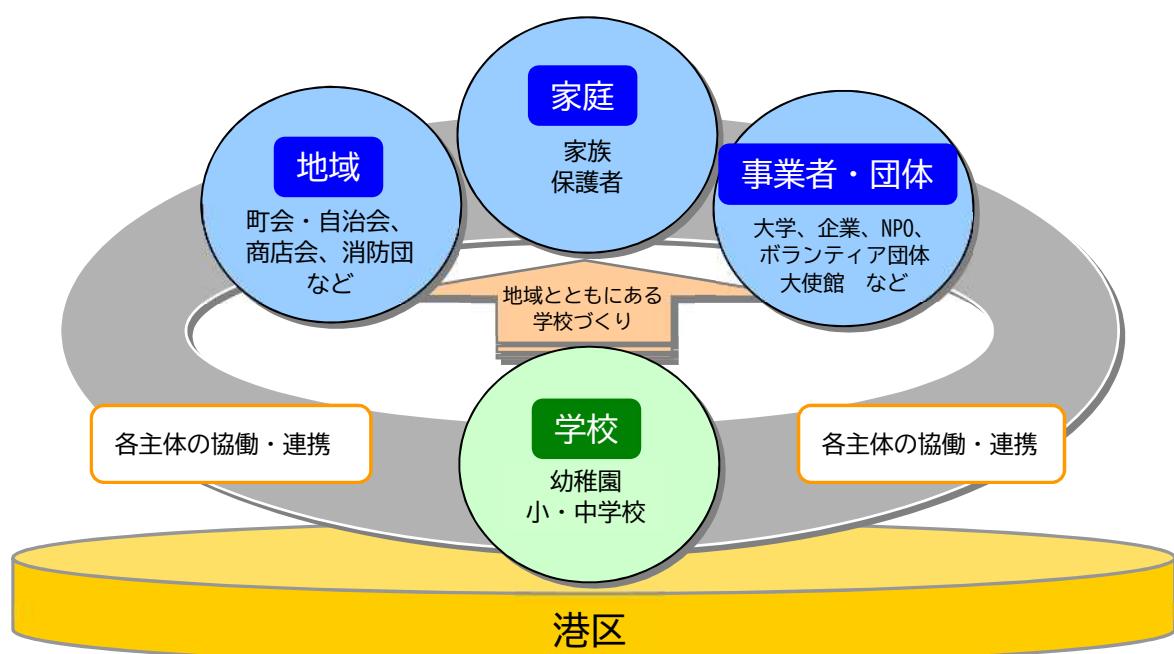
1 計画の推進体制

(1) 推進体制

港区、幼稚園、小・中学校、家庭、地域、事業者・団体といった多様な主体との協働・連携により、本計画に掲げる施策、事業を着実に推進します。

それぞれの主体がもつ強みを取り入れ、特色と魅力のある学校教育を展開します。

<推進のイメージ図>



(2) 各主体の役割

各主体が、港区の学校教育の担い手として役割を果たしながら、協働することで、子どもの充実した学びを支える環境をつくることができます。

①幼稚園、小・中学校

遊びや学習を通じて協調性や規範意識を育むとともに、学力、体力の向上、子どもの個性と創造力を伸ばす教育を推進します。保護者や地域に信頼される、魅力ある学校教育を実現するため、地域とともにある学校づくりに取り組みます。

②家庭

家族とのかかわりの中で、子どもの家族への信頼感や愛着を育み、人と人との絆を学ぶことや、基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせることが求められます。学校や地域と積極的にかかわり、ともに子どもを育む視点をもつことも必要です。

③地域

学校や家庭と協働して、子どもたちの健全な育成と学びを支える環境づくりが必要です。子どもたちが多様な世代と交流する機会を創出し、社会性を備えた豊かな心の育成に寄与することが求められます。

④事業者・団体

専門的な知識や人材、設備などを生かして、子どもたちの社会体験や学習の場を創出することが求められます。学校、家庭、地域との交流の機会をもち、地域の一員として子どもの教育に関わることも期待されます。

⑤港区

「夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する」子どもを育むため、学校、家庭、地域の協働・連携を支える環境づくりを推進します。生涯学習、スポーツ、環境、防災など、子どもの健やかな成長に関する府内の各部局と連携し、学校教育の充実に取り組みます。

2 計画の進行管理

(1) 管理方法

本計画に計上した施策は、計画【Plan】実行【Do】点検・評価【Check】見直し・改善【Action】のサイクルで着実に推進します。

計画の中間年度となる令和5（2023）年度及び最終年となる令和8（2026）年度に達成状況を点検・評価し、その結果を踏まえ次期計画を策定します。

(2) 評価方法

本計画の施策・取組に対する評価は、行政による評価、区民を対象としたアンケート調査の結果等を踏まえて総合的に行います。

①行政による評価

ア 事業所管課による進捗・目標達成度評価【毎年度実施】

本計画に掲げる全事業について、取組状況や成果指標の達成状況、課題等を各事業推進課において評価し、その結果を事業の見直しや改善等につなげることを目的に実施します。

イ 事務事業評価【毎年度実施】

各事務事業の必要性、効果性、実施手法の効率性等について評価し、その結果を事業の見直しや改善等につなげることを目的として実施します。

ウ 港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価【毎年度実施】

本計画に計上している事業について、取組状況及びその成果を学識経験者の専門的な視点で点検及び評価し、課題や今後の取組の方向性を示すことを目的に実施します。

エ 政策評価【3年ごとに実施】

港区基本計画に掲げる施策の実施状況や効果等について、学識経験者の専門的な視点や区民の視点から政策の達成度を評価するとともに、各種施策について今後の方向性を明らかにすることを目的として実施します。

②区民等の意見

ア みなしタウンフォーラムや各総合支所の区民参画組織からの意見、提言
みなしタウンフォーラムや各総合支所の区民参画組織など、区民から意見や提言をいただきます。

イ 区民を対象としたアンケート調査

3年に1回程度、港区の教育施策や学校における取組への満足度や、学校への期待・要望等について調査します。

区の木

区の花



ハナミズキ



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を
一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

港区学校教育推進計画(素案)

令和2(2020)年11月

発行：港区教育委員会

編集：港区教育委員会事務局学校教育部

教育人事企画課

港区芝公園一丁目5番25号

03-3578-2111 (代表)